

鳥栖市高齢者福祉計画 (案)

[第10期 (令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)]

鳥栖市

目 次

第1章 計画の概要

- 1. 計画策定の背景と趣旨 2
- 2. 計画の位置づけ 3
- 3. 計画の策定体制 5
- 4. 計画の期間 7

第2章 高齢者の現状と将来推計

- 1. 総人口・高齢者人口の現状と将来推計 10
- 2. 要支援・要介護認定者数の現状と将来推計 16
- 3. 高齢者の実態と課題 18

第3章 計画の基本理念と基本目標

- 1. 計画の基本理念 44
- 2. 基本目標 45

第4章 施策の展開

- 基本目標1 ～ 介護予防 ～ 地域参加と健康づくりの推進 52
 - 1. 生きがいづくり・社会参加の促進 52
 - 2. 敬老事業 57
 - 3. 一般介護予防事業 59
 - 4. 介護予防・生活支援サービス事業 67
- 基本目標2 ～ 生活支援・住まい ～
 - 住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進 70
 - 1. 生活支援体制の構築・推進 70
 - 2. 見守り・支えあいのネットワーク構築 74
 - 3. 災害に対する備え 76
 - 4. 在宅福祉サービス事業 77
- 基本目標3 ～ 医療・介護 ～ 地域における多職種連携の推進 82
 - 1. 認知症施策の推進 82
 - 2. 包括的支援事業 86
 - 3. 高齢者の権利擁護 88
 - 4. 在宅医療・介護連携の推進 92

第5章 計画の推進体制

- 1. 各種関係機関との連携及び計画の推進体制 94
- 資料編 96

第1章

計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

【背景】

わが国は総人口が減少し続ける一方、高齢者人口は増加しています。「令和5年版高齢社会白書」によると、令和4(2022)年10月1日時点の日本の総人口は1億2,495万人であり、そのうち65歳以上の高齢者は3,624万人、高齢化率は29.0%であるとされています。

本計画期間中には「団塊の世代」の全員が75歳以上となる令和7(2025)年を迎えるほか、「団塊ジュニア世代」の高齢化により今後さらに高齢化が進行していき、65歳以上の高齢者は令和25(2043)年に3,953万人でピークを迎えるとされています。

また、15～64歳の生産年齢人口(現役世代)は急減し、令和4(2022)年時点の高齢者1人に対して現役世代2.0人という比率は、令和22(2040)年には高齢者1人に対し現役世代1.6人という比率になることが見込まれています。

このような中、国においては、要介護状態が重度化しても住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、令和7(2025)年を目途に医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築することを目指してきました。

そして、現在国では、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会の実現が、地域包括ケアシステムの目指す方向であると位置づけ、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図っています。

本市では、令和5(2023)年10月1日時点の高齢化率は24.1%と高齢化は進行しており、これからさらに高くなることが予想され、健康寿命の延伸のため、認知症対策や身体機能の維持等への対策がこれまで以上に求められています。特に認知症については、本市の糖尿病と高血圧の有所見者の状況から、発症される方が増加することが予想されます。高齢者のみ世帯の増加、85歳以上人口の増加に伴い、認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中で、地域で生活する高齢者の見守り体制の強化や意思決定支援、権利擁護の重要性が高まっています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の健康づくりや介護予防の活動が自粛されてきた状況も見られることから、感染防止に配慮しつつ、活動再開や参加率向上に向けた取組を推進していくことが必要となっています。

【趣旨】

これまで本市では、高齢者施策の方向性を示す計画として、令和3(2021)年度～令和5(2023)年度を計画期間とする『第9期鳥栖市高齢者福祉計画』を策定し、これに基づく施策の展開を図ってきました。

『鳥栖市高齢者福祉計画』は、鳥栖地区広域市町村圏組合による『介護保険事業計画』と一体的に策定されるもので、両計画は3年ごとの見直しが定められた法定計画であることから、今般の介護保険制度の改正や本市における高齢者の状況の変化等を踏まえつつ、計画の見直しをする必要があります。

これまでの国・県や本市の状況を踏まえ、本市に暮らす高齢者がそれぞれの住み慣れた地域において、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを目指し、市民・団体・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる計画として、令和6(2024)年度～令和8(2026)年度を計画期間とする『第10期鳥栖市高齢者福祉計画』を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

「高齢者福祉計画」は全ての高齢者を対象とした本市の高齢者福祉に関する計画であり、主に介護保険給付対象サービス以外の、高齢者に係るサービスの必要な見込量や整備計画等を示すものです。

一方、鳥栖地区広域市町村圏組合が策定する「介護保険事業計画」は、介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとの見込量等について定め、介護保険の事業費の見込みを明らかにし、その推進方策を示す介護保険運営のもととなる事業計画です。

<p>老人福祉法 第 20 条の 8 第 1 項</p> <p>第 7 項</p>	<p>市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。</p> <p>市町村老人福祉計画は、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画と一体的なものとして作成されなければならない。</p>
---	--

<p>介護保険法 第 117 条 第 1 項</p> <p>第 6 項</p>	<p>市町村は、<u>基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。</u></p> <p>市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。</p>
---	---

高齢者福祉計画
(老人福祉計画)

介護保険事業計画

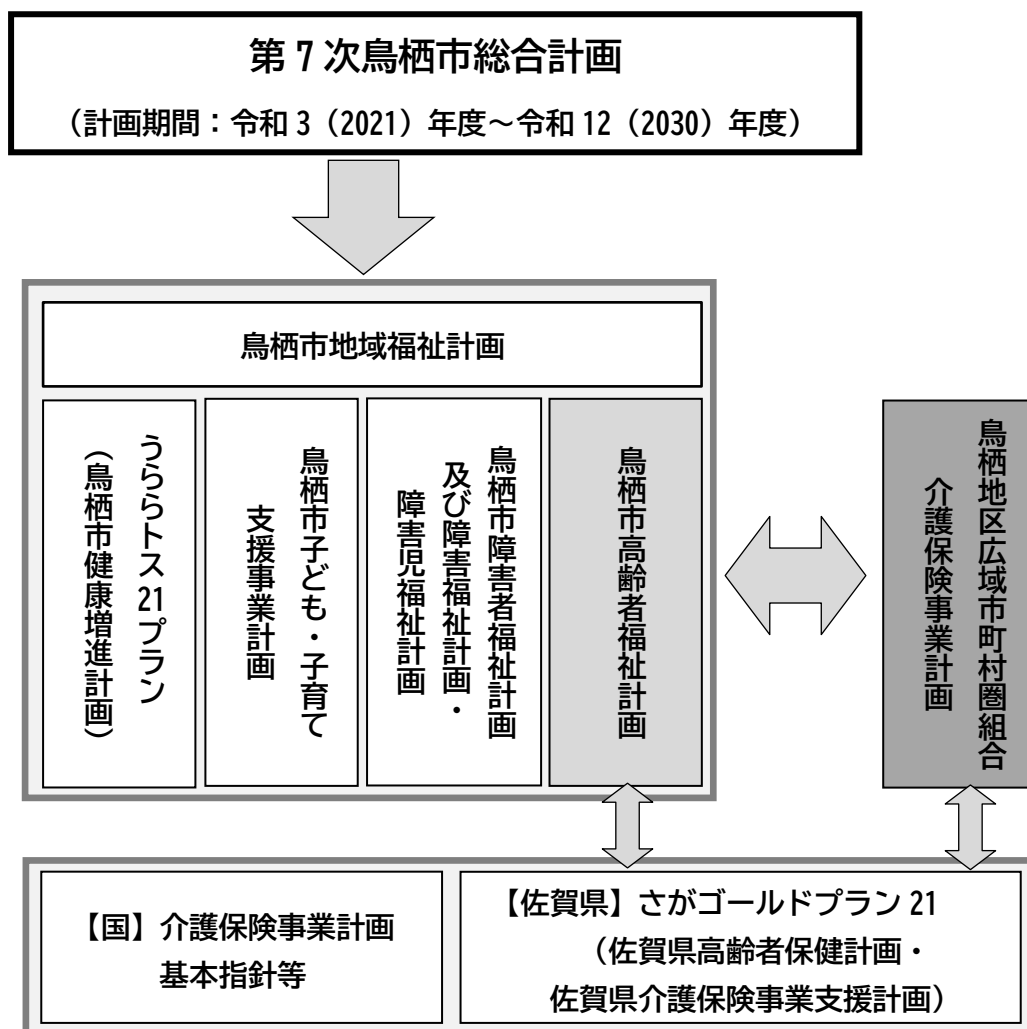
高齢者福祉計画とは鳥栖市における高齢者に関する政策全般に係る計画であり、介護保険の対象とならない高齢者福祉サービスはもとより、その他の関連施策も計画の対象。

介護保険事業計画とは鳥栖地区広域市町村圏組合が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画。

(2) 鳥栖市の計画体系における位置づけ

本計画は、本市における最上位計画である「第7次鳥栖市総合計画」(令和3(2021)年度～令和12(2030)年度)の高齢者福祉に関する個別計画として策定するものです。

また、本計画は、鳥栖地区広域市町村圏組合が策定する「第9期介護保険事業計画」(計画期間：令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)との整合性を図り、地域における高齢者福祉事業全般に関する計画として位置づけるほか、本市の他の福祉関連計画や保健・医療、住宅、生涯学習等の関連分野における市の個別計画等と整合性のある計画として策定します。



3. 計画の策定体制

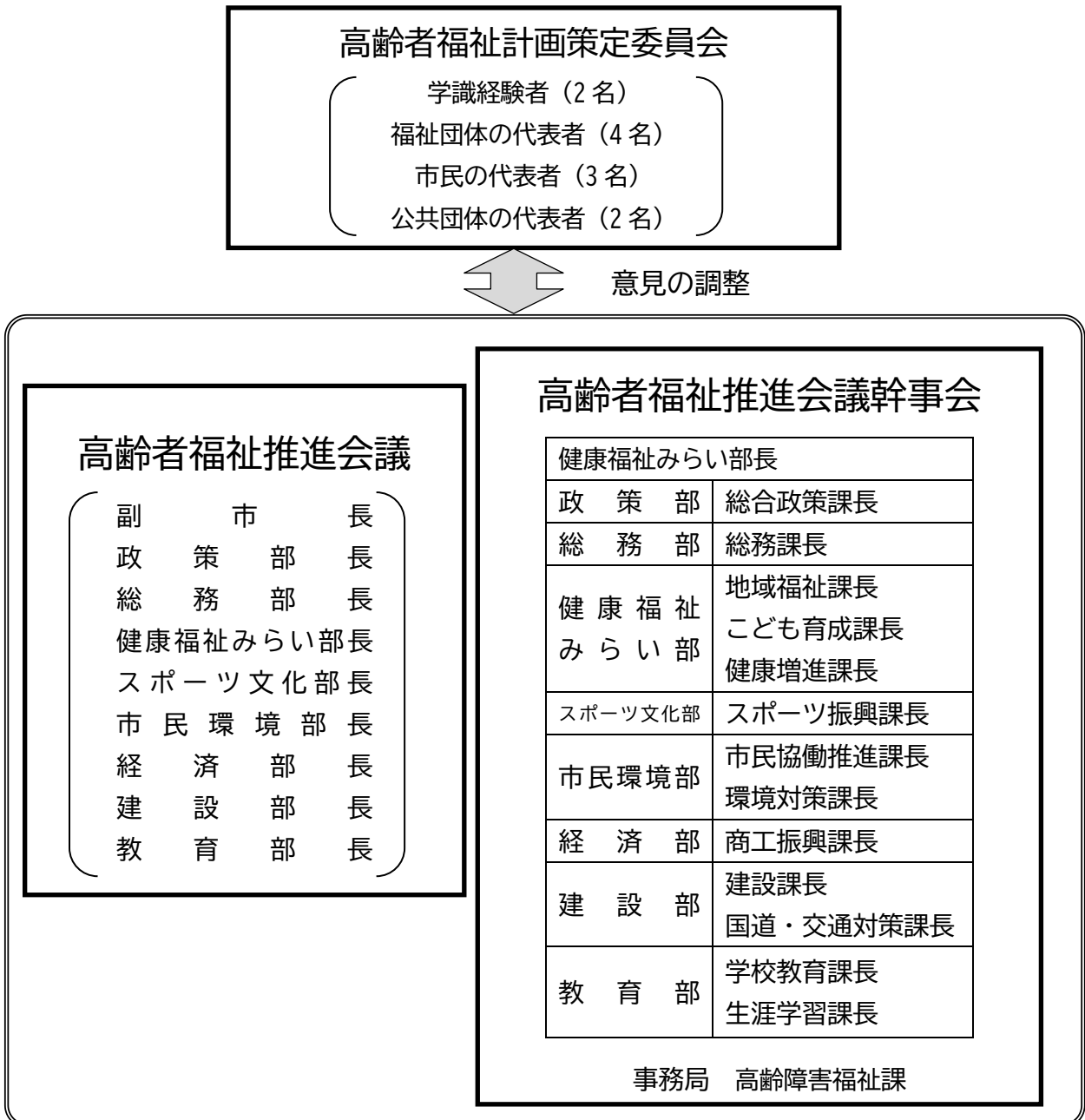
(1) 鳥栖市高齢者福祉推進会議

本計画の策定及び策定後の計画推進のため、副市長及び各部の部長で構成する「鳥栖市高齢者福祉推進会議」並びに関係各課の課長で構成する「鳥栖市高齢者福祉推進会議幹事会」を設置し協議を行い、鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会との調整を行います。

(2) 鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会

高齢者福祉施策については、幅広い関係者の協力を得ながら、地域の実情に応じた施策展開が求められています。

そのため、本計画は学識経験者及び福祉団体・市民・公共団体の代表者で構成し幅広い分野の関係者を委員とする「鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会」において協議を行い、策定します。



(3) 高齢者要望等調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、成年後見制度に関するアンケート調査）

【調査の目的】

本調査は、鳥栖市における高齢者等の生活実態や健康状態等を把握し、本計画並びに鳥栖地区広域市町村圏組合が策定する「第9期介護保険事業計画」の基礎資料とすることを目的に実施しました。

【調査の種類と配布・回収状況】

令和4（2022）年10月5日～11月18日及び令和5（2023）年7月に実施しました。各調査の概要及び配布・回収状況は次のとおりです。

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

調査対象	要介護1～5の認定を受けていない65歳以上の高齢者
調査方法	郵送配布－郵送回収
有効回収数	1,739人

【在宅介護実態調査】

調査対象	更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける在宅の要介護認定者
調査方法	郵送配布－郵送回収
有効回収数	507人

【成年後見制度に関するアンケート調査】

調査対象	出前講座や介護予防事業に参加した高齢者
調査方法	講座や事業等参加者に直接配布・回収
有効回収数	200人

(4) パブリック・コメントの実施

パブリック・コメント制度とは、市民の皆様の声を市政に生かすため、市の重要な政策等を決定する場合、あらかじめ「案」の段階から公表して市民の皆様の意見を頂き、その意見等を十分に考慮した上で、最終的な意思決定を行う制度です。

これは、多くの方の意見を伺うことで、市が意思決定を行うにあたって、公正性を確保するとともに、説明責任の徹底を図るものです。

4. 計画の期間

介護保険事業計画が3年ごとに見直しを行うことに合わせ、高齢者福祉計画についても介護保険事業計画と一体的なものとして作成しなければならないとされ（P3 参照）、今回策定する「鳥栖市高齢者福祉計画」は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年を計画期間とします。

また、計画策定にあたっては、団塊ジュニア世代が65歳以上に達するとともに、85歳以上の人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者等様々なニーズのある要介護高齢者の増加、生産年齢人口が急減することが見込まれる令和22（2040）年度を見据えた中長期視点から、これを行うこととしています。

元号	令和									
年度	3年 (2021年)	4年 (2022年)	5年 (2023年)	6年 (2024年)	7年 (2025年)	8年 (2026年)	9年 (2027年)	10年 (2028年)		22年 (2040年)
スケジュール	令和22（2040）年度を見据えた中長期視点からの計画									
	第9期高齢者福祉計画									
	（計画見直し）									
	第8期介護保険事業計画									
	介護保険料（3か年間）									
	（計画見直し）									
				第10期高齢者福祉計画						
			（計画見直し）							
			第9期介護保険事業計画							
			介護保険料（3か年間）							
			（計画見直し）							

次期計画については、令和8（2026）年度中に見直しを行い、令和9（2027）年度から令和11（2029）年度を計画期間とする計画として策定を行うこととなります。

第

1

章

計画の概要

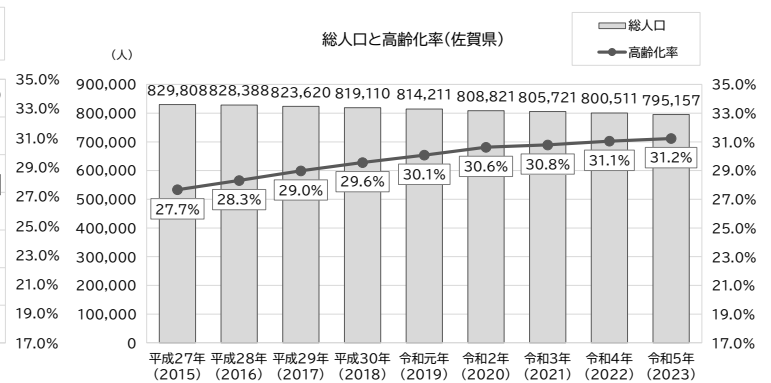
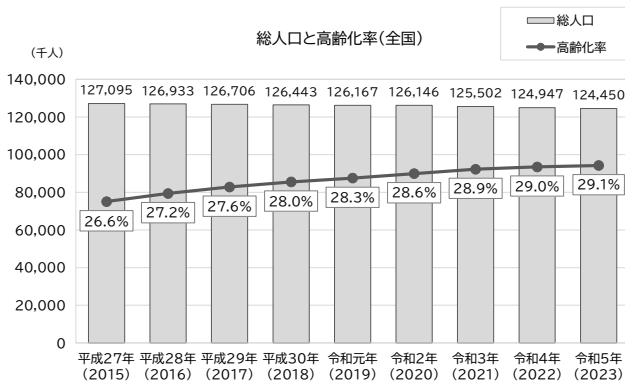
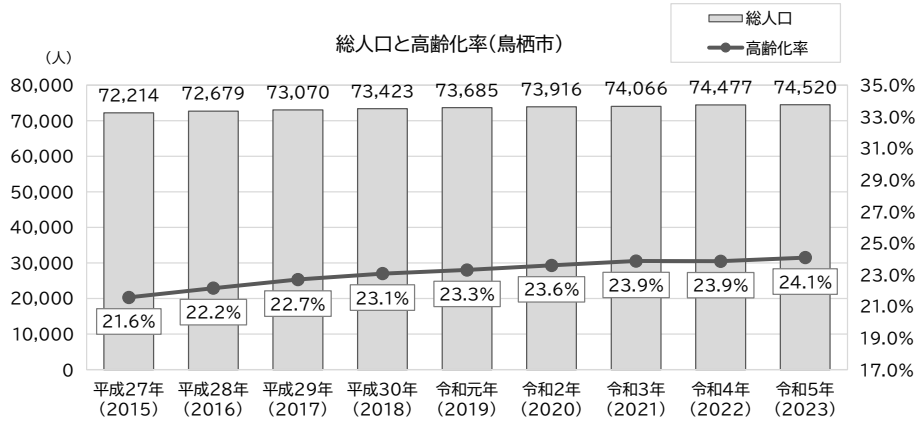
第2章

高齢者の現状と将来推計

1. 総人口・高齢者人口の現状と将来推計

(1) 総人口・高齢者人口の現状

本市の総人口は依然として増加傾向で推移しており、令和5(2023)年には74,520人となっています。高齢化率は令和5(2023)年には24.1%となっており、全国に比べて約5ポイント、佐賀県全体に比べて約7ポイント低い水準となっています。

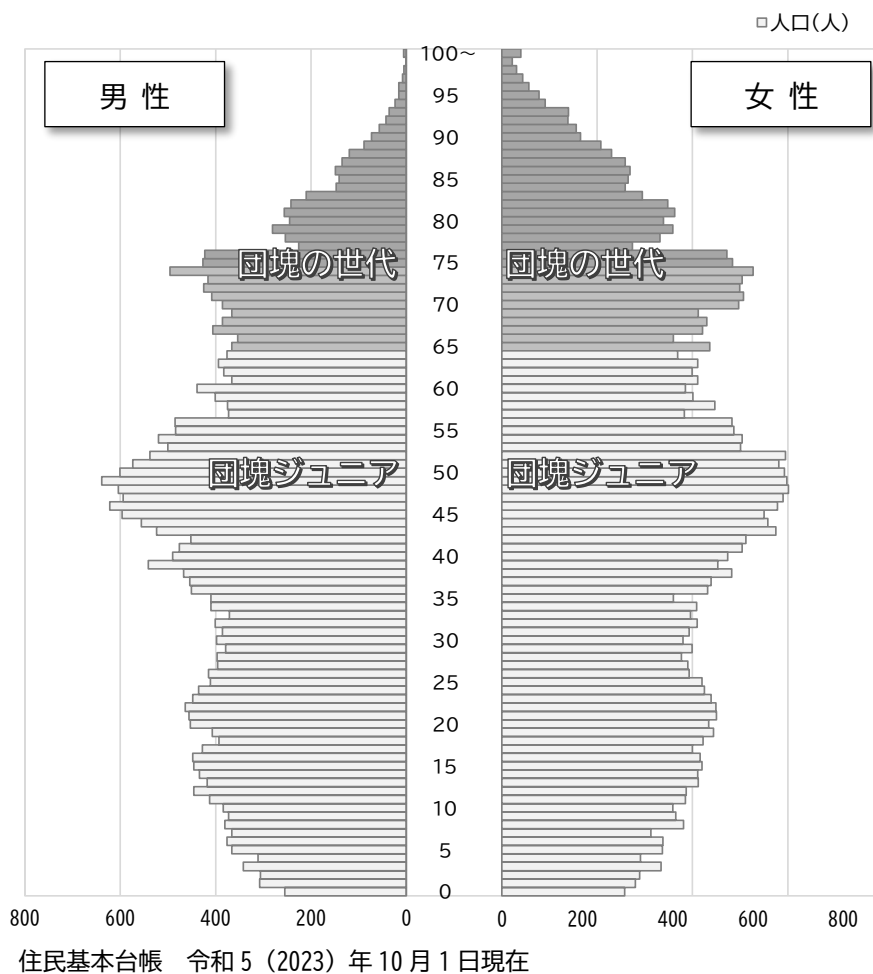


	住民基本台帳(各年10月1日時点)								
	平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)
総数	72,214	72,679	73,070	73,423	73,685	73,916	74,066	74,477	74,520
0~14歳	12,099	11,937	11,856	11,739	11,541	11,417	11,236	10,964	10,619
15~39歳	21,467	21,315	21,127	21,030	20,918	20,780	20,734	21,021	21,098
40~64歳	23,075	23,325	23,503	23,711	24,054	24,279	24,417	24,723	24,852
65歳以上	15,573	16,102	16,584	16,943	17,172	17,440	17,679	17,769	17,951
65~74歳	8,229	8,446	8,628	8,764	8,737	8,862	9,074	8,782	8,602
75歳以上	7,344	7,656	7,956	8,179	8,435	8,578	8,605	8,987	9,349
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0~14歳	16.8%	16.4%	16.2%	16.0%	15.7%	15.4%	15.2%	14.7%	14.2%
15~39歳	29.7%	29.3%	28.9%	28.6%	28.4%	28.1%	28.0%	28.2%	28.3%
40~64歳	32.0%	32.1%	32.2%	32.3%	32.6%	32.8%	33.0%	33.2%	33.3%
65歳以上	21.6%	22.2%	22.7%	23.1%	23.3%	23.6%	23.9%	23.9%	24.1%
65~74歳	11.4%	11.6%	11.8%	11.9%	11.9%	12.0%	12.3%	11.8%	11.5%
75歳以上	10.2%	10.5%	10.9%	11.1%	11.4%	11.6%	11.6%	12.1%	12.5%

鳥栖市：住民基本台帳(平成27(2015)年~令和5(2023)年：10月1日現在実績)

全 国：総務省統計局人口推計(平成27(2015)年~令和4(2022)年：10月1日現在人口、令和5(2023)年のみ9月1日現在人口)

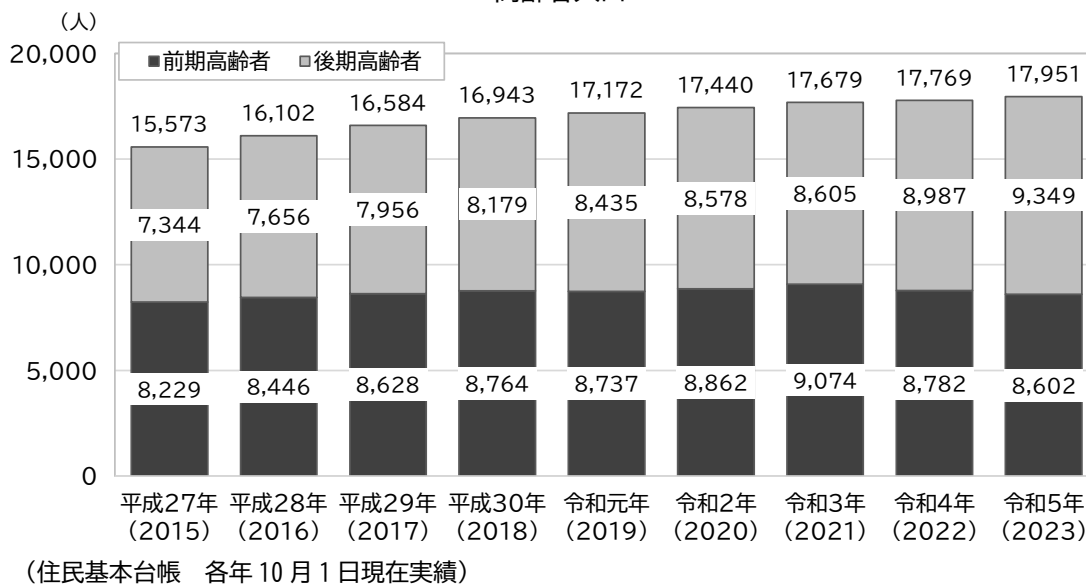
鳥栖市の人口構造



高齢者人口については、一貫して増加を続けており、令和 5 (2023) 年には 17,951 人となっています。

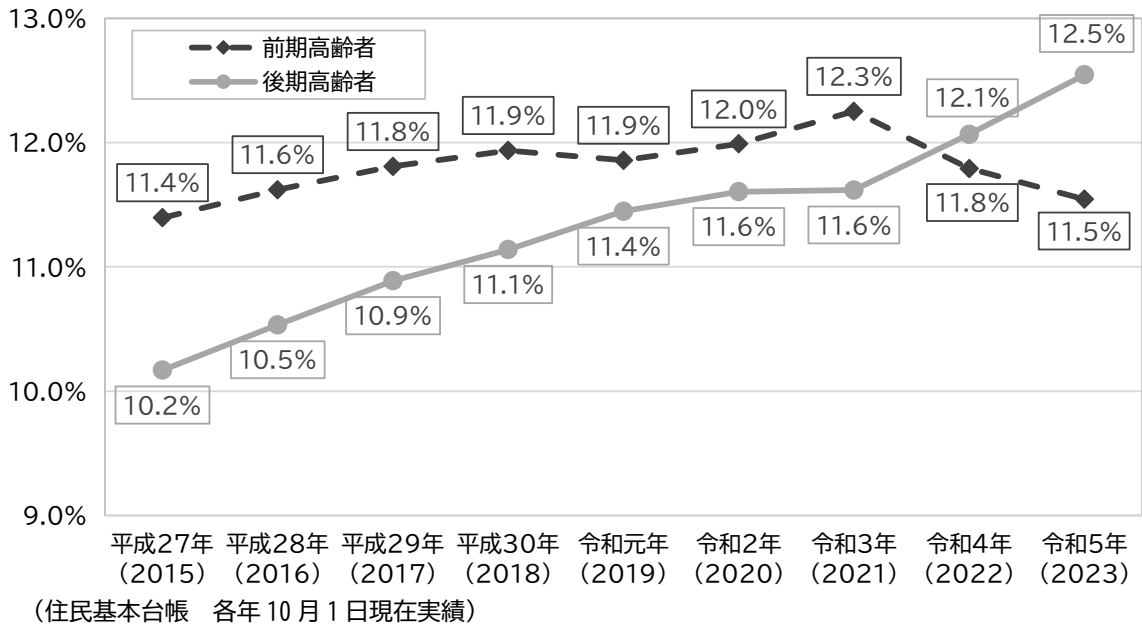
前期高齢者 (65~74 歳)・後期高齢者 (75 歳以上) 別にみると、前期高齢者は令和 3 (2021) 年をピークに 2 年間で 472 人減少しています。後期高齢者は増加を続け、平成 27 (2015) 年度と比べると 2,005 人増加しています。

高齢者人口



前期高齢者、後期高齢者が総人口に占める割合をみると、前期高齢者率は令和3（2021）年をピークに減少しているのに対し、後期高齢者率は増加傾向が急になっています。

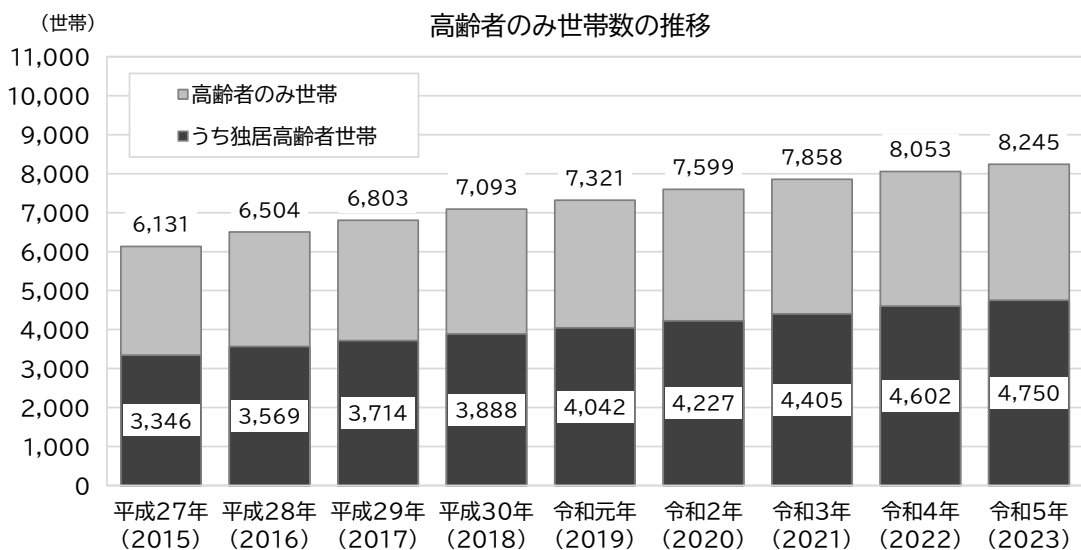
前期高齢者率と後期高齢者率



(2) 高齢者のみ世帯の現状

本市の高齢者のみ世帯数は、年々増加傾向にあり、平成27（2015）年から令和5（2023）年までの8年間に2,114世帯増となっています。

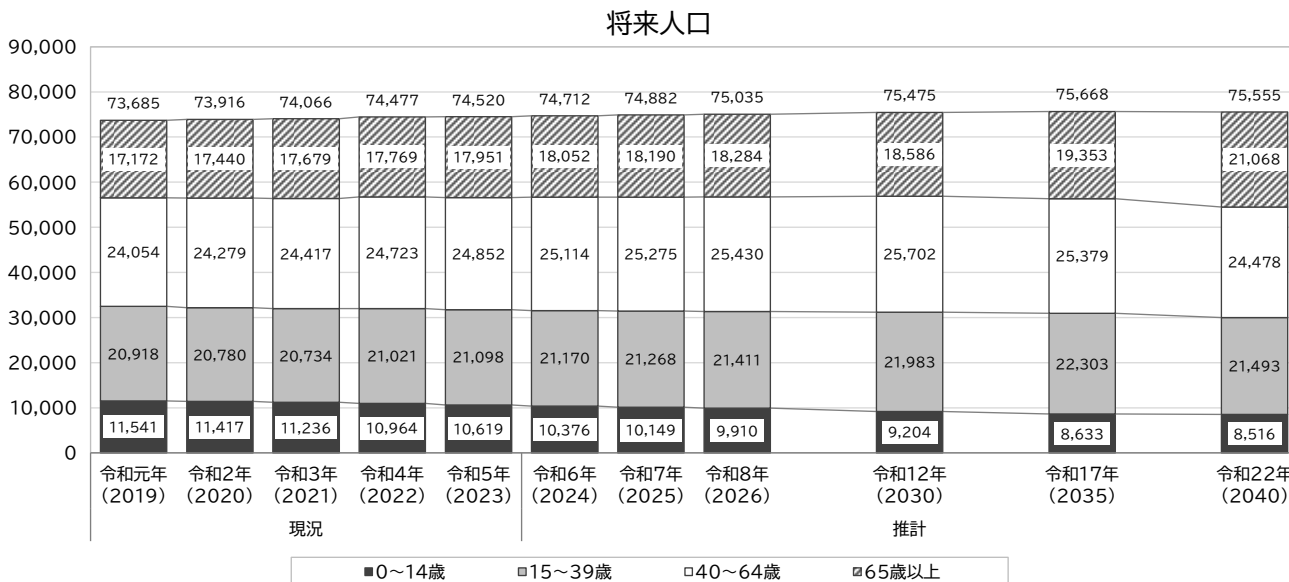
また、独居高齢者世帯数も同様に増加傾向にあり、平成27（2015）年から令和5（2023）年までの8年間に1,404世帯増となっています。



(3) 総人口・高齢者人口の将来推計

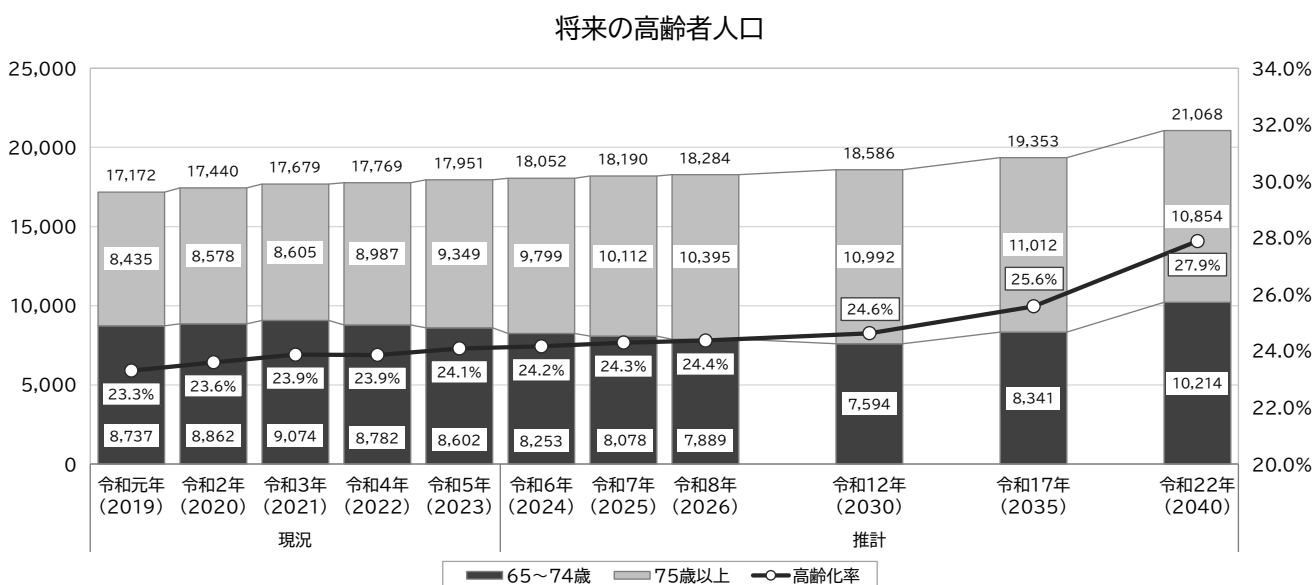
※将来人口は、性別・1歳別のコーホート変化率法による推計です。

本市の総人口については、今後も緩やかな増加傾向で推移し、令和 8 (2026) 年には 75,035 人に、令和 22 (2040) 年には 75,555 人になるものと見込まれます。



(住民基本台帳 令和元 (2019) 年~令和 5 (2023) 年は 10 月 1 日現在実績、令和 6 (2024) 年以降は実績値の推移に基づいた推計値)

将来の高齢者人口についても、増加傾向で推移し、令和 8 (2026) 年には 18,284 人に、また、令和 22 (2040) 年には 21,068 人にまで増加するものと見込まれます。この間、前期高齢者は令和 3 (2021) 年をピークに減少に転じますが、令和 12 (2030) 年以降は再び増加することが見込まれます。

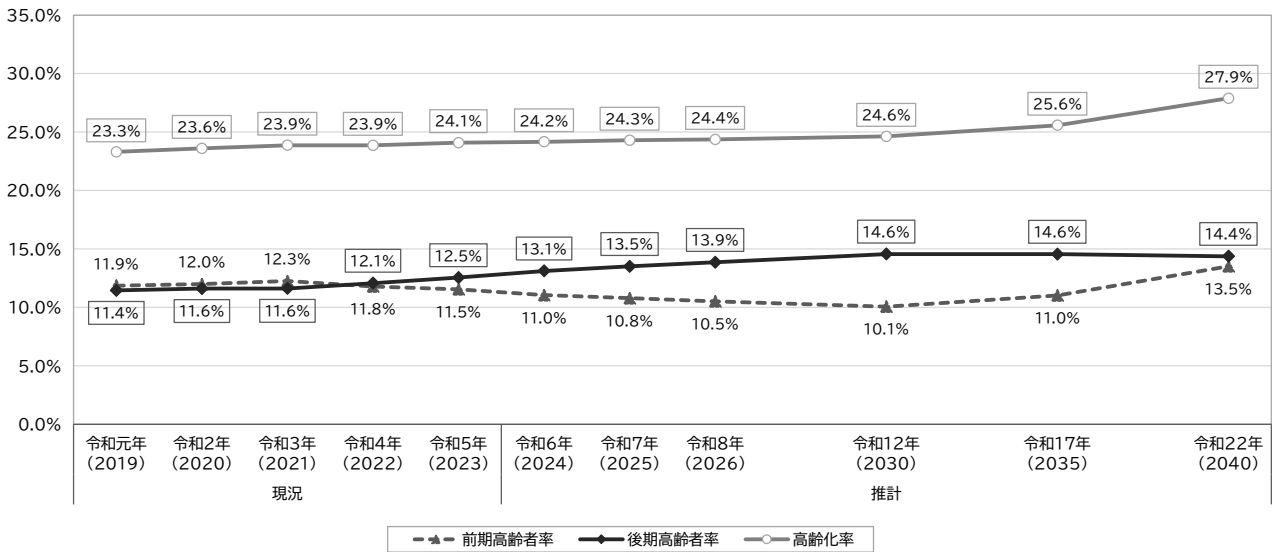


(住民基本台帳 令和元 (2019) 年~令和 5 (2023) 年は 10 月 1 日現在実績、令和 6 (2024) 年以降は実績値の推移に基づいた推計値)

高齢化率についても、微増の傾向で推移し、令和8(2026)年に24.4%、また、令和22(2040)年には27.9%まで増加するものと見込まれます。

この間、後期高齢者率(総人口に占める後期高齢者の割合)は令和12(2030)年頃までは増加を続け、その後令和22(2040)年頃まではほぼ横ばいで推移する見込みです。前期高齢者率(総人口に占める前期高齢者の割合)については令和12(2030)年頃まで減少傾向にあります。その後令和22(2040)年頃にかけて再び増加する見込みです。

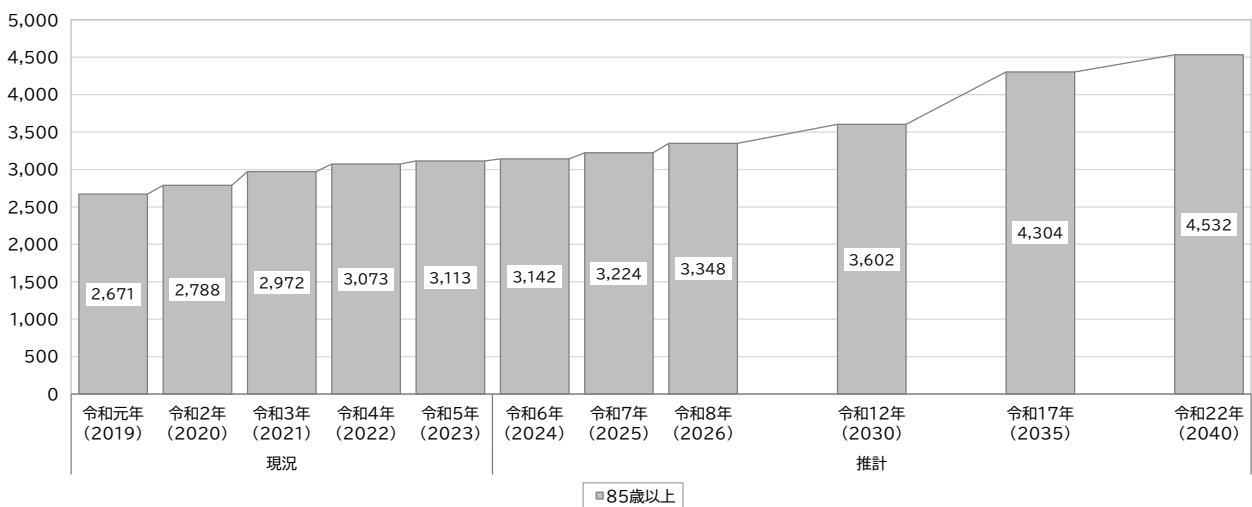
将来の高齢化状況



(住民基本台帳 令和元(2019)年～令和5(2023)年は10月1日現在実績、令和6(2024)年以降は実績値の推移に基づいた推計値)

医療と介護双方のニーズを有しやすい85歳以上人口についても、令和8(2026)年には3,348人、令和22(2040)年には4,532人にまで増加するものと見込まれます。

将来の85歳以上人口

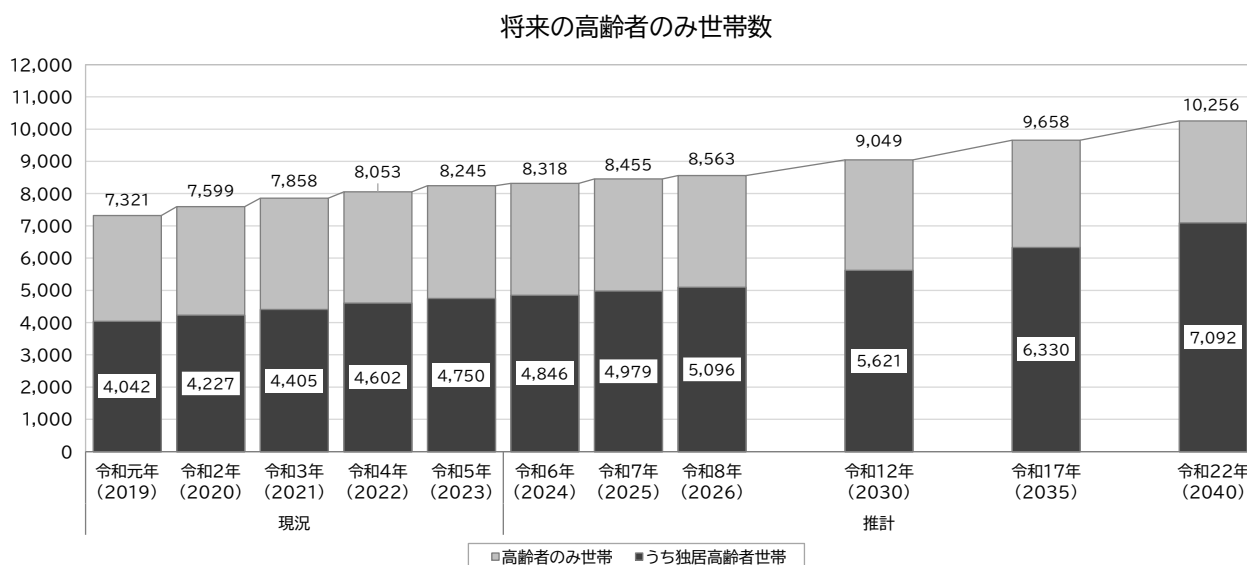


(住民基本台帳 令和元(2019)年～令和5(2023)年は10月1日現在実績、令和6(2024)年以降は実績値の推移に基づいた推計値)

(4) 高齢者のみ世帯の将来推計

本市の高齢者のみ世帯数は、令和 8 (2026) 年には 8,563 世帯、令和 22 (2040) 年には 10,256 世帯にまで増加するものと見込まれます。

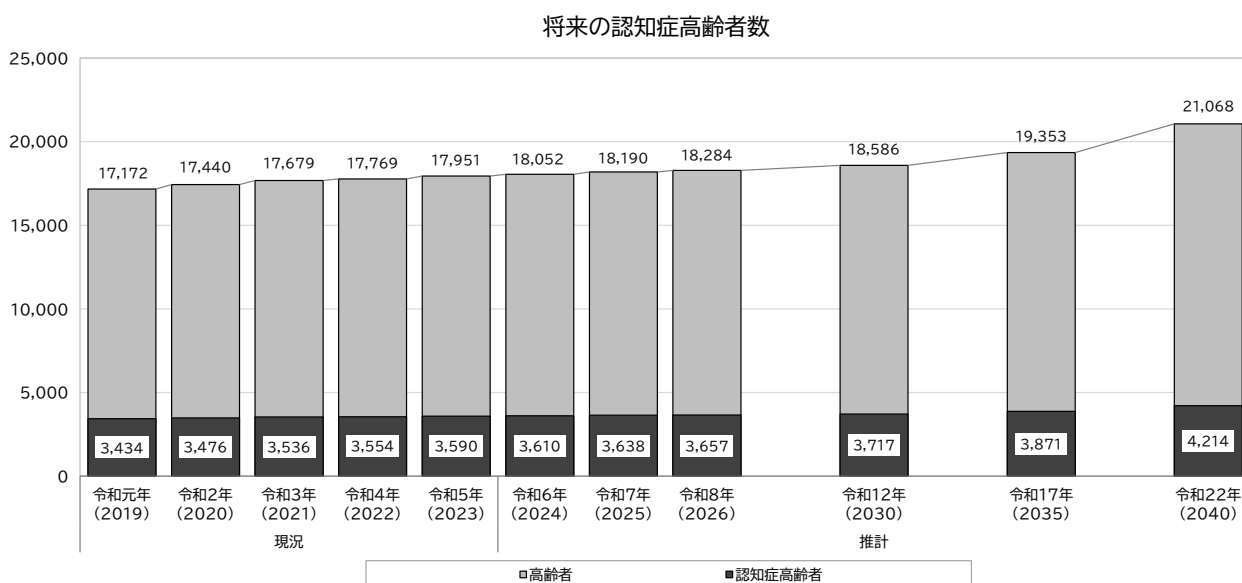
また、独居高齢者世帯数は、令和 8 (2026) 年には 5,096 世帯、令和 22 (2040) 年には 7,092 世帯にまで増加するものと見込まれます。



(住民基本台帳 令和元 (2019) 年～令和 5 (2023) 年は 10 月 1 日現在実績、令和 6 (2024) 年以降は実績値の推移に基づいた推計値)

(5) 認知症高齢者の将来推計

本市の認知症高齢者については、高齢者人口の増加や高齢者のみ世帯の増加に伴い、令和 8 (2026) 年には 3,657 人に、また、令和 22 (2040) 年には 4,214 人にまで増加するものと見込まれます。



※認知症高齢者については、65 歳以上人口に認知症推定値有病率 20% を乗じて算出

厚生労働省 認知症施策推進総合戦略 (新オレンジプラン) ～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～の概要より

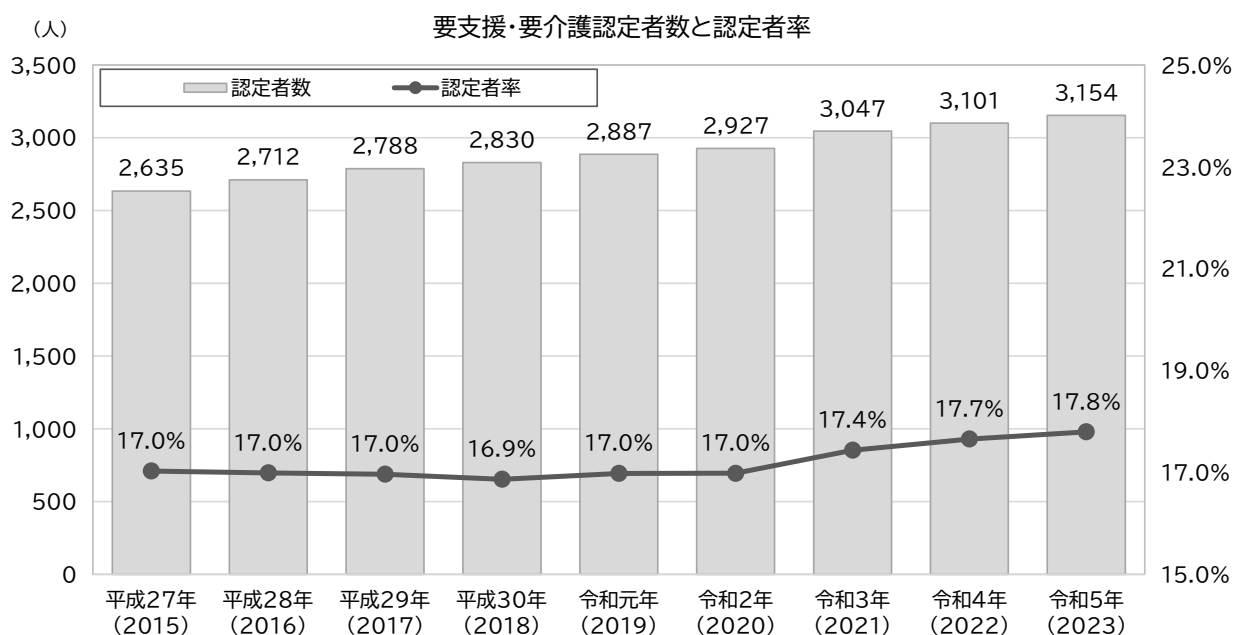
(住民基本台帳 令和元 (2019) 年～令和 5 (2023) 年は 10 月 1 日現在実績、令和 6 (2024) 年以降は実績値の推移に基づいた推計値)

2. 要支援・要介護認定者数の現状と将来推計

(1) 要支援・要介護認定者数の現状

高齢者のうち要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、令和5（2023）年には3,154人となっています。

第1号被保険者に占める割合（認定者率）としてみると、令和5（2023）年には17.8%となっています。



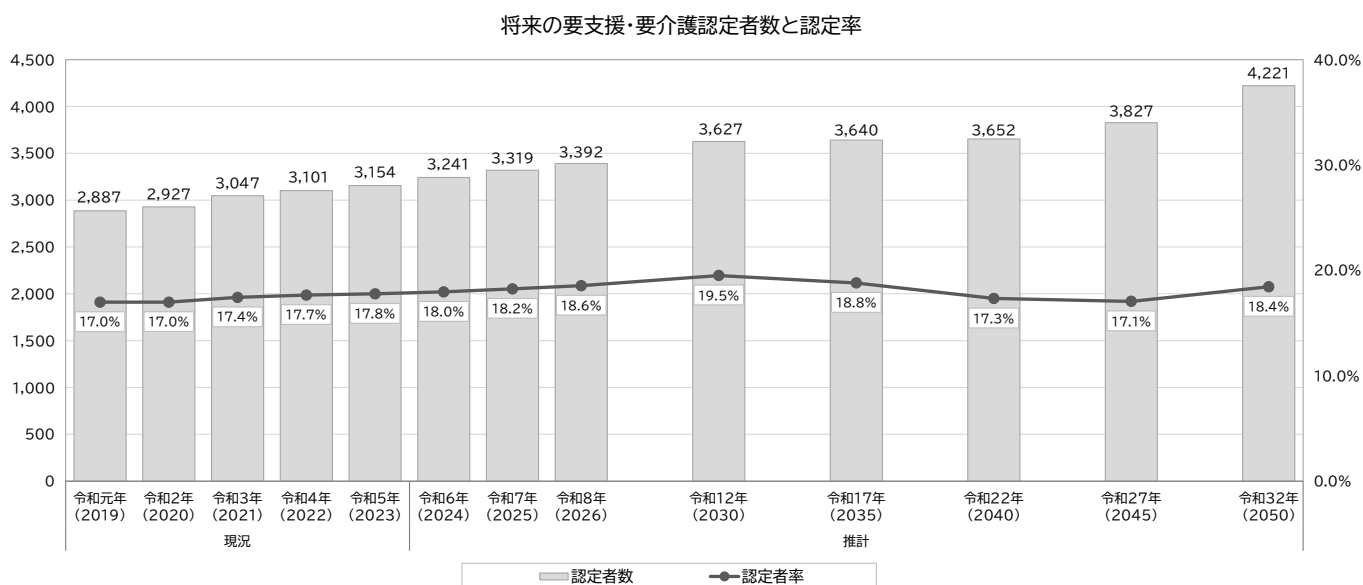
	鳥栖地区広域市町村圏組合 統計情報【各年9月末】									比 (R5/H27)
	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	
認定者数	2,635	2,712	2,788	2,830	2,887	2,927	3,047	3,101	3,154	1.20
要支援1	388	391	363	375	377	386	370	369	380	0.98
要支援2	369	410	420	439	459	441	474	492	510	1.38
要介護1	725	742	795	793	841	890	961	938	967	1.33
要介護2	415	401	407	396	410	421	409	440	440	1.06
要介護3	292	326	352	347	323	360	377	394	399	1.37
要介護4	241	251	274	287	282	270	288	300	297	1.23
要介護5	205	191	177	193	195	159	168	168	161	0.79
認定者率	17.0%	17.0%	17.0%	16.9%	17.0%	17.0%	17.4%	17.7%	17.8%	

※認定率＝認定者数/住所地特例を除く第1号被保険者数（65歳以上高齢者）

(2) 要支援・要介護認定者数の将来推計

高齢者のうち要支援・要介護認定者数は、高齢者人口の増加に伴い、今後も増加傾向が予想され、令和 8 (2026) 年には 3,392 人に、令和 22 (2040) 年には 3,652 人となり、その後も増加するものと見込まれます。

認定者率については、令和 12 (2030) 年頃まで増加傾向で推移し、令和 8 (2026) 年には 18.6%、令和 12 (2030) 年には 19.5%になるものと見込まれます。令和 12 (2030) 年以降は高齢者人口に占める前期高齢者数の割合が増加するため、認定率は一時的に低下し、その後は団塊ジュニア世代が 75 歳以上の後期高齢者となっていくため、再び上昇していく見込みです。



※認定率=認定者数/住所地特例を除く第1号被保険者数(65歳以上高齢者)

(令和元(2019)年~令和5(2023)年は9月末現在実績、令和6(2024)年以降は実績値の推移に基づいた推計値)

3. 高齢者の実態と課題

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より

要介護1～5の認定を受けていない65歳以上の高齢者の生活実態や健康状態を把握するために介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。

①生活機能リスクの状況

国の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、高齢者の生活機能や日常生活・社会参加について評価・判定を行うことができます。

生活機能のリスク該当者*の割合をみると、「認知症」や「うつ」「転倒」の項目でリスク該当者が3割弱から5割強いる状況です。

性・年齢別にみると、多くの項目で概ね年齢とともにリスク該当者の割合は大きくなっています。

【生活機能のリスク該当者】

		調査数「人」	生活機能 (%)							
			虚弱	運動器	転倒	閉じこもり	栄養	口腔	認知症	うつ
			(該当10点以上)	(該当3点以上)	(該当1点以上)	(該当1点以上)	(該当2点以上)	(該当2点以上)	(該当1点以上)	(該当1点以上)
鳥栖広域全体		3,651	8.2	14.4	29.1	16.4	1.6	23.1	54.0	36.1
鳥栖市		1,739	8.6	15.4	29.7	16.2	1.7	24.3	53.7	36.3
性・年齢	【男性 計】	763	8.5	10.7	27.3	14.0	1.6	24.4	55.8	31.2
	65～69歳	173	1.7	3.5	20.2	8.1	-	15.6	50.3	26.0
	70～74歳	233	4.7	4.7	24.5	9.9	1.3	24.5	51.9	29.2
	75～79歳	156	7.7	9.6	23.1	10.9	2.6	23.1	59.0	34.0
	80～84歳	122	11.5	20.5	36.9	20.5	2.5	27.9	63.1	36.1
	85歳以上	79	31.6	31.6	44.3	35.4	2.5	40.5	62.0	35.4
	【女性 計】	976	8.7	19.0	31.7	17.8	1.7	24.3	52.0	40.3
	65～69歳	224	2.7	4.5	22.8	10.7	1.3	17.0	44.6	36.6
	70～74歳	283	4.9	12.0	25.4	11.7	1.1	17.3	51.2	39.6
	75～79歳	202	6.9	20.3	35.1	17.8	1.0	27.2	50.5	43.6
日常生活圏域	80～84歳	153	14.4	34.6	43.8	23.5	2.0	33.3	55.6	41.2
	85歳以上	114	25.4	41.2	42.1	39.5	5.3	38.6	66.7	42.1
	鳥栖地区	580	9.1	15.5	31.0	16.4	2.6	24.0	53.4	36.2
	田代基里地区	371	11.6	15.9	30.5	18.6	1.1	25.3	58.5	39.4
	若葉弥生が丘地区	276	5.8	13.0	25.4	14.5	0.7	24.6	50.7	35.5
	鳥栖西地区	512	7.4	16.0	30.1	15.0	1.6	23.8	52.1	34.6

■ 鳥栖市全体に比べて、リスク該当者の割合が高い(+3ポイント以上)

*リスク該当者＝国の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き（令和元（2019）年10月23日）」に基づき、リスクがあると判定された者

②日常生活・社会参加指標低下者の状況

日常生活・社会参加指標の低下者の割合をみると、「社会的役割」（知人宅への訪問や若年者との会話の有無等の度合い）の低下者が6割強いる状況です。

性・年齢別にみると、多くの項目において、女性に比べ男性がいずれの年代でも低下者の割合が大きくなっています。

【日常生活・社会参加指標の低下者】

		日常生活・社会参加 (%)				
		調査数「人」	手段的自立度 (IADL) (低下 4点以下)	知的能動性 (低下 3点以下)	社会的役割 (低下 3点以下)	老研指標総合評価 (低下 10点以下)
鳥栖広域全体		3,651	16.4	46.2	62.0	33.8
鳥栖市		1,739	16.8	46.6	63.6	34.7
性・年齢	【男性 計】	763	22.3	48.3	65.7	37.1
	65～69歳	173	10.4	53.1	72.8	38.8
	70～74歳	233	17.6	46.4	61.4	30.9
	75～79歳	156	24.4	47.4	65.4	38.4
	80～84歳	122	32.8	44.3	58.1	35.2
	85歳以上	79	41.8	50.6	75.9	51.9
	【女性 計】	976	12.5	45.3	61.8	32.8
	65～69歳	224	3.1	47.3	57.6	26.4
	70～74歳	283	6.3	45.9	57.9	30.0
	75～79歳	202	12.8	40.1	58.9	30.7
	80～84歳	153	23.5	41.2	66.7	35.9
85歳以上	114	30.7	54.4	78.0	51.8	
日常圏生活	鳥栖地区	580	17.1	46.6	65.2	37.9
	田代基里地区	371	19.4	49.5	62.5	32.6
	若葉弥生が丘地区	276	14.8	44.6	67.0	34.8
	鳥栖西地区	512	15.6	45.5	60.6	32.4

■ 鳥栖市全体に比べて、低下者の割合が高い(+3ポイント以上)

※手段的自立度＝電話の使い方、買物、家事、移動、外出、服薬の管理、金銭の管理等の日常生活動作ではとらえられない高次の生活機能の水準を判定するもの。

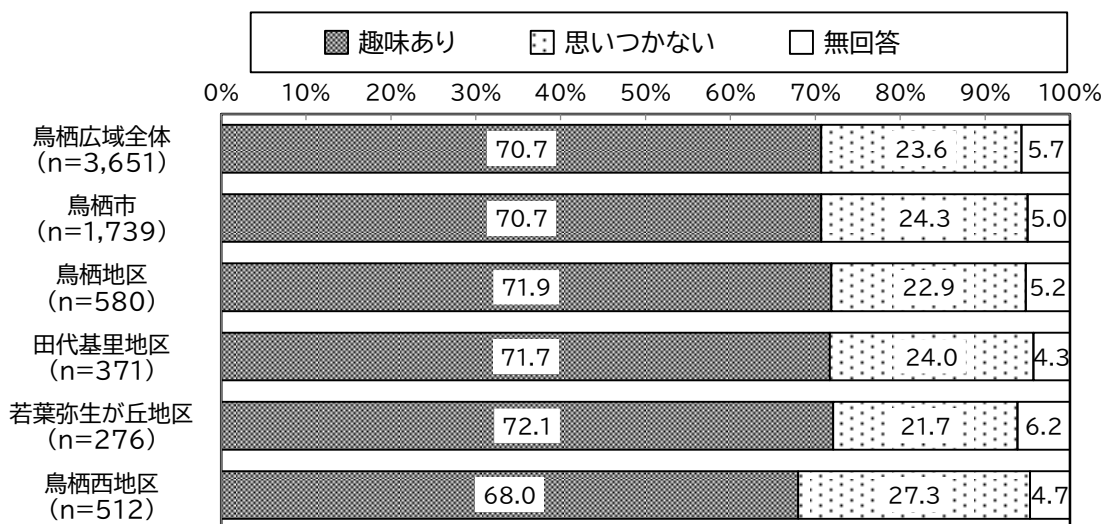
※知的能動性＝情報を自ら収集して表現できる能力。

※老研指標総合評価＝手段的自立度（IADL）・知的能動性・社会的役割の合計点。

③趣味・生きがい

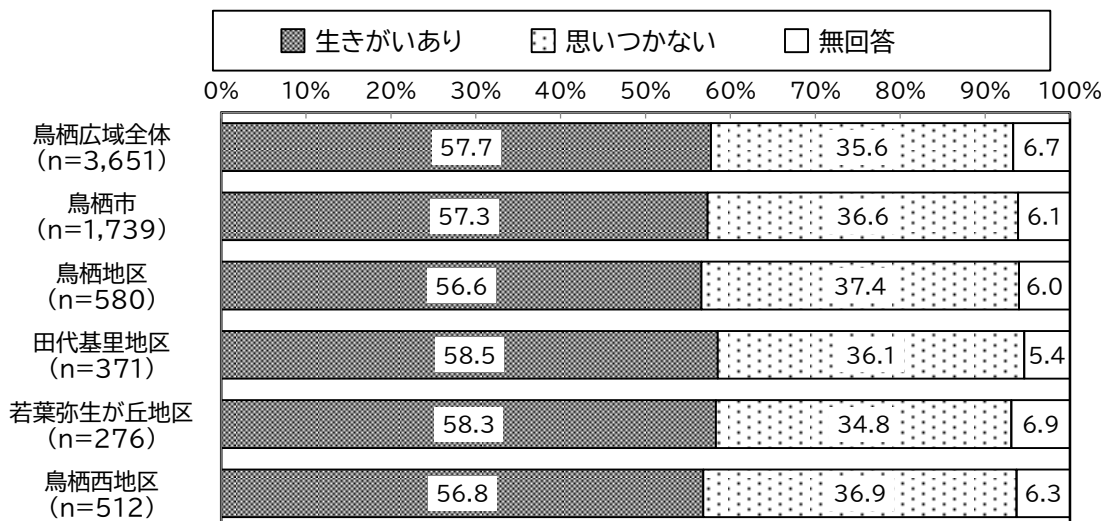
【趣味】

鳥栖市全体では、7割の方が「趣味」を持っています。



【生きがい】

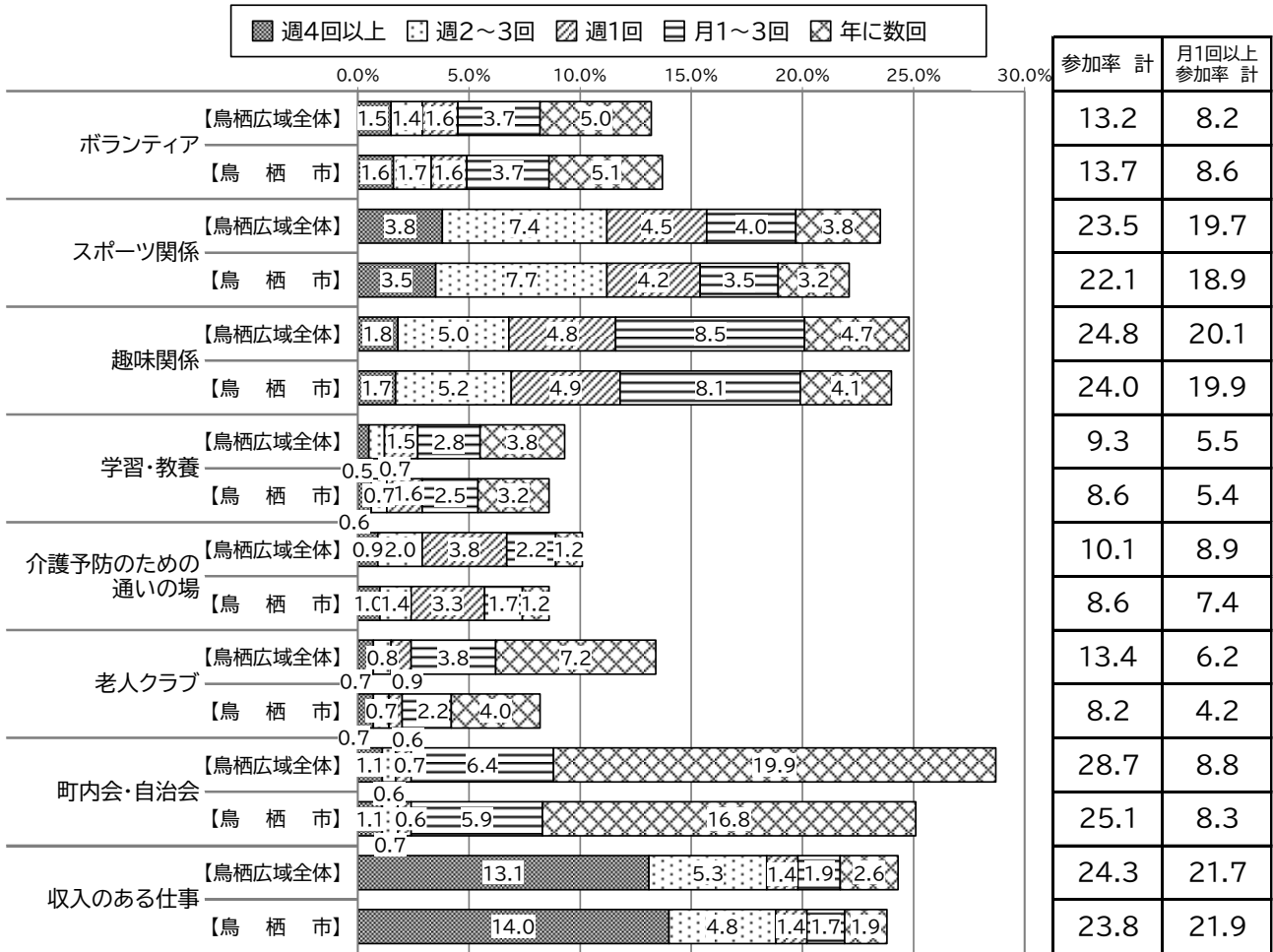
鳥栖市全体では、6割弱の方が「生きがい」を持っています。



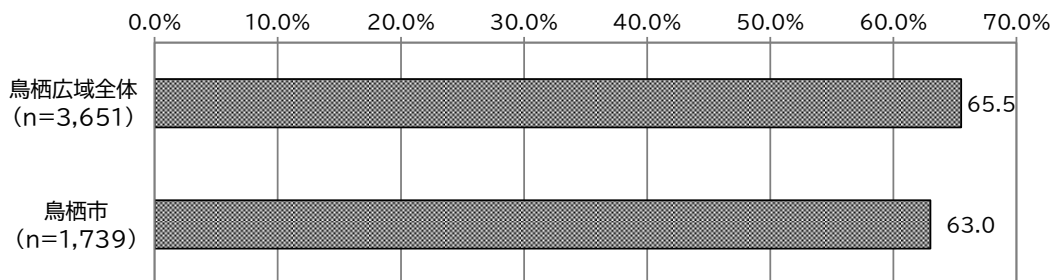
④社会参加

【会・グループ等への参加頻度】

会やグループ等への参加頻度について、『月1回以上』の参加者の割合をみると、「収入のある仕事」「趣味関係」「スポーツ関係」の割合が約2割と高くなっています。

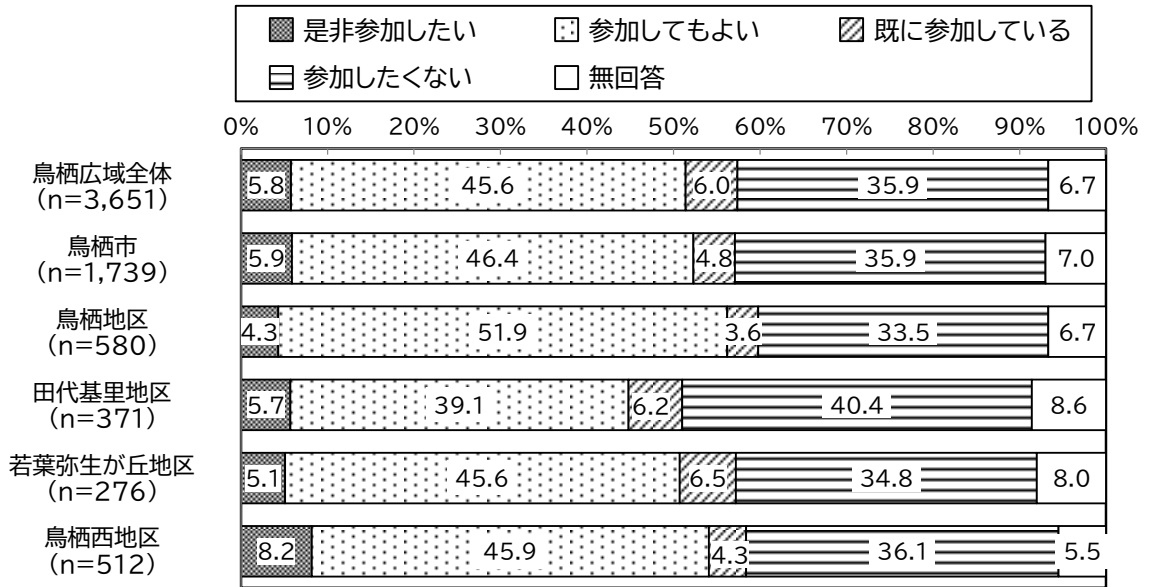


上記の8項目の会・グループのうち、鳥栖市ではいずれか1つ以上に参加している者の割合は63.0%となっています。



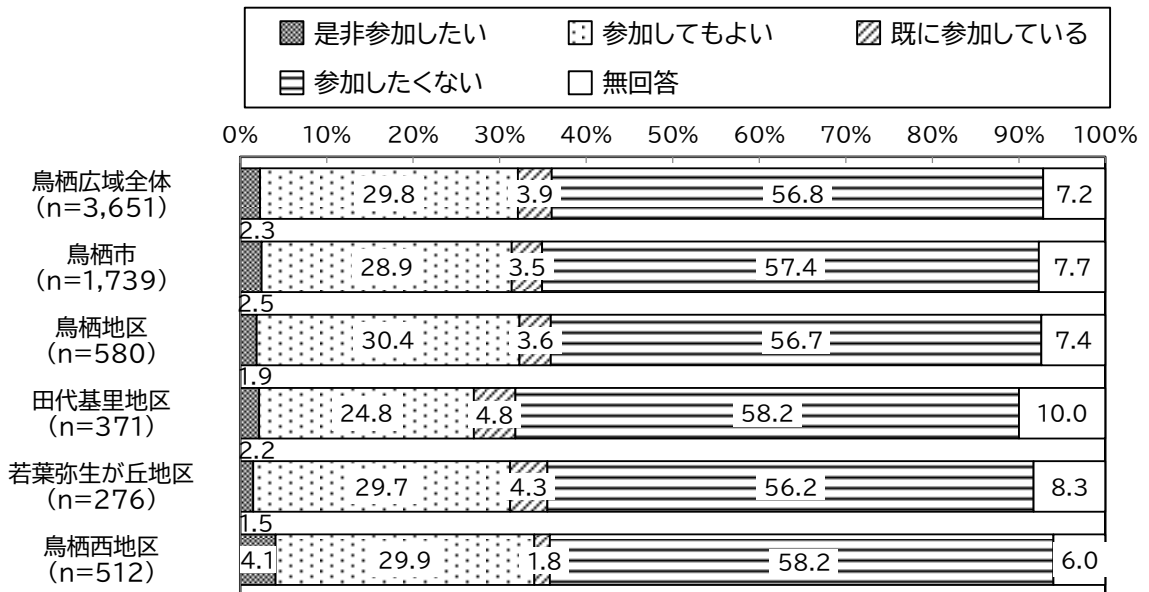
[グループ活動への“参加者”としての参加意向]

鳥栖市全体では6割弱がグループ活動へ“参加者”として「是非参加したい」又は「参加してもよい」、「既に参加している」と回答しています。



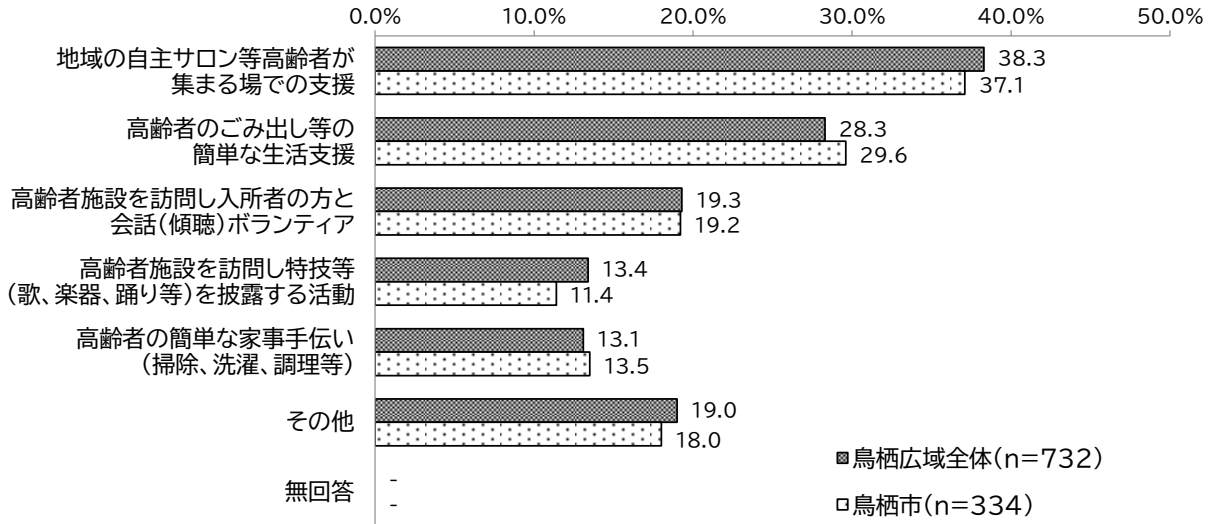
[グループ活動への“お世話役”としての参加意向]

鳥栖市全体では、3割強が“お世話役”として「是非参加したい」又は「参加してもよい」「既に参加している」と回答しています。一方、5割強が「参加したくない」と回答しています。



【参加してみたいボランティア活動】（複数回答）

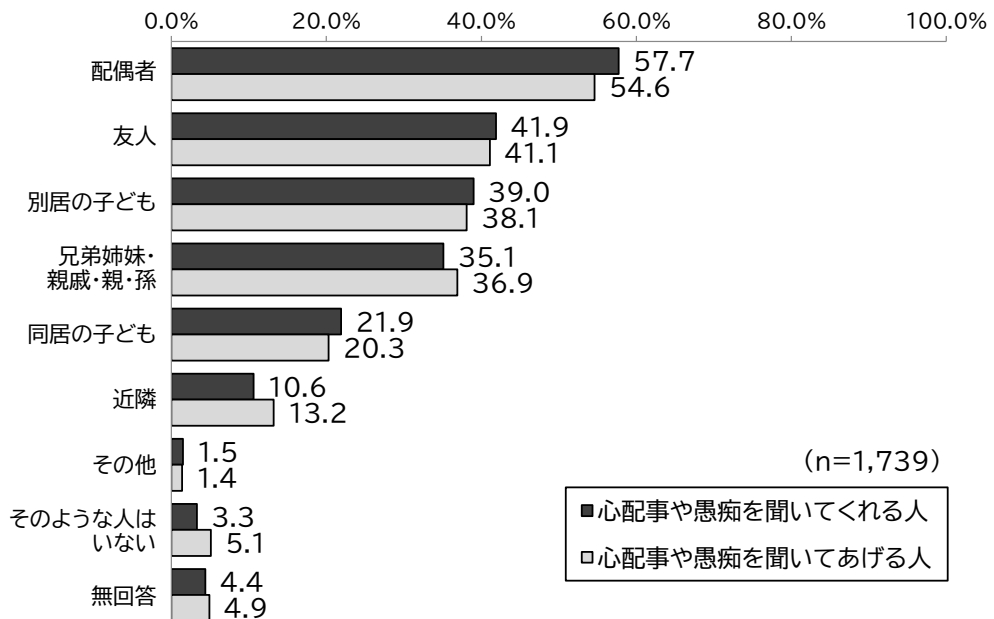
参加してみたいボランティア活動は、鳥栖市では「地域の自主サロン等高齢者が集まる場での支援」の割合が37.1%と最も高く、次いで「高齢者のごみ出し等の簡単な生活支援」（29.6%）、「高齢者施設を訪問し入所者の方と会話（傾聴）ボランティア」（19.2%）となっています。



⑤家族や友人・地域との関わり

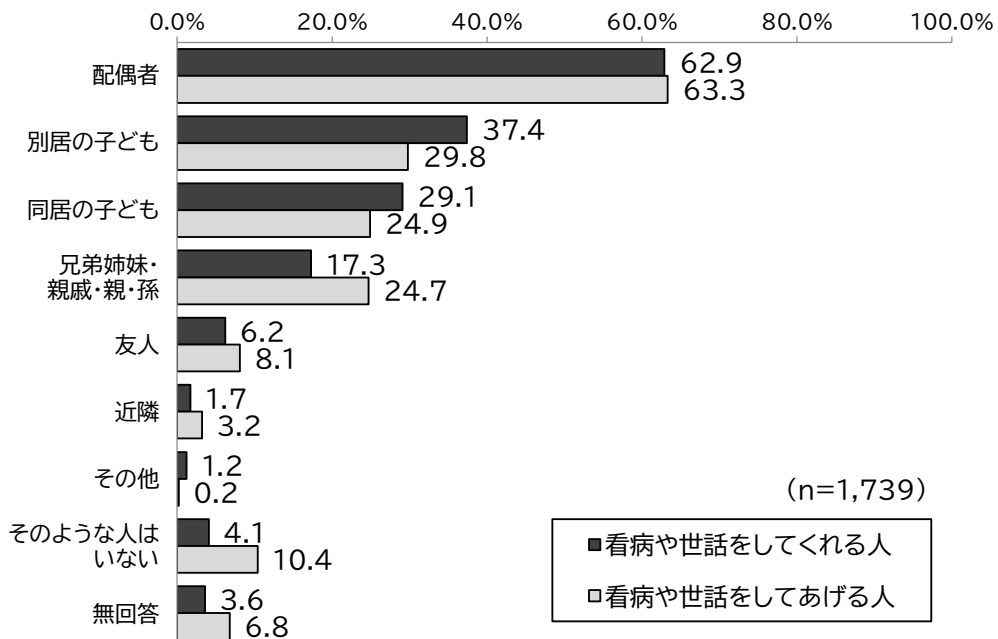
【心配事や愚痴を聞いてくれる人・聞いてあげる人】（複数回答）

心配事や愚痴を聞いてくれる人・聞いてあげる人は、どちらも「配偶者」の割合が最も高く、次いで「友人」、「別居の子ども」や「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が上位に挙がっています。



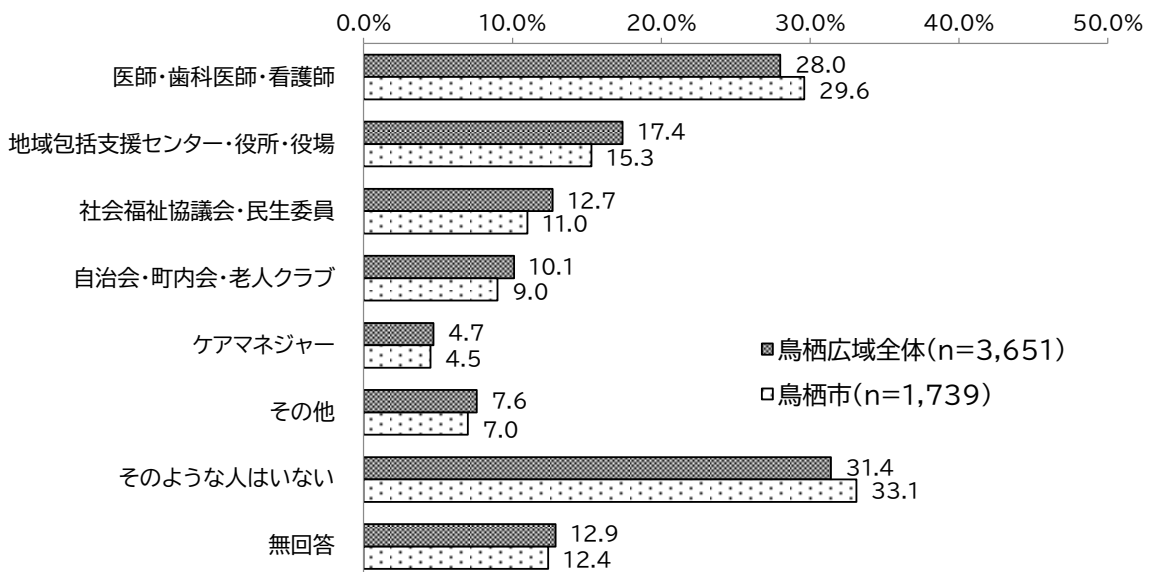
[病気になったときに看病や世話をしてくれる人] (複数回答)

病気になったときに看病や世話をしてくれる人・してあげる人は、どちらも「配偶者」の割合が最も高く、次いで「別居の子ども」、「同居の子ども」や「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が上位に挙がっています。



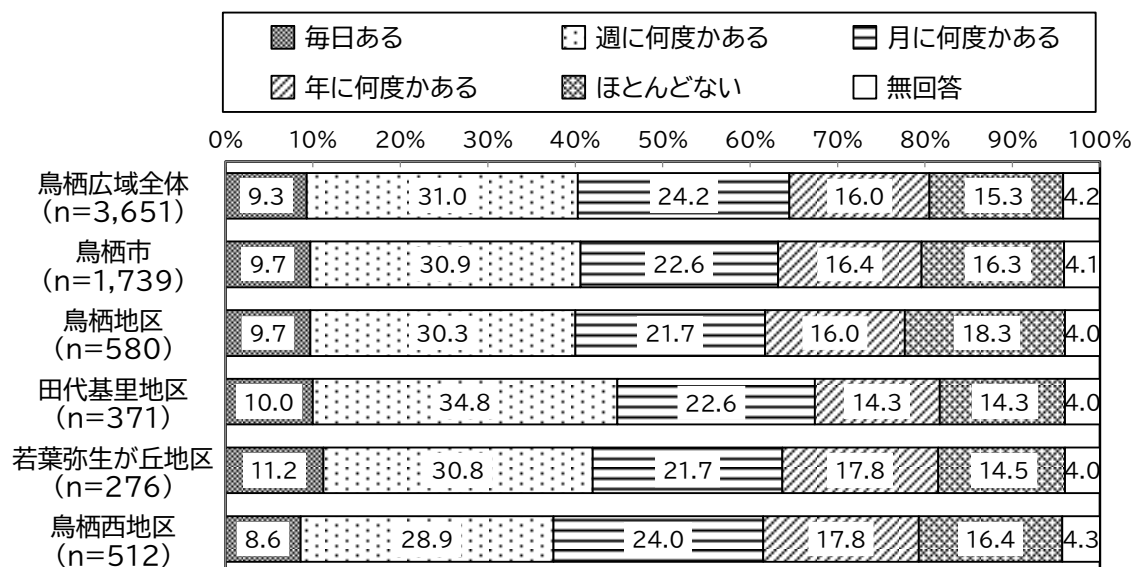
[家族や友人・知人以外の相談相手] (複数回答)

鳥栖市では、家族や友人・知人以外の相談相手は、「そのような人はいない」(33.1%)の割合が最も高く、次いで「医師・歯科医師・看護師」(29.6%)となっています。



[友人・知人に会う頻度]

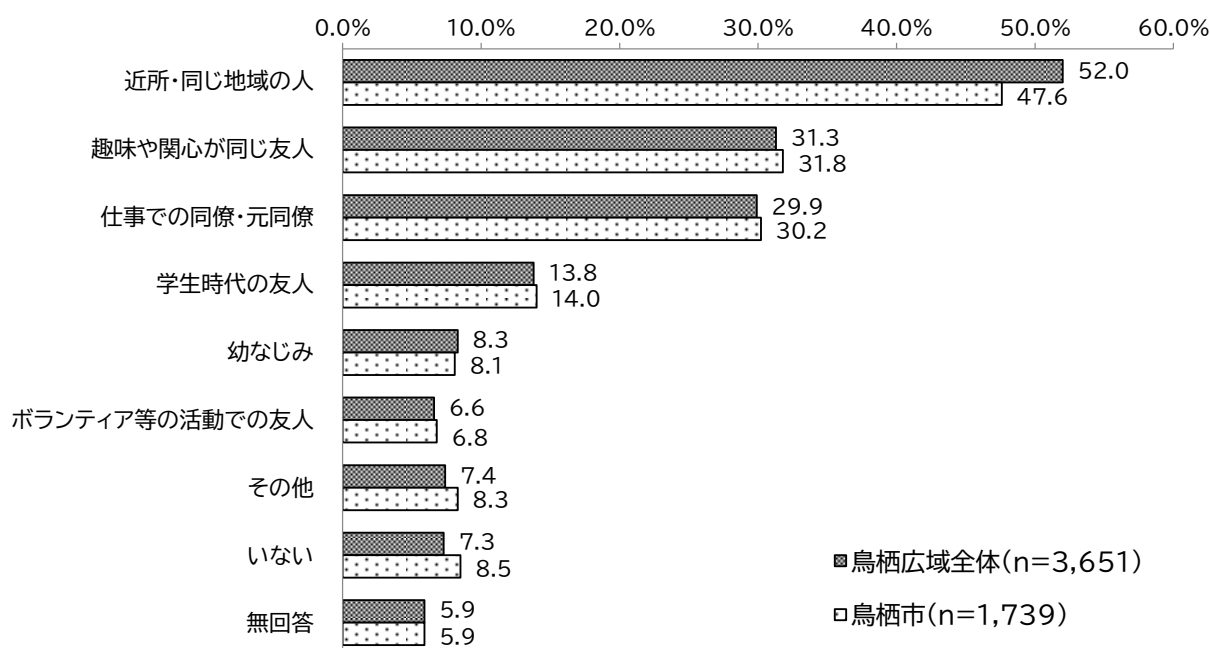
友人・知人に会う頻度は、鳥栖市全体では「週に何度かある」(30.9%)の割合が最も高く、次いで「月に何度かある」(22.6%)となっています。



[よく会う友人・知人との関係] (複数回答)

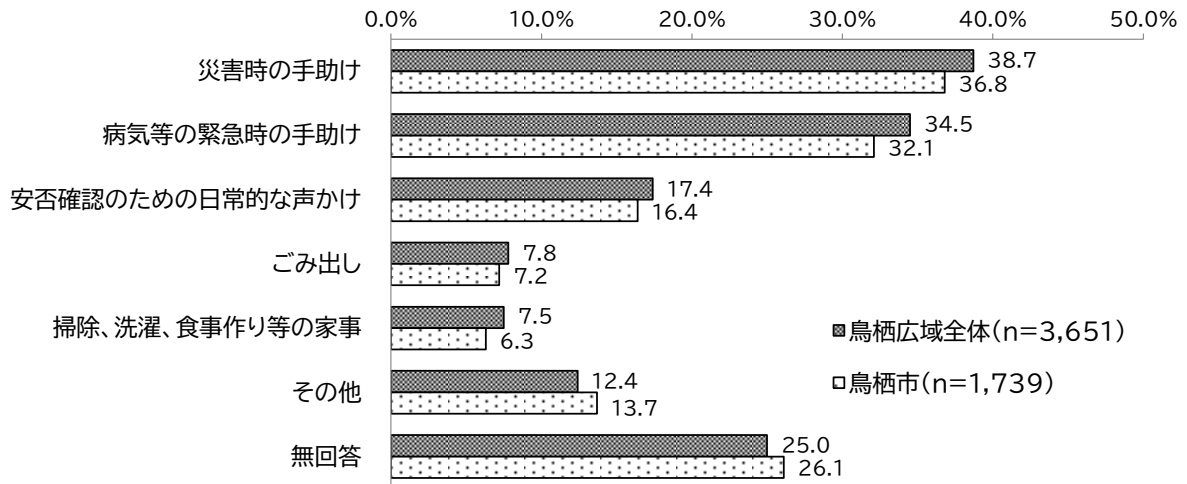
鳥栖市では、よく会う友人・知人との関係は、「近所・同じ地域の人」が5割弱で最も多く、次いで「趣味や関心が同じ友人」(31.8%)となっています。

地縁による交流が多いことを生かし、地域によるネットワークの構築を進める必要があります。



【してもらいたい手助け】（複数回答）

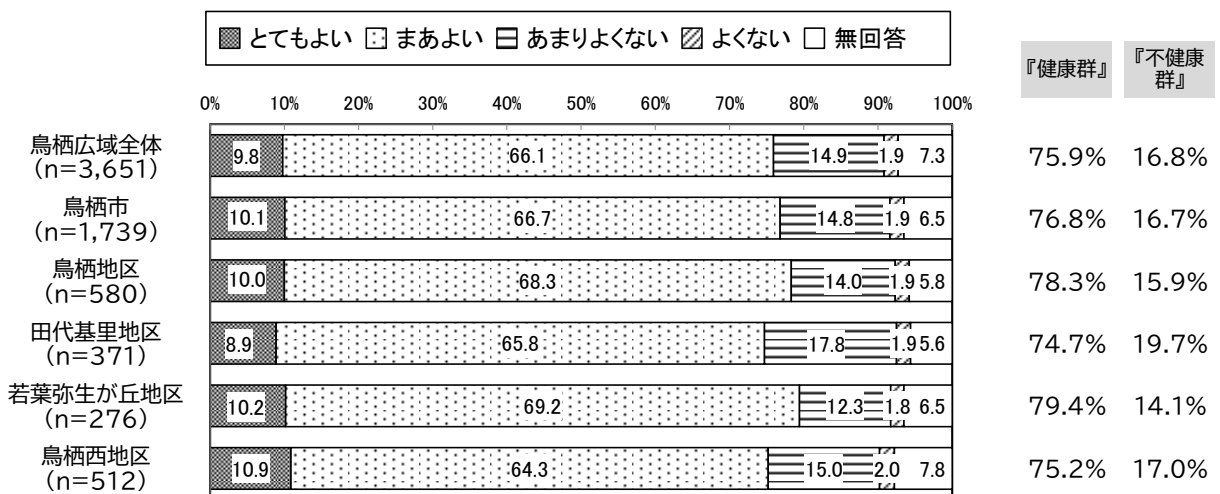
鳥栖市では、地域で暮らし続けるために、周りの人に助けてもらいたいことは、「災害時の手助け」が4割弱でもっと多く、次いで「病気等の緊急時の手助け」（32.1%）となっています。



⑥健康について

【主観的健康観】

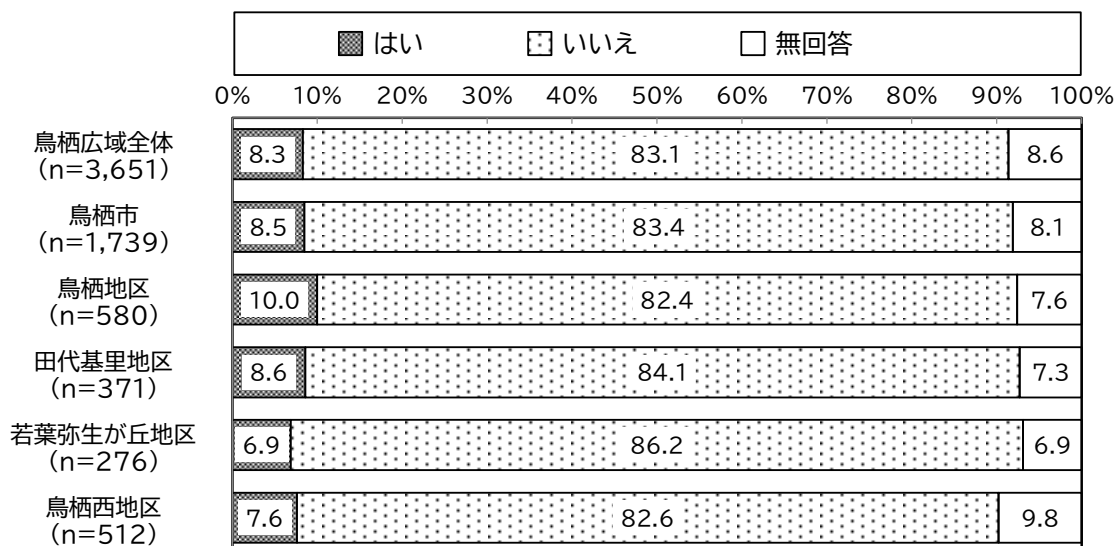
鳥栖市全体では、「とてもよい」と「まあよい」を合わせた『健康群』が76.8%、「よくない」と「あまりよくない」を合わせた『不健康群』が16.7%となっています。



⑦認知症に関する相談窓口の把握について

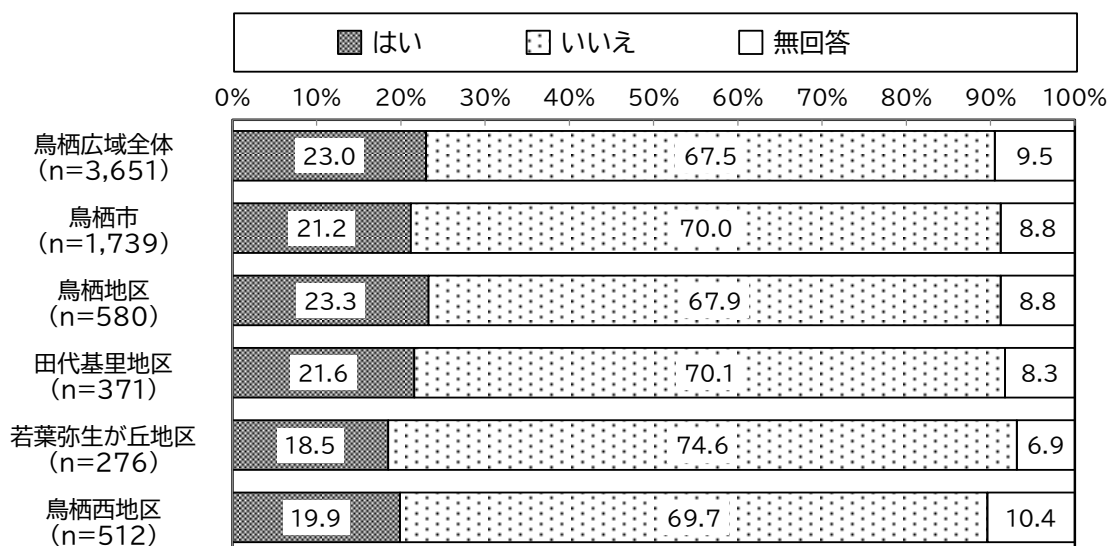
【自分や家族の認知症の症状】

自分や家族に認知症の症状があるかについてたずねたところ、鳥栖市全体では「はい」が8.5%、「いいえ」が83.4%となっています。



【認知症に関する相談窓口の認知度】

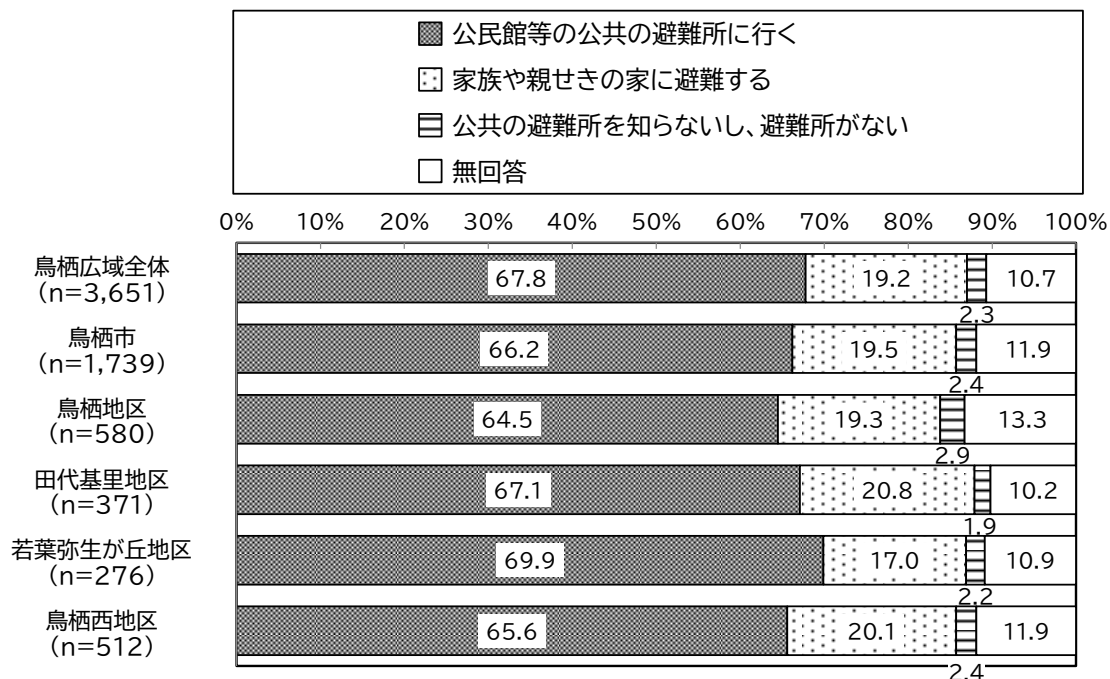
認知症に関する相談窓口を知っているかについてたずねたところ、鳥栖市全体では「はい」が21.2%、「いいえ」が70.0%となっており、相談窓口の周知を徹底する必要があります。



⑧災害時について

【台風等災害時の避難場所について】

台風等の災害時の避難場所について、鳥栖市全体では「公共の避難所を知らないし、避難所がない」の割合は2.4%となっており、引き続き避難所の周知を図っていく必要があります。



【台風等災害時の避難方法について】

台風等の災害時の避難方法について、鳥栖市全体では「手だてを考えていない」の割合は3.4%となっており、引き続き災害時避難行動要支援高齢者の把握が必要です。

(%)

調査対象	調査数「人」	ひとり	家族	近所	施設	市町	手だて	無回答	
		で逃げる	の支援	の方	職員の	に支援	を考		
鳥栖広域全体	3,651	57.0	31.6	2.6	0.6	0.2	2.8	5.2	
鳥栖市	1,739	57.0	31.5	2.7	0.5	0.2	3.4	4.7	
日常生活圏域	鳥栖地区	580	57.6	30.2	2.6	0.3	0.3	4.3	4.7
	田代基里地区	371	51.2	36.1	4.3	0.5	0.3	3.8	3.8
	若葉弥生が丘地区	276	58.7	29.0	2.5	0.4	0.4	3.2	5.8
	鳥栖西地区	512	59.6	31.0	1.8	0.8	0.0	1.9	4.9

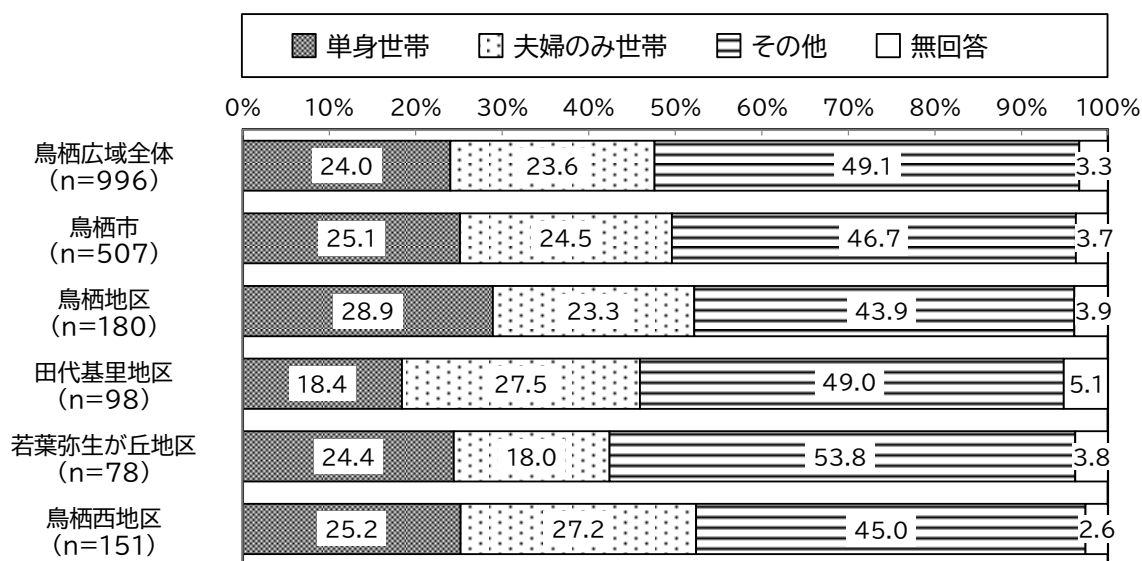
(2) 在宅介護実態調査より

在宅で生活する要介護高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討し、計画に反映させるため、在宅介護実態調査を実施しました。

①要介護者の生活状況

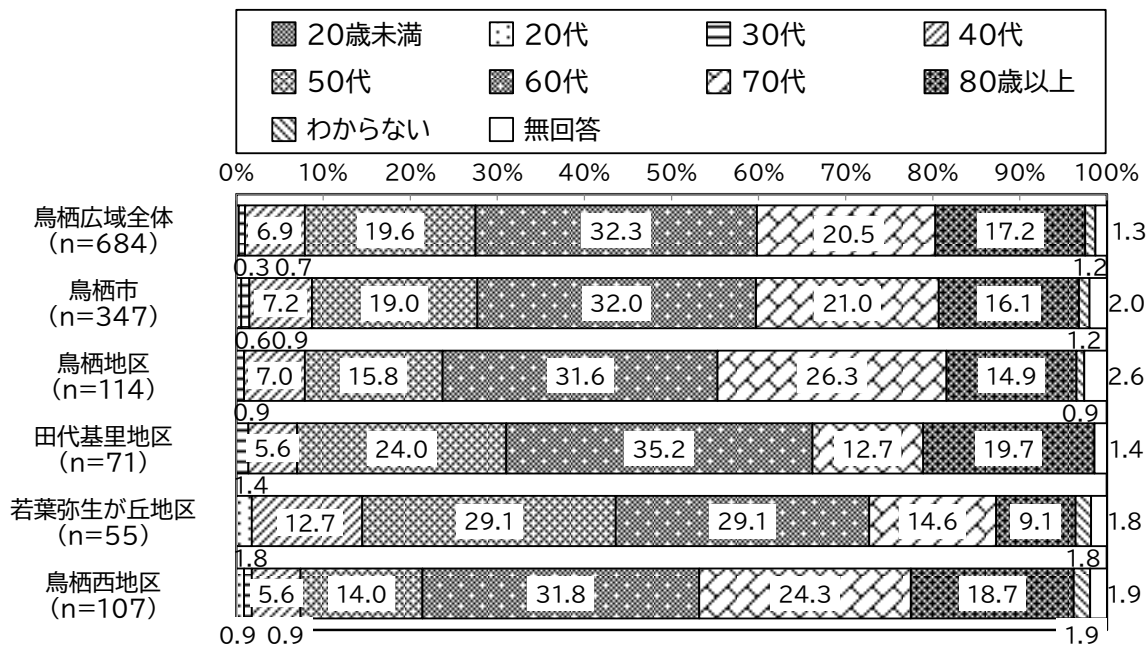
[世帯類型]

鳥栖市全体では、現在、在宅で生活している要介護1以上の高齢者のうち、25.1%が「単身世帯」となっています。



[主な介護者の年齢]

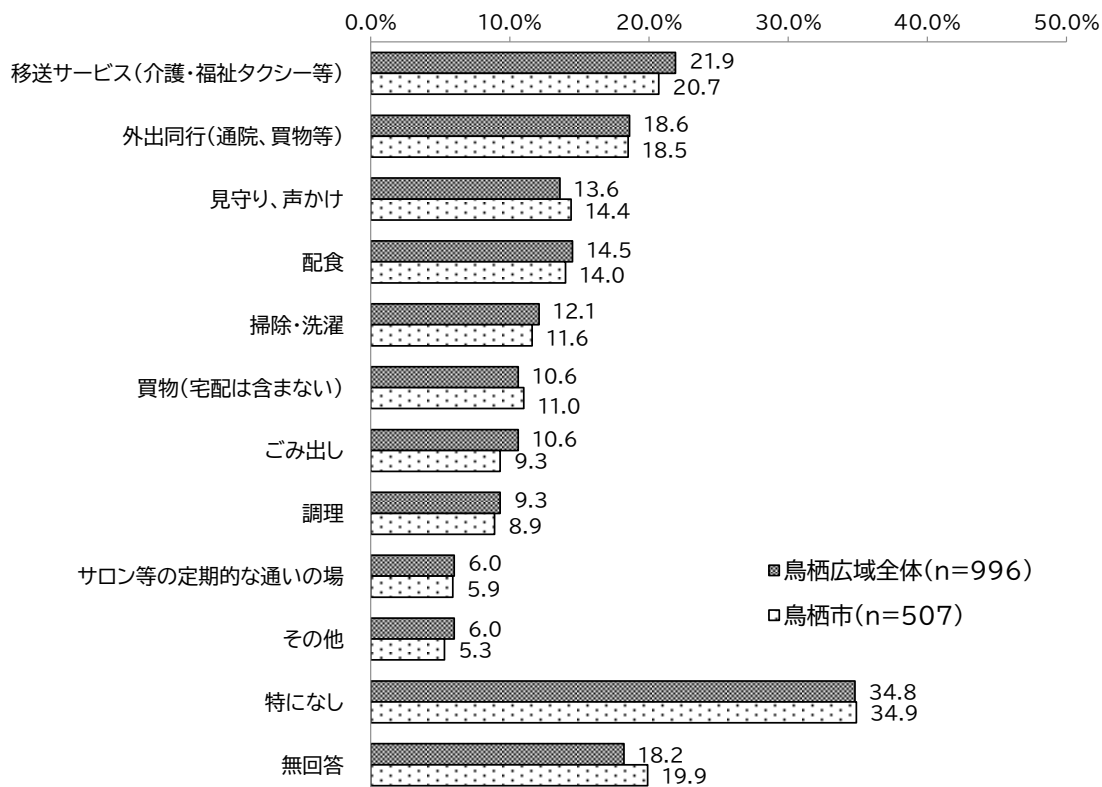
鳥栖市全体では、主な介護者の年齢は「60代」が32.0%と最も高くなっており、次いで「70代」(21.0%)、「50代」(19.0%)、「80歳以上」(16.1%)となっています。いわゆる「老老介護」の世帯が半数以上を占めている状況です。



②在宅生活の継続に必要なサービス

[在宅生活の継続に必要なサービス] (複数回答)

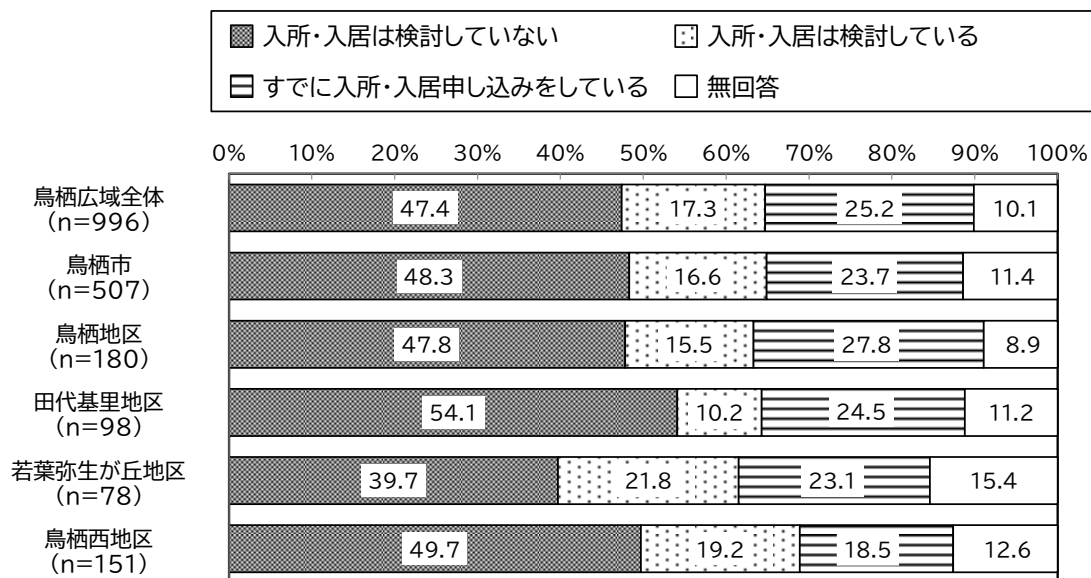
鳥栖市では、今後も在宅生活を継続するために必要なサービスは「特になし」が34.9%で最も高くなっています。具体的なサービスとしては、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」(20.7%)が最も高く、次いで「外出同行(通院、買物等)」(18.5%)となっています。



③施設等への入所・入居の検討状況

【施設等への入所・入居の検討状況】

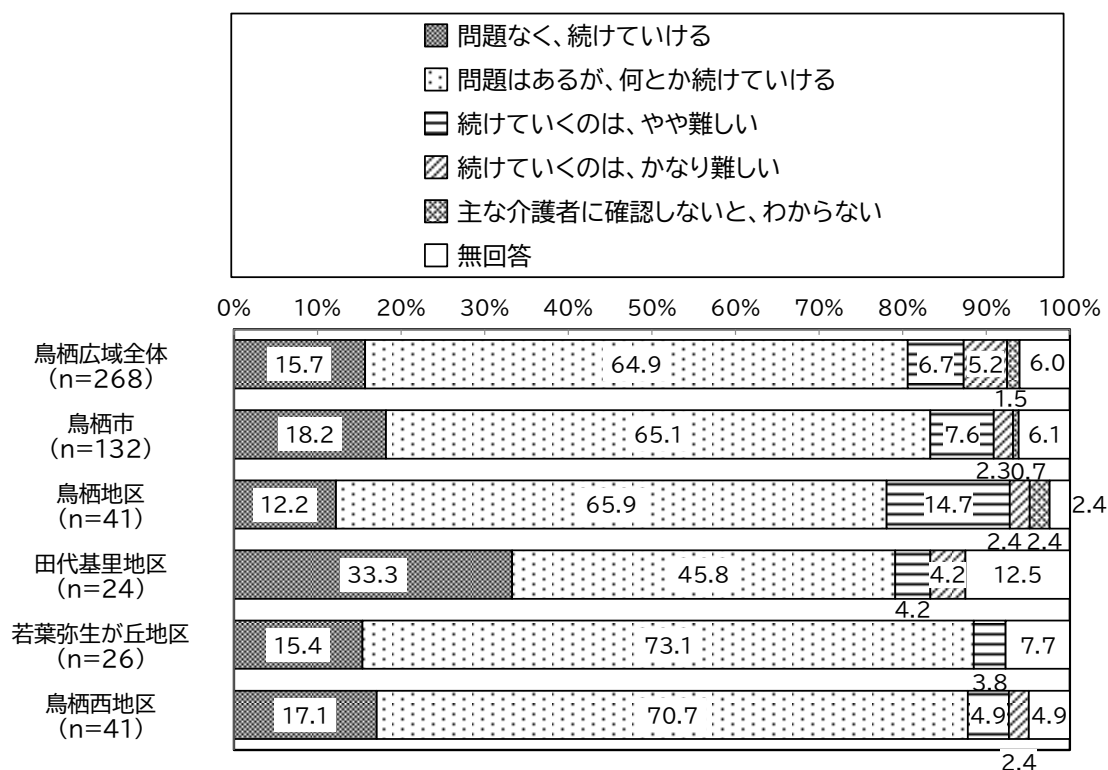
施設等への入所・入居の検討状況は、鳥栖市全体では「入所・入居は検討していない」が48.3%、「入所・入居を検討している」が16.6%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が23.7%となっています。



④介護者について

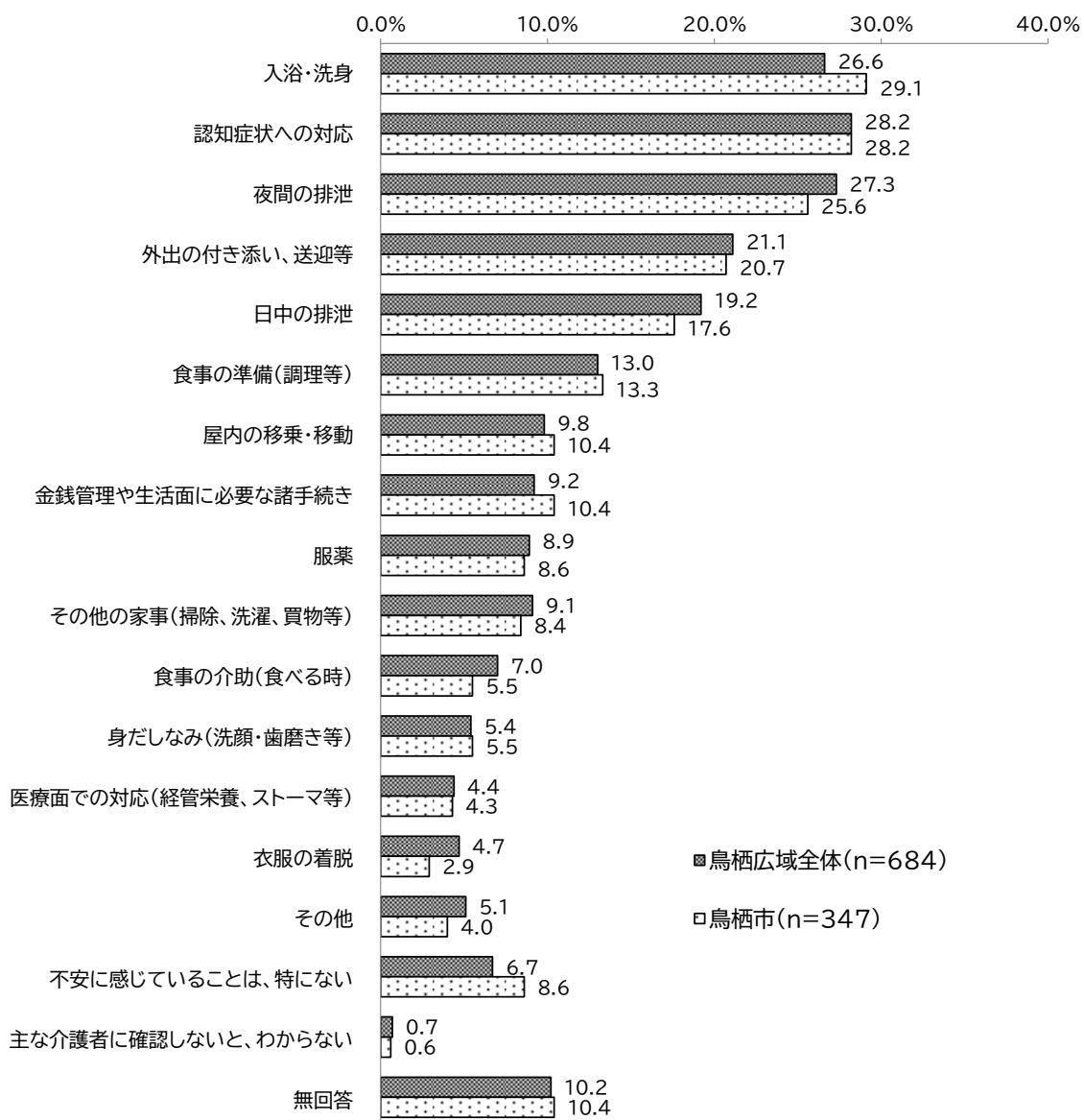
【介護者の今後の介護継続について】

鳥栖市全体では、「問題なく続けていける」と「問題はあるが、何とか続けていける」を合わせると8割強が『今後も介護を継続できる』と回答しています。一方で、「続けていくのは、やや難しい」と「続けていくのは、かなり難しい」を合わせた『今後の介護の継続は困難』も約1割おり、在宅介護をする家族等への支援の充実が必要です。



[主な介護者が不安に思う介護] (複数回答)

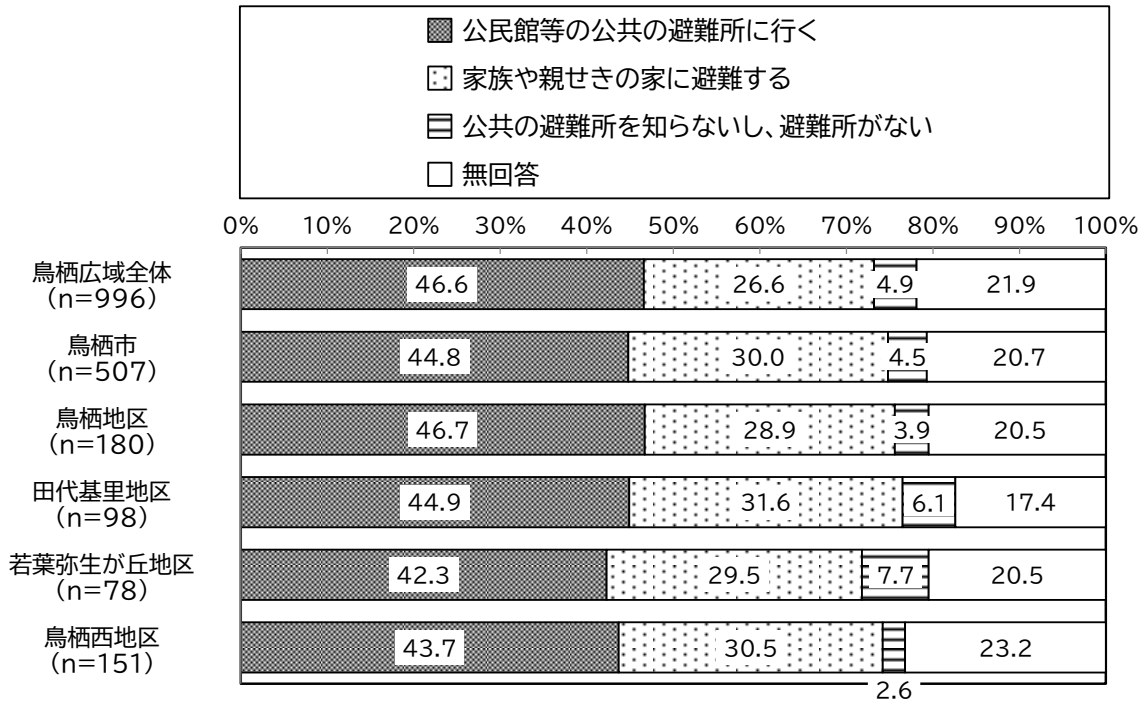
鳥栖市では、主な介護者が不安に思う介護は「入浴・洗身」(29.1%)が最も高く、次いで「認知症状への対応」(28.2%)、「夜間の排泄」(25.6%)となっています。



⑤災害時について

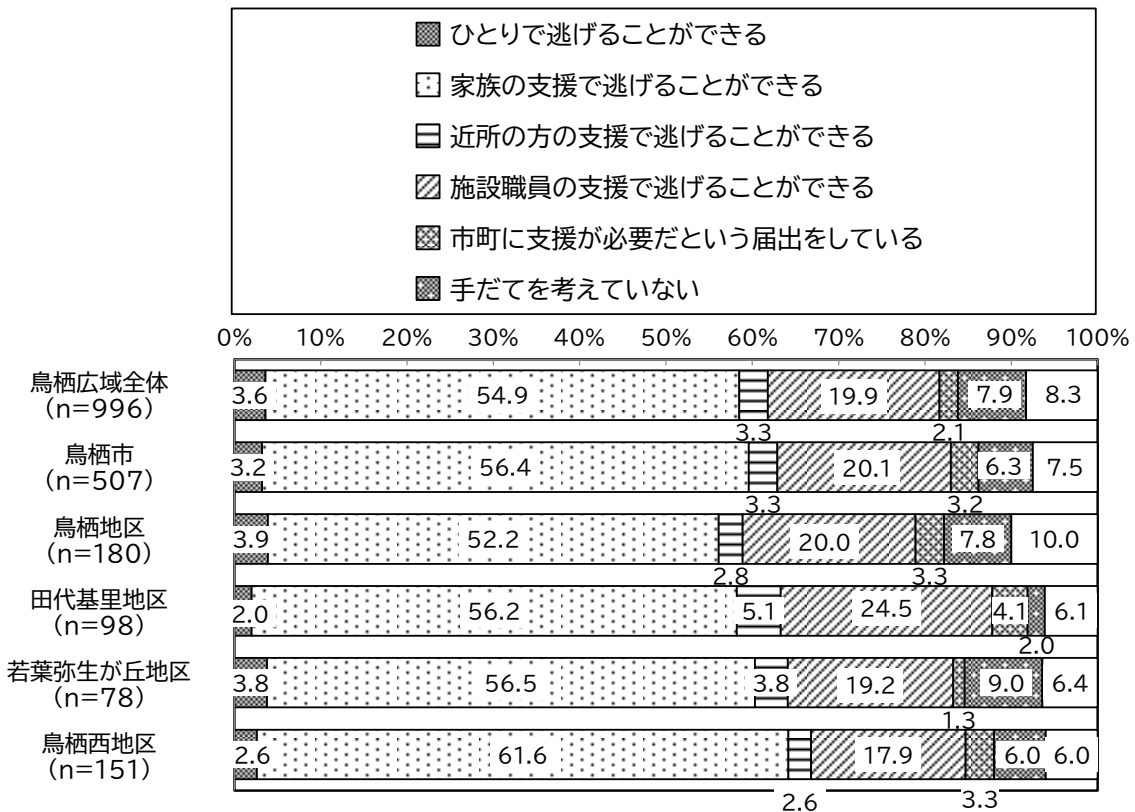
【台風等災害時の避難場所について】

災害時の避難場所について、鳥栖市全体では、「公共の避難所を知らないし、避難所がない」の割合は4.5%となっており、引き続き避難所の周知を図っていく必要があります。



【台風等災害時の避難方法について】

台風等の災害時の避難方法について、鳥栖市全体では、「手だてを考えていない」の割合は6.3%となっており、引き続き災害時避難行動要支援高齢者の把握が必要です。

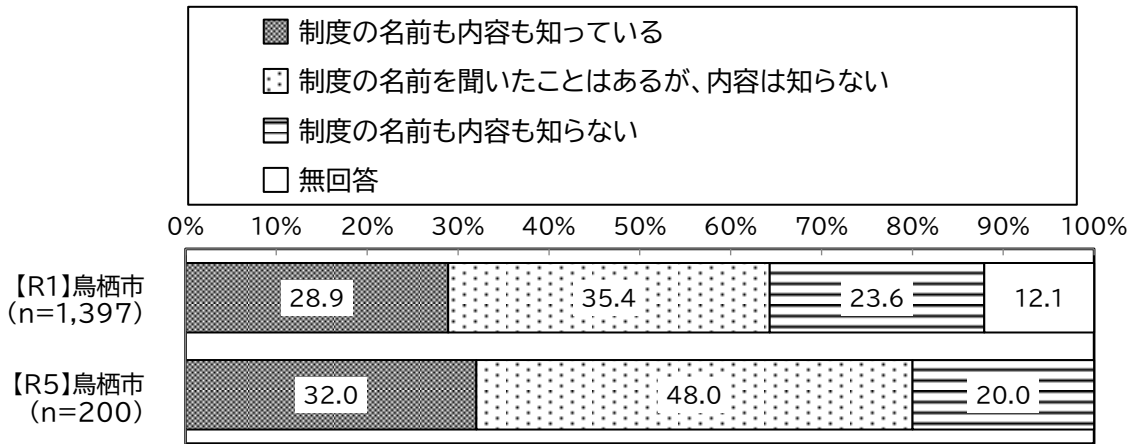


(3) 成年後見制度に関するアンケート調査より

鳥栖市では、鳥栖地区広域市町村圏組合が行った「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」とは別に、成年後見制度の認知度等を把握するために、出前講座や介護予防事業に参加された高齢者に調査を実施しました。

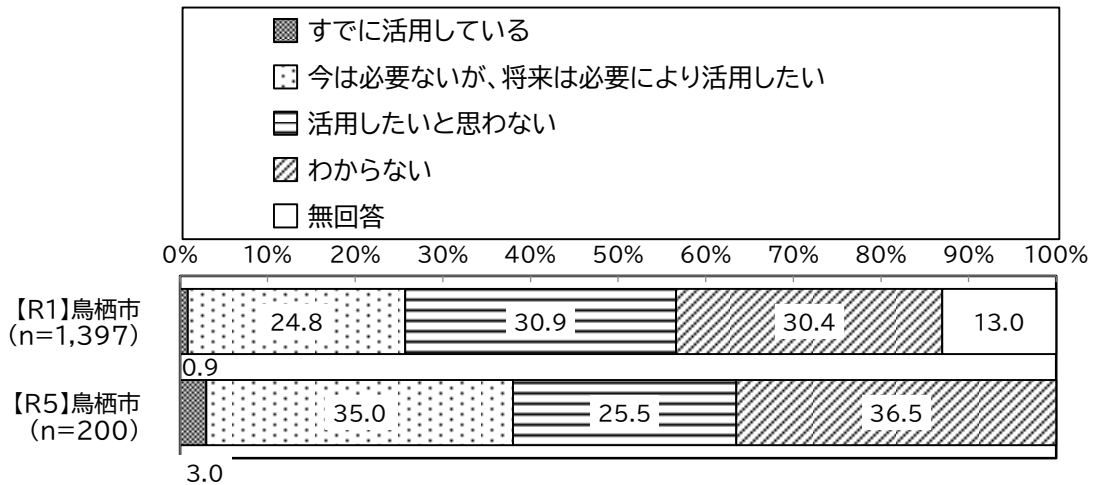
[成年後見制度の認知度]

成年後見制度の認知度は「制度の名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」(48.0%)の割合が最も高く、次いで「制度の名前も内容も知っている」(32.0%)、「制度の名前も内容も知らない」(20.0%)となっています。引き続き、制度の周知を図っていく必要があります。



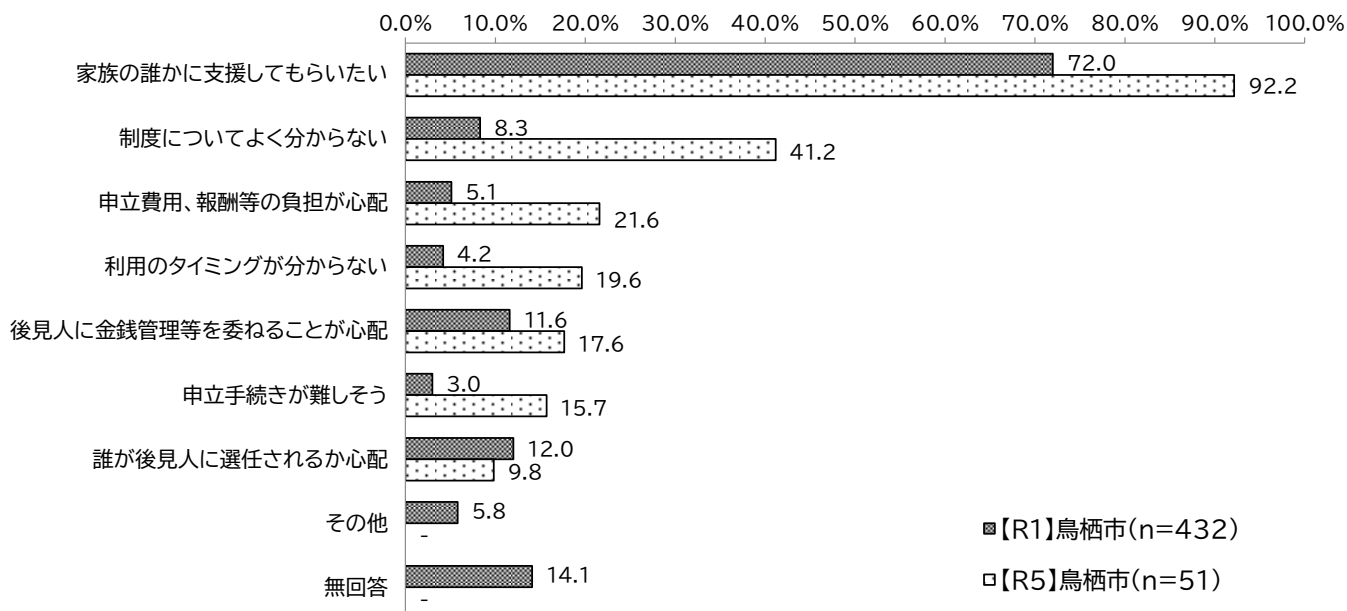
[成年後見制度の活用意向]

成年後見制度の活用意向は「今は必要ないが、将来は必要により活用したい」は35.0%、「活用したいと思わない」が25.5%、「わからない」36.5%となっています。



[成年後見制度を活用したいと思わない理由] (複数回答)

成年後見制度を活用したいと思わない理由は「家族の誰かに支援してもらいたい」(92.2%)の割合が最も高く、次いで「制度についてよく分からない」(41.2%)、「申立費用、報酬等の負担が心配」(21.6%)となっています。



(4) 第9期計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）の評価・課題

基本目標1 地域参加と健康づくりの推進

（評価）

視点1 ≪社会参加への支援≫

令和4（2022）年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、会・グループへの参加割合*は63.0%（前回：58.9%）となっており、目標値の65.0%を下回っています。

指標	目標値 (令和4(2022)年)	現状値 (令和4(2022)年)	評価
会・グループへの参加割合 (介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査)	65.0%	63.0%	未達成

(※) ボランティア、スポーツ、趣味、学習・教養、介護予防のための通いの場、老人クラブ、町内会・自治会、収入のある仕事のいずれかに1つ以上参加している者の割合

（主な課題）

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、これまで活動の自粛等が行われてきたが、社会参加を促す事業の周知および参加・利用の啓発を強化していく必要があります。
- 高齢者人口の増加が見込まれる中で、社会参加・生きがいづくりを支援するため、多様なニーズに応じた様々な分野での取組が必要です。

視点2 ≪介護予防の推進≫

本市の令和5（2023）年9月末現在の要支援・要介護認定者の割合は17.8%で、目標値の17.5%を上回っています。

指標	目標値 (令和5(2023)年度)	現状値 (令和5(2023)年)	評価
要支援・要介護認定者の割合	17.5%以内	17.8% (令和5(2023)年9月末現在)	未達成

（主な課題）

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、活動の自粛等が行われてきたが、徐々に介護予防活動も再開しつつあります。しかし、参加者の固定化がみられる事業があり、より多くの地域参加の機会形成や介護予防の取組促進のため、新規の参加者に向けた周知の強化が必要です。
- 教室参加時だけでなく、自宅に戻った後にもできるセルフケアを啓発していく必要があります。
- 一般介護予防事業の中には、活動の自主組織化に向けて事業の実施方法について検討を要する事業があります。

基本目標 2 住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進

(評価)

視点 3 《地域の支え合い》

第 9 期計画期間中に新しい生活支援サービスの創出には至っておらず、目標は未達成となっています。

また、協議体の開催数は令和 5（2023）年に 2 回と見込んでおり、目標値の 4 回を下回っています。

指標	目標値 (令和 5 (2023) 年度)	現状値 (令和 5 (2023) 年度見込み)	評価
新しい生活支援サービスの創出	令和 5 (2023) 年度までに 1 件	0 件	未達成
協議体の開催数	4 回	2 回	未達成

(主な課題)

- 引き続き生活支援コーディネーターと連携し、地域資源の発掘やネットワークの構築を行う必要があります。
- 生活支援サービス事業は、新規事業の創出まで至っておらず、引き続き情報収集や人材育成、サービス提供団体への支援が必要です。
- 地域の中で困りごとの共有を図りながら、支え合いについて理解を深め、多様な主体の連携を強化する必要があります。

視点 4 《安心して暮らすための仕組みの構築》

徘徊高齢者 QR コード※登録者数は、令和 5（2023）年度で 45 人と、目標値の 50 人を下回る見込みです。

指標	目標値 (令和 5 (2023) 年度)	現状値 (令和 5 (2023) 年度見込み)	評価
徘徊高齢者 QR コード登録者数	50 人	45 人	未達成

(※) QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

(主な課題)

- 高齢者等見守りネットワーク事業については、協力事業者の拡大および連携強化を図るとともに、認知症の人等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために事業の周知を強化し、事前登録を推進していく必要があります。
- 「食」の自立支援事業、福祉電話事業、在宅寝たきり老人介護見舞金等、事業を必要とする方の利用につながるよう市民への周知を強化していく必要があります。
- 福祉有償運送は運転手の確保が難しく事業継続が難しくなっています。

基本目標 3 地域における多職種連携の推進

(評価)

視点 5 《認知症高齢者支援の推進》

認知症サポーター養成講座参加者数は、令和 5 (2023) 年度に 750 人を見込んでおり、目標値を達成する見込みです。

指標	目標値 (令和 5 (2023) 年度)	現状値 (令和 5 (2023) 年度見込み)	評価
認知症サポーター養成講座参加者数	750 人	750 人	達成

(主な課題)

- 認知症サポーター養成講座は新型コロナウイルス感染症の影響で開催依頼が減少しましたが認知症高齢者の増加が見込まれるため、事業の周知を行っていく必要があります。また、生活関連企業との連携（職域サポーターの育成）を図っていくことも必要です。
- 認知症地域支援推進員が多様な主体と連携し、認知症の人や家族支援者と認知症サポーターをつなぐ仕組みづくりの検討が必要です。
- 認知症カフェ新設のために担い手の育成や啓発を行っていく必要があります。

視点 6 《専門職種との連携強化》

成年後見制度内容の認知度は、令和 5 (2023) 年度で 32.0% (前回：28.9%) となっており、目標値の 35.0% を下回っています。

指標	目標値 (令和 5 (2023) 年度)	現状値 (令和 5 (2023) 年度)	評価
成年後見制度内容の認知度 (調査対象：65 歳以上)	35.0%	32.0%	未達成

(主な課題)

- 成年後見制度については相談体制の整備を進めていくとともに、市民に制度の周知を図る必要があります。
- 自立支援ケア会議は「個別課題の検討」のみならず「地域課題の抽出」までつなげていく必要があります。
- 在宅生活における様々な課題に対応できるよう、医療や介護をはじめとする専門職との連携を強化していく必要があります。

第 9 期計画（令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度）の 3 年間は、新型コロナウイルス感染症の流行により、地域の自主的な活動、市の支援事業、関係者間での協議等、多くの取組が思うように進みませんでした。第 10 期計画は、第 9 期計画と同様に、団塊の世代が 75 歳に達する令和 7（2025）年及び団塊ジュニア世代が 65 歳以上に達する令和 22（2040）年を見据えた計画であるため、第 9 期計画を踏襲しつつ策定します。

また、国は、第 9 期介護保険事業計画の策定に向け、全国介護保険担当課長会議において、次のような考えを示していることから、一体的に作成する高齢者福祉計画においてもその趣旨を反映するよう努力することとします。

【参考資料】国の基本指針の見直しの概要

<国の基本的な考え方>

- 第 9 期介護保険事業計画期間中に、団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年を迎える。
- 高齢者人口がピークを迎える 2040 年を見通すと、85 歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者等様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれる。
- 都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえ介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性向上を図るための具体的な施策や目標について、優先順位を検討したうえで、介護保険事業計画に定めることが重要。

<第 9 期介護保険事業計画の基本指針の見直しのポイント>

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ①地域の実情に応じたサービス基盤の整備
- ②在宅サービスの充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①地域共生社会^{※1}の実現

※1 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

- ②医療・介護情報基盤（介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報システム）の整備
- ③保険者機能（介護保険制度の適正な運営、被保険者の介護予防・重度化防止に資する取組等）の強化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

(5) 地域が抱える課題（地域ケア会議等より）

市内の4か所の地域包括支援センターが行った地域ケア会議及び市主催の自立支援ケア会議において検討された地域課題は、以下の3項目のとおりです。

地域課題① 地域で気軽に集まれる居場所づくりが必要

～現状・問題点（主なもの）～

- ・ 通いの場や茶話会等が不足しているため、地域との関わりを持ちながら社会参加できる居場所づくりが必要
- ・ 居場所づくりには地域格差があるため、どの地域でも気軽に集まれる居場所が必要

等

地域課題② 日常生活の困りごと（外出同行、送迎やごみ出し等）を支援するサービスの検討が必要

～現状・問題点（主なもの）～

- ・ 燃えるごみ以外の資源物回収の場所が少なく、回収時間も短いため、持っていくことができず溜まっている
- ・ 車を運転しない高齢者は、町中に住んでいても移動手段に困っている
- ・ 移動（買物や受診等）に困るため、免許証返納を考えない又はためらっている方がいる
- ・ 通いの場は立ち上がっているが、距離があり歩いて行けない。家族の送迎も望めない

等

地域課題③ 認知症高齢者やその家族が住み慣れた地域で暮らせる地域づくりや相談事業、地域住民への啓発の強化等、総合的な認知症高齢者支援が必要

～現状・問題点（主なもの）～

- ・ 認知症の独居世帯や身寄りがいない高齢者等が増加している
- ・ 認知症に対する地域住民の理解が不足している
- ・ 認知症について身近な人からの相談や身内に発症した際の、手だてがわからない

等

(6) 高齢者を取り巻く中長期的な課題

人口推計、各種アンケート調査、第 9 期計画検証結果及び地域ケア会議から把握した課題について、次のとおり整理しました。

課題 1 高齢者の社会参加の促進

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、様々な活動が制限されてきた。徐々に再開しつつあるが、参加者の固定化や減少がみられる。新規参加者・新型コロナウイルス感染症流行以前の参加者等に対して、改めて参加の呼びかけを行い、地域の活動、支え合いの再構築を行っていくことが必要。(第 9 期計画検証結果)

課題 2 介護予防の取組の推進

- 要支援・要介護認定者、後期高齢者が今後増加することが見込まれる。さらに、認定を受けていない高齢者でも、運動器機能等の低下リスクを抱える高齢者が多くみられる。教室参加時だけでなく自宅でもできるセルフケアの啓発等、効果的な介護予防の取組が必要。(人口推計、アンケート調査、第 9 期計画検証結果、国の基本指針)
- 地域の自主的な活動の場の担い手の確保が必要。(第 9 期計画検証結果)

課題 3 高齢者のニーズに対応した生活支援の仕組みの構築

- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、生活支援サービス創出に向けた関係者間での協議が思うように進まなかった。関係者間の連携を強化し、多様なニーズに対応した高齢者を支える仕組みの構築が必要。(第 9 期計画検証結果)
- 買物が困難な方等が利用できる移動手段の確保、普段のごみ出し、簡単な家事の手伝い、病院への付き添い等が必要。(アンケート調査、地域ケア会議)
- 災害時の手助けの要望が多いことや避難場所を認知していない高齢者も一定数みられるため、緊急時に支援が必要な世帯の把握や支援体制の整備、避難場所等の周知が必要。(アンケート結果)

課題 4 認知症高齢者支援の強化

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、認知症サポーター養成講座の減少等がみられた。認知症高齢者の増加が想定されるため、地域住民の認知症に対する理解促進も含め、地域における支援体制の構築・強化を図ることが必要。(人口推計、アンケート調査、第 9 期計画検証結果、地域ケア会議)
- 国の認知症施策推進大綱の中間評価や令和 5 (2023) 年 6 月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」、今後国が策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえた取組を推進していくことが必要。(国の基本指針)

課題 5 医療・介護をはじめとした多職種との連携強化

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、地域ケア会議等の開催が難しい時期があったが、今後も関係者間での会議を通じて、地域の課題を抽出・共有し、課題解決までつなげていくことが必要。(第 9 期計画検証結果)
- 後期高齢者人口(特に 85 歳以上人口)が今後増加することが見込まれるため、医療・介護をはじめとした多職種との連携を強化していくことが必要。(人口推計、第 9 期計画検証結果、国の基本指針)

第

2

章

高齢者の現状と将来推計

第3章

計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念

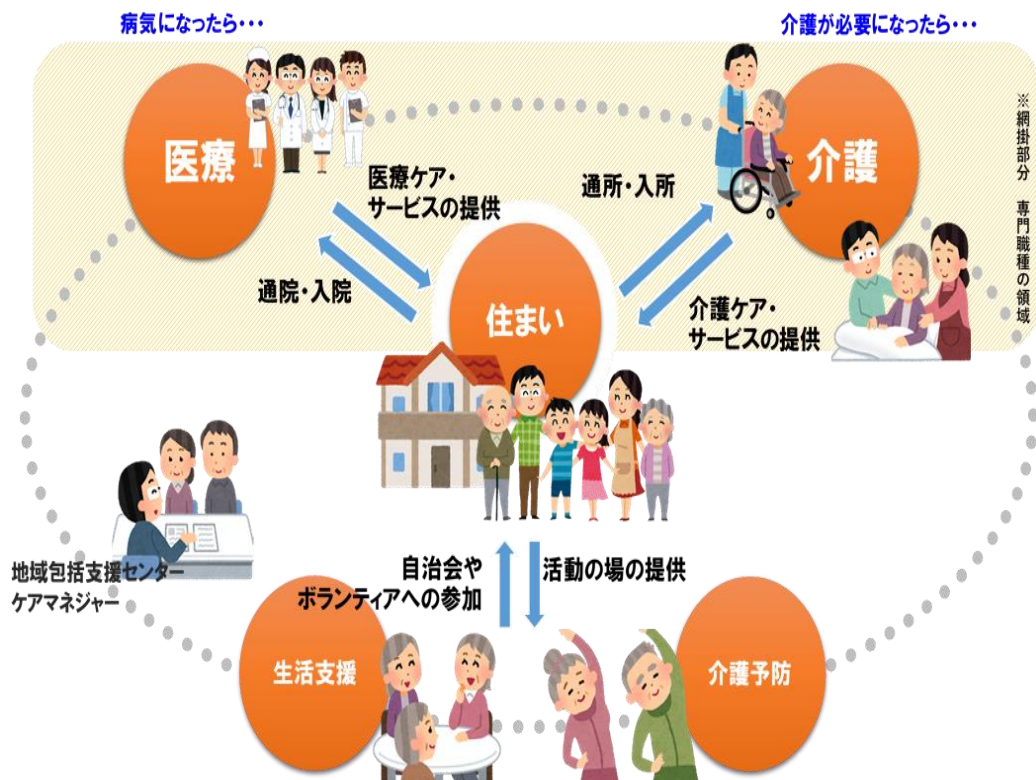
高齢者が、できる限り介護を必要とする状態に陥ることなく、住み慣れた地域で健康で生きがいを持って安心して暮らし続けるためには、超高齢社会への適切な対応と「自助・互助・共助・公助」の考え方による役割を踏まえた施策を展開することが重要です。

本計画では、従来の高齢者福祉計画の基本理念の考え方を踏襲しながら、第7次総合計画との整合を図り、高齢期の生活を地域全体で応援・支援することとし、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の理念にも通ずる「誰もがいきいきと暮らせる住み良い地域を目指して」を基本理念と定め、市民一人ひとりの生活の中で基本理念が実現されるまちづくりに向けた取組を進めていきます。

〈基本理念〉

誰もがいきいきと暮らせる
住み良い地域を目指して

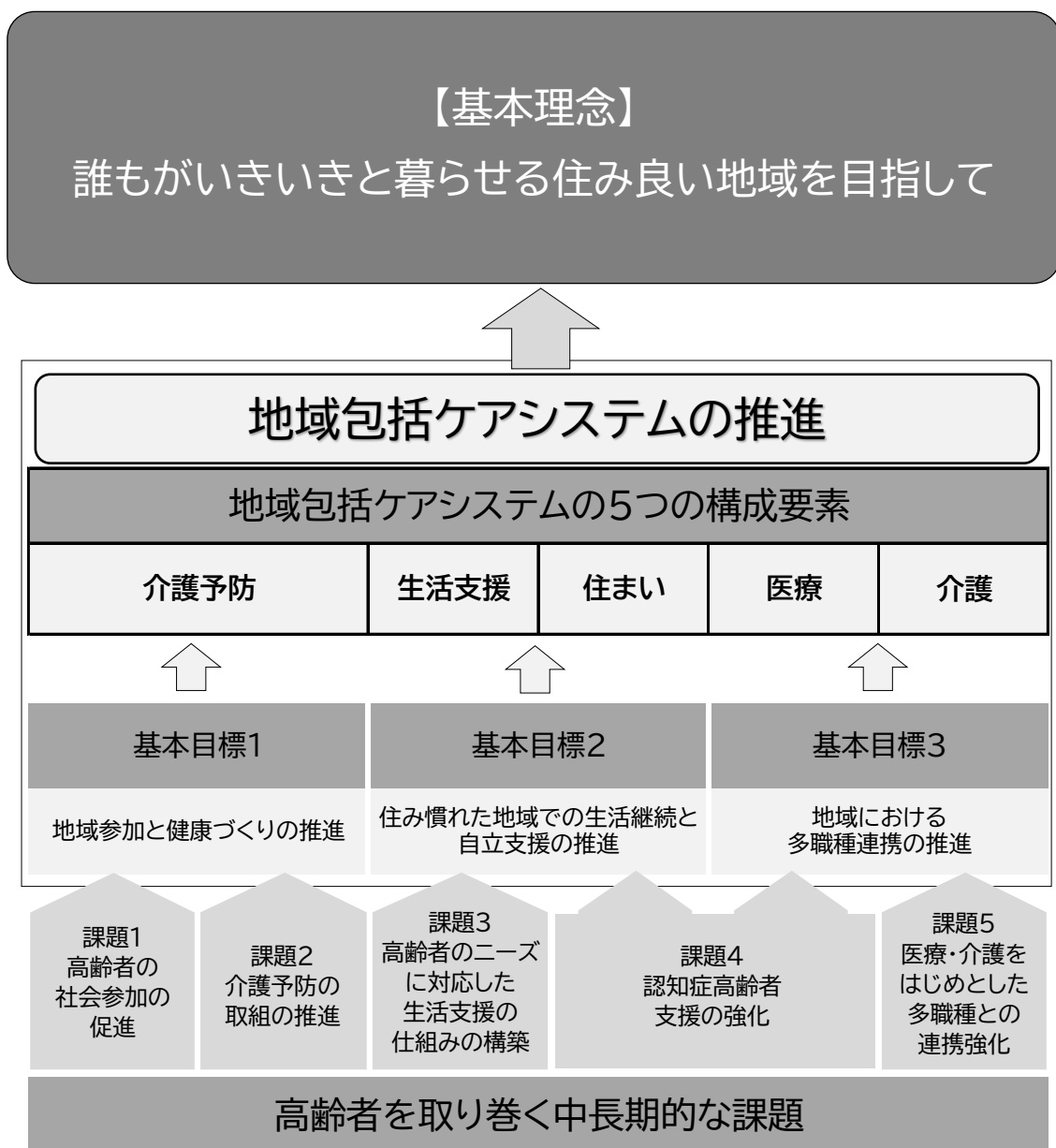
地域包括ケアシステムのイメージ図



2. 基本目標

基本理念として掲げた「誰もがいきいきと暮らせる住み良い地域」の実現には、地域包括ケアシステムの推進が不可欠であるとともに、地域包括ケアシステムの推進こそが基本理念を実現していく上での要であると考えます。

そこで本計画では、地域包括ケアシステムの5つの構成要素である「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を一体的に提供できるケア体制を構築することで、高齢者が健康で生きがいを持って生活し、介護が必要になった場合でも住み慣れた地域で自分らしく、安心して、健やかに生活できる地域共生社会の実現を目指したまちづくりを推進します。



基本目標 1【介護予防】

地域参加と健康づくりの推進

高齢者は地域において安心して生活できるよう支援を受ける側となるばかりではなく、地域とのつながりを持ちつつ「地域を支える担い手」として社会参加していくことも期待されます。高齢者がいつまでも健康で生きがいをもって日常生活を送れるよう、明るく活力ある社会とするためには、高齢者の多様な価値観が尊重され、意欲や能力に応じて自己実現を図り、主体的に生活できる環境を整備することが大切です。

そのため、スポーツ・レクリエーション、趣味活動、生涯学習、就労、世代間交流等、様々な分野での社会参加・生きがいづくりを促進するとともに、高齢者が自身の健康保持と社会貢献を意識し、社会の担い手として積極的に参加できるまちづくりに努めます。

また、健康上の問題がなく日常生活を送れる「健康寿命」を延ばし、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って、元気に安心して暮らせるまちを目指すには、市民一人ひとりが自分自身の健康状態を把握し、日頃から健康への関心や目標をもって主体的に「健康づくり」に取り組むことが重要です。

そのためには、食生活改善や運動習慣等のセルフケアの定着を図り、早い段階からの健康管理への意識付け、生活習慣病予防や重症化予防、フレイル予防等の健康意識を高め、健康的な生活を送ることが、高齢期の健康づくりや生きがいづくりの基礎となることを理解してもらうことが必要です。ライフステージに応じた適切な生活習慣や食習慣・運動習慣を身に着けることができるよう「うららトス21プラン」とあわせ、支援していきます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域における様々な活動が自粛されてきました。本市の要支援・要介護認定者の割合は平成27(2015)年から令和2(2020)年までの間はほぼ横ばいに推移していましたが、令和2(2020)年以降は増加傾向にあります。

現在地域の活動に参加していない方や新型コロナウイルス感染症流行以前は参加していた方等に対して、改めて参加の呼びかけや外出する仕掛けづくりを行い、身近な場所での地域の活動、支え合いの再構築を図っていきます。

基本目標 2【生活支援・住まい】

住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進

高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症の人の増加が見込まれる中、日常生活上の支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現が一層求められます。高齢者福祉サービスや介護サービスの担い手が不足する中で、お互いを助け合う地域づくりが必要です。そのためには、住民同士のつながりや、関係団体、民間企業等の様々な資源を生かしながら、多様なニーズに対応した生活支援の体制づくりを地域の実情に応じて進めることが重要です。

移動手段やごみ出し、簡単な家事の手伝い等日常生活の困りごとを手助けする多様な生活支援サービスを提供する体制づくりのほか、在宅での生活が継続できるよう在宅サービスを提供し、高齢者一人ひとりがその生活状況に応じた暮らしができるよう、居住環境の整備に取り組みます。

また、豪雨災害等、近隣自治体において甚大な被害をもたらす災害が多発しており、本市においても災害に備えることが必要です。災害時には、支援が必要となる高齢者も多くなることが予測されます。安心して地域での生活を継続できるように、地域や関係機関と引き続き情報共有・連携を図ることで、災害時に必要な支援体制を強化していきます。

基本目標 3【医療・介護】

地域における多職種連携の推進

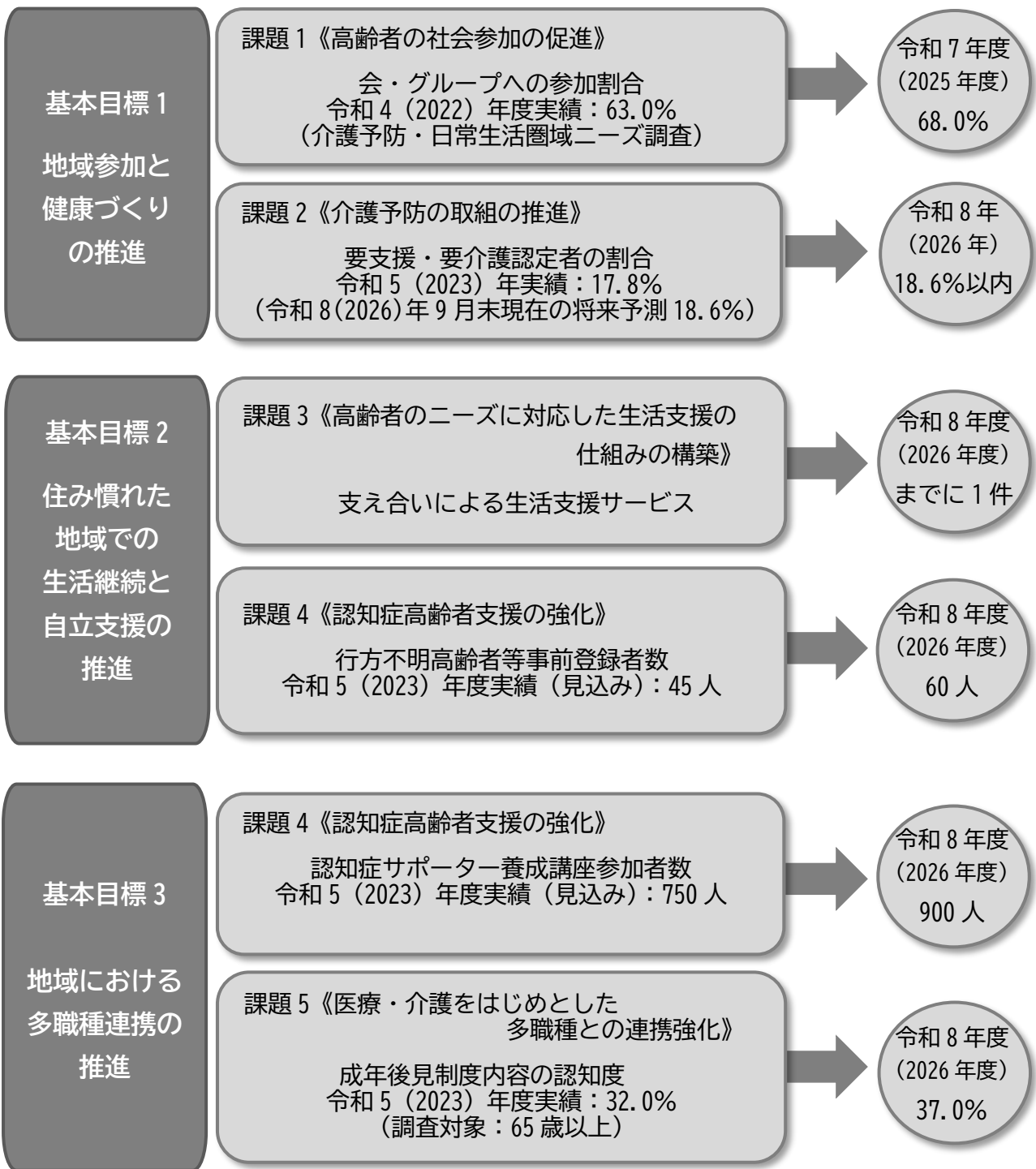
高齢者の増加に反して、医療や介護の人材不足が見込まれており、医療や介護が必要になっても安心して自宅での生活を続けやすくするために、医療や介護をはじめとする専門職との連携を一層推進していく必要があります。

多様な職種間の連携により、高齢者の実態を関係者間で共有し、地域の課題を把握することができ、課題に対してそれぞれの専門的知見からの助言をすることで、よりよい支援につながります。このことは地域包括ケアシステムの構築を推進するために非常に重要であるため、今後も鳥栖地区広域市町村圏組合と一体となって人材確保・育成に取り組むとともに、引き続き専門職との連携を強化していきます。さらに、高齢者の尊厳保持のために、佐賀県社会福祉士会東部支部等の関係機関と協力し、虐待防止や権利擁護、成年後見制度の利用促進の取組を進めます。

また、国においては、認知症の人が、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することで、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（以下「共生社会」という。）の実現を推進することを目的とした、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和 5（2023）年 6 月に成立しました。本市においても、認知症基本法に掲げられた基本理念のもとに、認知症の人がいきいきと自分らしく生活することができるよう認知症施策を推進します。

効果・成果を表す指標

3つの基本目標に、第4章に示す各施策の取組の結果として得られる指標を設定し、その数値目標を掲げることで、基本目標の達成・進捗状況を確認・評価します。



第4章

施策の展開

【基本理念】 誰もがいきいきと暮らせる住み良い地域を目指して

基本目標	区分	各施策	頁数
基本目標1 地域参加と健康づくりの推進 【介護予防】	1.生きがいきいき・社会参加の促進	① 路線バス及びミニバス運賃助成事業(高齢者福祉乗車券)	52
		② ミニバス乗車体験会 【新規】	52
		③ 老人クラブへの支援	53
		④ シルバー人材センターへの支援	54
		⑤ サポートピア事業	54
		⑥ まちづくり推進センター主催講座・教室	55
		⑦ 高齢者向け憩いの場事業	55
		⑧ 若さはつらつ教室(スポーツ・レクリエーション活動)	56
		⑨ 資源回収推進奨励金交付	56
		⑩ 高齢者趣味の作品展	57
	2.敬老事業	① 敬老祝金	57
		② 敬老会補助金	58
		③ 長寿高齢者訪問	58
	3.一般介護 予防事業	① 地域巡回介護予防健診	59
		② 元気が出る学校	59
		③ 元気クラブ	60
		④ 通いの場立ち上げ支援事業(とすっこ体操)	61
		⑤ 介護予防サポーター養成事業	61
		⑥ いきいき健康教室	62
		⑦ 口コミモーショントレーニング教室	63
		⑧ ふまねっと運動教室	63
		⑨ TOSUSHI音楽サロン	64
		⑩ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業	65
		⑪ 高齢者食生活改善	65
		⑫ 運動自主活動支援事業	66
		⑬ 介護予防講演会事業	66
	4.介護予防・生活 支援サービス事業	① 介護予防訪問型サービス	67
		② 自立支援訪問型サービス	67
		③ 生活リハビリ通所型サービス	68
		④ ハツラツ通所型サービス	68
		⑤ ステップアップ通所型サービス	69

基本目標	区分	各 施 策	頁 数	
基本目標2 住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進 【生活支援・住まい】	1.生活支援体制の構築・推進	① 生活支援コーディネーターの配置	70	
		② 協議体の設置	71	
		③ ふれあいネットワーク事業	71	
		④ 支え合いサービスへの支援(生活支援サービス事業)	72	
		⑤ 買物支援協力店	73	
		⑥ ごみ出し支援サービス事業	73	
	2.見守り・支えあいのネットワーク構築	① 高齢者等見守りネットワーク事業	74	
		② 緊急通報システム事業	75	
		③ 家族介護者交流会事業	75	
	3.災害に対する備え	① 避難行動要支援者支援事業	76	
		② 避難所の整備(まちづくり推進センター)	76	
		③ 福祉避難所の充実 【新規】	77	
	4.在宅福祉サービス事業	① 「食」の自立支援事業	77	
		② 福祉電話事業	78	
		③ 高齢者紙おむつ等支給事業	78	
		④ 在宅寝たきり老人等介護見舞金	79	
		⑤ 特殊ベッド・車椅子貸出事業	79	
		⑥ 福祉有償運送	80	
		⑦ 市営住宅への入居支援	81	
	基本目標3 地域における多職種連携の推進 【医療・介護】	1.認知症施策の推進	① 認知症サポーターの養成・活動促進	82
			② 認知症地域支援推進員の配置	84
			③ 認知症カフェの支援	84
			④ 認知症初期集中支援事業	85
			⑤ 認知症相談室事業	85
		2.包括的支援事業	① 地域包括支援センター運営事業	86
			② 地域ケア会議	87
			③ 自立支援ケア会議	88
		3.高齢者の権利擁護	① 成年後見制度利用支援事業	88
② 成年後見制度利用の促進事業			89	
③ 養護老人ホームへの老人保護措置			90	
④ 高齢者虐待相談対応事業			90	
⑤ 「消費者被害防止」出前講座			91	
⑥ 鳥栖市消費者安全確保地域協議会 【新規】			91	
4.在宅医療・介護連携の推進		① 在宅医療・介護連携推進事業	92	

基本
目標 1

～ 介護予防 ～

地域参加と健康づくりの推進

1. 生きがいづくり・社会参加の促進

① 路線バス及びミニバス運賃助成事業（高齢者福祉乗車券）

事業内容

市内に居住する 75 歳以上の者又は 70 歳以上で運転免許証を自主返納若しくは更新しなかった者に対し、高齢者福祉乗車券を交付し、当該乗車券が使用された路線バス・ミニバスについて運賃を助成し、高齢者の社会参加の促進を図ります。

〈現状〉

高齢者の社会参加の促進に寄与しています。実購入者数、後期高齢者人口に占める購入者の割合が少なくなっている一方で、鳥栖市の運転免許自主返納者は増加し、新規購入者の割合も増えており、本事業が浸透してきています。

〈施策の方向性〉

今後も、高齢者の社会的活動や外出支援のため、関係課と連携し対象者に事業を周知し、継続して助成を行います。

項目	実績			目標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
実購入者数(人)	405	413	420	440	470	500

② ミニバス乗車体験会

【新規】

事業内容

高齢運転者、公共交通を利用していない方を対象にミニバスの乗車体験会を開催し、公共交通の使い方を学ぶとともに、自動車からの転換や外出の促進を図ります。

〈現状〉

乗車体験会でミニバスの利用方法や走行ルート、停留所の位置等を知っていただき、日常生活での利用を促しています。

〈施策の方向性〉

高齢者を含む多くの方に乗車体験会を通して公共交通に興味・関心を持っていただき、移動手段の一つとしてミニバスを利用してもらえよう、今後も継続して実施します。

項 目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
実施回数 (回)	-	-	1	2	2	2

③ 老人クラブへの支援

事業内容

高齢者の社会活動の場として地域福祉の向上に大きな役割を果たしている鳥栖市老人クラブ連合会に対し支援をしています。

鳥栖市老人クラブ連合会を中心に、各町区に老人クラブが結成され、「のぼそう健康寿命、担おう地域づくりを」をメインテーマとして活動しています。同会の活動は、講演会、研修会、鳥栖市老人福祉大会の開催、県スポーツ大会への参加、グラウンド・ゴルフやペタンクの大会、花づくり事業の実施、また伝承活動等多方面にわたっています。

〈現状〉

高齢者の社会活動の重要な場であり、その運営を支援しています。会員増強活動として、地域での健康維持活動や多様な研修の開催、広報活動に尽力されています。

〈施策の方向性〉

高齢者の生きがいづくりの観点から、運営への支援を強化し、居場所作り、高齢者見守り、高齢者同士の支え合い等の活動内容の広報等を通じて地域への理解を促しながら、会員の増加や活動の拡大を支援します。

項 目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
会員数 (人)	2,539	2,278	2,100	2,100	2,100	2,100
クラブ数 (件)	36	34	32	32	32	32

④ シルバー人材センターへの支援

事業内容

シルバー人材センターでは、一般企業等の軽作業をはじめ、植木の剪定や福祉・家事援助サービス等様々な業務を行っています。シルバー人材センター運営への支援を行うことにより、高齢者の就労を促進し、生きがいづくりの支援と社会参加の促進、ボランティア意識の醸成を図ります。

〈現状〉

会員数、受注件数、就業実人数・延べ人数は、減少傾向にあります。特に、会員数については、65歳までの定年延長もあり入会者が減少しています。

〈施策の方向性〉

超高齢社会である今日、定年を迎えても就労意欲は高く、そのニーズは多様化しているといえます。今後も高齢者の社会参加を促すため、活動内容・組織状況を確認し、会員の拡大、センターの広報、就業機会の確保等の支援をしていきます。

⑤ サポートィア事業

事業内容（鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

高齢者福祉施設等での手伝いや地域活動の補助を行うボランティア（サポートィア）を養成し、社会活動の場を提供することで、高齢者自身の介護予防につながる体制整備を目指します。

〈現状〉

管内の市町、社会福祉協議会や施設等へのチラシやパンフレットの設置や、介護の日フェスタにて特設ブースを設置することで、周知活動を行っています。

また、サポートィア研修会を年1回開催しています。活動場所の一部では、新型コロナウイルス感染症により受入中止になるなど、影響が続いています。

〈施策の方向性〉

より多くの方の参画を促すとともに、活動場所の充実を図るため、広報、周知を行います。活動が中止になっている施設等は、意向、状況を確認しながら活動が再開できるよう努めます。

項 目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
登録人数（人）	117	112	114	120	125	130
受入機関数（件）	24	24	24	25	26	27

⑥ まちづくり推進センター主催講座・教室

事業内容

各まちづくり推進センターにおいて、一般教養・趣味の講座・教室等を開催しています。

〈現状〉

毎回異なるテーマで見識を深める一般教養講座をはじめ、手作り教室、料理教室、健康体操教室、歴史教室、手芸教室等の趣味の講座やパソコン教室等を開催しており、高齢者の社会参加の場となっております。令和4（2022）年度は、一般教養関係15講座、趣味教養関係76講座、パソコン関係8講座を開催しました。

〈施策の方向性〉

高齢者の生きがいづくりの場であることはもちろん、地域で活動をするきっかけや世代を超えた交流の場となるよう、今後も事業のテーマ等を検討しながら事業を継続する必要があります。

項 目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
高齢者も参加できる 講座・教室数	90	99	105	105	105	105

⑦ 高齢者向け憩いの場事業

事業内容

中央老人福祉センター及び各まちづくり推進センターにおいて、地域の高齢者が健康で明るい生活を営むため、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための憩いの場を提供し、高齢者の生きがいづくりと交流の場の確保を図ります。

〈現状〉

地域活動の拠点機能とともに、地域の高齢者の憩いの場としての機能を有し、地域住民の福祉の増進につながっています。

〈施策の方向性〉

高齢者の地域活動への参加を促進する取組として今後も継続して実施するとともに、自主組織化への移行も見据え検討します。また、中央老人福祉センター及び若葉まちづくり推進センターのみで行っている入浴事業については、施設の老朽化や利用者の固定化、光熱水費の高騰等が課題としてあるため、今後の状況に応じて検討します。

項 目	実 績			見 込 み		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
憩いの場事業（か所）	17	15	15	15	15	15

⑧ 若さはつらつ教室（スポーツ・レクリエーション活動）

事業内容

誰でも手軽にできる太極拳・ヨガを通じた健康増進及び体力の保持を図ることを目的としています。

〈現状〉

各まちづくり推進センターにおいて、太極拳教室やヨガ教室を5月から12月（全12回×8地区）開催しています。

〈施策の方向性〉

若さはつらつ教室は、健康づくりだけでなく、参加者同士のコミュニケーションの場にもなっており、新たなメニューの開発も検討しつつ今後も推進します。

項 目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
開催数（回）	96	96	96	96	96	96
参加者数（人）	1,134	1,167	1,200	1,200	1,200	1,200

⑨ 資源回収推進奨励金交付

事業内容

町内会、老人会、子どもクラブ等の営利を目的としない団体に対し、回収した資源物の数量に応じて奨励金を交付することにより、リサイクルの推進を図ります。市民自らが資源回収することで、分別方法の理解やごみ減量への意識が高まることが期待でき、資源回収活動を通じて住民同士のコミュニティ活性化にもつながります。

〈現状〉

資源物を自主的に回収している町内会や老人会等に対し、奨励金を交付することで団体の活動を支援しています。

〈施策の方向性〉

今後も引き続き資源回収に取り組むことにより、高齢者の社会参加も推進できることから、事業が継続されるよう推進します。

項 目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
団体数	87	87	85	85	85	85
回収量（kg）	625,740	624,524	618,000	618,000	618,000	618,000

⑩ 高齢者趣味の作品展

事業内容

市内居住の60歳以上の者を対象に、趣味で励まれている絵画、書、写真、手芸、工芸等の作品をエントランスホールにおいて展示しています。

〈現状〉

例年、市内で活動するサークル等の団体を中心に約60点の出展があります。

〈施策の方向性〉

趣味等の活動や発表の場は、生きがいつくりにつながっており、その支援のため、今後も継続していきます。

項目	実績			目標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
出展者数(人)	59	64	60	70	80	90

2. 敬老事業

① 敬老祝金

事業内容

高齢者に対し、その長寿を祝福し、敬老の意を表すとともに祝金を贈呈します。

〈現状〉

敬老の意を表し、長寿を祝福するために事業を実施しています。支給対象者、支給金額ともに増加傾向にあります。

〈施策の方向性〉

高齢者人口の増加が見込まれており、対象者が増加すると考えられます。今後も敬老の意を表し、長寿を祝福するための事業として継続する一方で、対象者及び支給金額を検討する必要があります。

項目	実績			見込み		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
支給者数(人)	1,389	1,421	1,378	1,446	1,398	1,335

② 敬老会補助金

事業内容

多年にわたり、地域社会の発展のために尽力された高齢者の長寿を祝い、敬老の意を表すため、それぞれの地区または町区で開催される敬老会に対して、その経費の一部を助成しています。

〈現状〉

新型コロナウイルス感染症の影響により、対象となる会の開催方法を変更し、一堂に会しない方法で開催した場合でも、記念品等の配布に要した経費について補助の対象としています。

〈施策の方向性〉

敬老会は、地域の高齢者が集まる機会のひとつであり、地域づくりの一環となっているため、今後も継続して実施します。

項目	実績			見込み		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
補助対象者数（人）	8,464	8,803	9,149	10,036	10,396	10,705

③ 長寿高齢者訪問

事業内容

毎年9月に、市長が対象者を訪問し、記念品を贈呈することで敬老の意を表します。市内高齢者の年齢上位10名を対象としています。

〈現状〉

上位10名の希望者に対して、市長が訪問し、敬意の意を表しています。

〈施策の方向性〉

長寿を祝い、敬老の意を表するため、今後も継続して実施します。

3. 一般介護予防事業

① 地域巡回介護予防健診

事業内容

町区の公民館等を訪問し、介護予防健診を実施することで、閉じこもり、認知症等の何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、必要な支援につなげます。

〈現状〉

通いの場を対象に、体力測定や認知機能チェック等の健診を行っています。フレイルリスクが高い方には、地域包括支援センターと連携して個別相談を実施し、介護予防教室や相談窓口の紹介等の支援を行っています。

〈施策の方向性〉

介護予防が必要な高齢者の早期発見ができるよう推進し、適宜事業評価を実施することで、必要に応じて内容の改善を図ります。

項目	実績			目標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
開催数(回)	15	31	35	44	46	48
延べ参加者数(人)	202	400	525	660	690	720

② 元気が出る学校

事業内容

多職種による身体機能・認知機能向上トレーニングの実施、栄養改善・口腔機能向上及び買物支援を通じた生活機能向上訓練を組み合わせた介護予防教室を実施することで、高齢者の地域での自立を図ります。

〈現状〉

個別の状況に応じて専門職が集中して関わることで、体力測定では半数以上が維持・改善しており、基本チェックリストの結果では、特に認知機能・うつの改善率が高く、事業参加により前向きな気持ちに変化しています。終了後は地域の通いの場や他の介護予防教室、また必要に応じて介護保険サービスへの移行等、適切なサービスにつなぐことができます。

〈施策の方向性〉

短期間での機能向上が望めるよう専門職種との連携を強化するとともに、適正なサービスへの振り分け機能をもつ事業として実施します。今後は、認知症予防により重点を置いて支援を行うとともに、適宜評価を実施し、必要に応じて内容の改善を図ります。

項 目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
開催数(回)	47	66	49	50	50	50
延べ参加者数(人)	334	754	490	600	700	800

③ 元気クラブ

事業内容

介護予防サポーター等により運営される通所型の介護予防教室です。運動器の機能向上、栄養改善及び口腔機能向上のためのプログラムや買物支援を提供することにより、加齢等に伴う心身の機能低下を予防し、要介護状態等となることを防ぐとともに、自分らしい自立した生活の維持・向上を図ります。

〈現状〉

教室への参加を通して、体操等自宅でのセルフケア定着に加え、他の参加者と楽しく会話するなど、貴重な社会参加の一助となっています。

終了後は地域の通いの場や他の介護予防教室、また必要に応じて介護保険サービスへの移行等、個別に応じてつなぐことができています。

〈施策の方向性〉

通いの場で実施している体操を取り入れながら、介護予防サポーターが中心となって教室運営を行うことで、自宅での運動習慣等の継続を支援するとともに、終了後の地域移行に向けた教室となっています。

また、介護予防サポーターが活動できる場ともなり、地域の支えあいの体制づくりを推進します。今後は、適宜評価を実施し、必要に応じて内容の改善を図ります。

項 目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
開催数(回)	96	92	96	96	96	96
延べ参加者数(人)	496	637	672	864	1,056	1,248

④ 通いの場立ち上げ支援事業（とすっこ体操）

事業内容

地域コミュニティの拠点及び介護（介護予防）サービス終了者の受皿として、町区の公民館等において週1回以上開催する通いの場の立ち上げを支援します。

立ち上げの際には、1か月程度リハビリ等の専門職種による支援を行い、立ち上げから、3か月後、6か月後、1年後の計3回の継続した支援を行います。

〈現状〉

町区の公民館等の身近な場所での通いの場の立ち上げを支援することで、介護予防に資する体操等の普及、見守り体制の構築や閉じこもり予防を図ります。令和5（2023）年8月時点で、全43町区で通いの場が立ち上がっています。

〈施策の方向性〉

市内の全ての町区における通いの場の立ち上げを目指し、歩いていける身近な場所での健康づくりや地域コミュニティの強化を目指します。今後は、適宜評価を実施し、必要に応じて内容の改善を図ります。

項 目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
通いの場数（か所）	35	42	44	46	48	50

⑤ 介護予防サポーター養成事業

事業内容

介護予防に関する一定の知識と経験を有する介護予防サポーターを養成することで、介護予防サポーター自身の心身機能の維持向上を目指すとともに、介護予防の担い手としての活動につなげます。

〈現状〉

令和4（2022）年度末で、累計61人がサポーター認定を受けています。介護予防についての知識を身につけ、他の介護予防教室において高齢者の役割を担うなど、地域において重要な役割を担っています。

〈施策の方向性〉

介護予防サポーターが地域で活動できる場の創出と研修等の事業を展開することにより、高齢者自身の健康の維持向上と担い手の確保を図ります。今後は、適宜評価を実施し、必要に応じて内容の改善を図ります。

項目	実績			目標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
開催数(回)	12	12	12	12	12	12
延べ参加者数(人)	19	40	60	84	108	132
新規認定者数(人)	1	4	4	5	10	15

⑥ いきいき健康教室

事業内容

自宅でもできる体操や認知症を予防する方法等を習得させることで、要支援・要介護状態になることを予防します。

口腔機能改善や栄養の基礎知識、認知症予防等の講話やストレッチ、ふまねっと運動等の運動を実施して、高齢者の健康づくりに取り組みます。

〈現状〉

公民館等へ専門職が出向く出前講座であり、令和4(2022)年度は計40回実施しました。地域のいきいきサロンや敬老会等でも活用していただき、高齢者の健康や介護予防に関する知識の普及啓発の一助となっています。

〈施策の方向性〉

地域での自立した生活を促すとともに、地域活動を活発にするため、今後も推進します。今後は、適宜評価を実施し、必要に応じて内容の改善を図ります。

項目	実績			目標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
開催数(回)	21	40	50	60	65	70
延べ参加者数(人)	359	709	750	900	975	1,050

⑦ ロコモーショントレーニング教室

事業内容

ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の予防のため、ストレッチ、筋力トレーニング、リズムダンス等を実施し、要支援・要介護状態にならない体力づくりと健康的な生活習慣の形成を図り、適切な運動習慣の普及、実践及び定着を目指します。

各まちづくり推進センター・市民体育館で開催し、ロコモティブシンドローム予防指導者による運動を実施しています。

〈現状〉

身体的・精神的効果に関して多くの参加者が肯定的に評価しています。併せて今後自主組織化への移行を見据えて、リーダー役となる人材育成のため、お互いに運動を教え合う時間をつくるなどの工夫も取り入れています。

〈施策の方向性〉

自宅において日常的な運動習慣として定着できるよう、今後も継続して実施するとともに、自主組織化への移行を見据えて、今後それぞれの地域で自主的に教室を開催するリーダー役を育成できるよう、取組を検討していきます。今後は、適宜評価を実施し、必要に応じて内容の改善を図ります。

項 目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
開催数（回）	31	35	36	36	36	36
延べ参加者数（人）	399	511	540	612	684	756

⑧ ふまねっと運動教室

事業内容

リズムに合わせて網目を踏まないようにステップを踏む「ふまねっと運動」を実施し、歩行、バランス、認知機能の改善を図ります。

また、地域のボランティアによる事業の実施につなげ、地域コミュニティの強化を図ります。

各まちづくり推進センターで月2回開催しています。

〈現状〉

年間を通じて定期開催をしていることから、リピーターで参加している方が多く、運動機能及び認知機能の向上だけでなく、地域コミュニティとしての役割も大きく果たしています。

〈施策の方向性〉

高齢者の介護予防のほか、指導者役として高齢のサポーターも参加することで、社会参加の実現、地域コミュニティの強化につながるため、継続して実施するとともに、自主組織化への移行を見据え関係機関と連携していきます。今後は、適宜評価を実施し、必要に応じて内容の改善を図ります。

項 目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
開催数(回)	163	190	192	192	192	192
延べ参加者数(人)	1,483	1,798	1,920	2,304	2,688	3,072

⑨ TOSUSHI 音楽サロン

事業内容

音楽療法の手法を用いて、音楽を聴く、歌をうたう、音楽を奏でるなどの「音楽活動」と「身体活動」等を意図的、計画的、継続的に実践することにより、心身の健康保持及び増進につなげ、要支援・要介護状態になることを予防します。

〈現状〉

全地区のまちづくり推進センター(分館)で開催し、令和5(2023)年度から、通いの場においても出前講座方式で実施しています。

〈施策の方向性〉

音楽療法の活動を通して生きがいや仲間づくりを促します。社会性の拡大及び、介護予防や心身機能の向上を図るため継続して実施するとともに、自主組織化への移行を見据えた取組も検討していきます。今後は、適宜評価を実施し、必要に応じて内容の改善を図ります。

項 目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
開催数(回)	63	64	64	64	64	64
延べ参加者数(人)	599	670	960	1,088	1,216	1,344

⑩ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業

事業内容

加齢に伴う身体的な機能低下や複数の慢性疾患を持つなど様々な課題がある高齢者の特性に応じて、医療・介護・健診等のデータを一体的に分析し、高齢者に対する個別の支援や通いの場等への積極的な関わりを行い、高齢者の健康増進を図ります。

〈現状〉

高齢者の医療・介護・健診等のデータを集団や個別で一体的に分析を行っています。また、保健師や管理栄養士が、医療や介護、健診等受けられていない方（健康状態不明者）や低栄養、生活習慣病等の方の重症化予防のため保健指導を行い、必要に応じて医療機関への受診勧奨や介護サービスにつなげています。

通いの場においては、歯科衛生士や管理栄養士、保健師等が積極的に関わり、フレイル予防や高血圧等についての集団教育を実施しています。

〈施策の方向性〉

人生100年時代を見据え、高齢者の健康増進及び介護予防を図るため、今後も推進します。また適宜評価を実施し、必要に応じて内容の改善を図ります。

項目	実績			目標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
歯科衛生士・管理栄養士・保健師 講話回数（集団教育）	11	41	44	46	48	50
講話対象者延べ人数（人）	184	569	660	690	720	750

⑪ 高齢者食生活改善

事業内容

加齢に伴い減少していく筋肉量や筋力を維持するため、高齢者に必要な栄養摂取を推進し、フレイル予防及び介護予防を目指します。

〈現状〉

食生活改善推進員が、年2回（春の地区伝達、秋の地区伝達）、各まちづくり推進センターで健康講話と料理教室を実施しています。

〈施策の方向性〉

望ましい食生活習慣について高齢者やその家族を対象に各地区のまちづくり推進センターで実施しており、高齢者の健康づくりやフレイル及び介護予防のため、今後も推進します。新規の参加者増に向けて、事業の周知を強化します。

項目	実績			見込み		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
開催数（回）	7	16	16	16	16	16
参加者数（人）	82	247	250	260	280	300

⑫ 運動自主活動支援事業

事業内容

生活習慣の改善、疾病予防や介護予防を目的とし、地域で自主的に運動等を行っている自主グループに定期的に指導を行い、効果的な運動の継続を支援します。

〈現状〉

各地区まちづくり推進センターと中央老人福祉センターで週1回活動している自主活動グループに対し、会場の提供、健康運動指導士の派遣等を行い、活動の継続を支援しています。

〈施策の方向性〉

地域の運動自主活動グループに参加し、運動を継続的に取り組むことで、介護予防につながることから今後も推進していきます。また、自主的に運動を継続できる体制の構築が課題であり、サークルリーダーを育て、自立した活動ができるように支援していきます。

項目	実績			見込み		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
開催数（回）	324	321	325	325	325	325
参加者数（人）	4,849	5,380	5,500	5,600	5,700	5,800

⑬ 介護予防講演会事業

事業内容

一般住民向けの介護予防に関する講演会を開催し、認知症や介護予防に対する理解を深める取組を実施します。毎年11月頃に開催しています。

〈現状〉

令和4（2022）年度は、関係機関との連携のもと一般市民に広く周知を行い、当日は多数の方が参加し、介護予防に関する知識の普及啓発ができました。

〈施策の方向性〉

介護予防に関する知識や技術を広く一般市民等に周知することにより、住み慣れた地域で安心して生活できる体制づくりを目指すため、鳥栖地区広域市町村圏組合とも連携し、推進します。

高齢化社会の進展と医療・介護負担が増加している状況で、事前の介護予防が重要な取組になってくると思われるため、より早い段階で多くの人に周知し、介護予防に関する知識の普及啓発に努めます。

項目	実績			目標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
参加者数(人)	中止	92	150	160	170	180

4. 介護予防・生活支援サービス事業

① 介護予防訪問型サービス

訪問型サービス（従来相当サービス）

事業内容（鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

制度改正前の介護予防訪問介護に相当するサービスです。

訪問介護員等が居宅を訪問し、利用者が自立した生活を継続できるように、入浴等の身体介護や掃除、調理等の生活支援を行います。

〈現状〉

介護予防訪問型サービスは、要支援者、総合事業対象者がサービスの対象となり、介護予防・生活支援サービス事業者が介護予防訪問型サービスを提供しています。

〈施策の方向性〉

介護が必要な状態（要介護状態）にならないようにするために、今後とも介護予防訪問型サービスの提供を推進するための広報、周知を行います。

② 自立支援訪問型サービス

訪問型サービス（A型サービス）

事業内容（鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

介護予防訪問型サービスの運営基準を緩和した、一定の研修を修了した職員等により生活援助を提供するサービスです。

訪問介護員等が居宅を訪問し、掃除や調理等を利用者と一緒に行い、利用者の自立を目指します。

〈現状〉

自立支援訪問型サービスは、要支援者、総合事業対象者がサービスの対象となり、介護予防・生活支援サービス事業者が自立支援訪問型サービスを提供しています。

〈施策の方向性〉

介護が必要な状態（要介護状態）にならないようにするために、今後とも自立支援訪問型サービスの提供を推進するための広報、周知を行います。

③ 生活リハビリ通所型サービス

通所型サービス（従来相当サービス）

事業内容（鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

制度改正前の介護予防通所介護に相当するサービスです。

入浴・食事等の必要な日常生活上の支援や身体の機能が低下しないような運動を行い、生活機能の維持又は向上を目指します。

〈現状〉

生活リハビリ通所型サービスは、要支援者、総合事業対象者がサービスの対象となり、介護予防・生活支援サービス事業者が生活リハビリ通所型サービスを提供しています。

〈施策の方向性〉

介護が必要な状態（要介護状態）にならないようにするために、今後とも生活リハビリ通所型サービスの提供を推進するための広報、周知を行います。

④ ハツラツ通所型サービス

通所型サービス（A型サービス）

事業内容（鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

生活リハビリ通所型サービスの運営基準を緩和したサービスです。

必要な日常生活上の支援や様々な活動を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

〈現状〉

ハツラツ通所型サービスは、要支援者、総合事業対象者がサービスの対象となり、介護予防・生活支援サービス事業所がハツラツ通所型サービスを提供しています。

〈施策の方向性〉

介護が必要な状態（要介護状態）にならないようにするために、今後ともハツラツ通所型サービスの提供を推進するための広報、周知を行います。

⑤ ステップアップ通所型サービス

通所型サービス（C型サービス）

事業内容（鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

入院や生活習慣の変化による生活不活発病の解消のため、短期集中的な機能向上プログラムを提供するサービスです。

保健・医療の専門職が、短期間、集中的に運動・栄養・口腔・認知機能向上のプログラムを実施することで、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

〈現状〉

ステップアップ通所型サービスは、要支援者、総合事業対象者がサービスの対象となり、鳥栖地区広域市町村圏組合管内は2事業所が実施事業所となっています。

〈施策の方向性〉

鳥栖市民の利用者を増やすために、市内の通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所にアプローチを行います。

基本
目標 2

～生活支援・住まい～

住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進

1. 生活支援体制の構築・推進

① 生活支援コーディネーターの配置

事業内容

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、生活支援コーディネーターを配置しています。生活支援コーディネーターの役割として次のような業務を実施しています。

- ・地域のニーズと資源の状況の見える化
- ・地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ
- ・関係者のネットワーク化
- ・目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
- ・生活支援の担い手の養成やサービスの開発
- ・ニーズとサービスのマッチング

〈現状〉

平成 30（2018）年 4 月から、市内 4 か所の地域包括支援センターに第 2 層生活支援コーディネーターを配置し、令和 5（2023）年度から鳥栖市社会福祉協議会に第 1 層生活支援コーディネーターを配置しています。また、支え合いの地域づくりのために「市民公開講座」を令和元（2019）年度から開催しています。

〈施策の方向性〉

生活支援・介護予防サービスのニーズが高まることが見込まれる 2040 年に向け、地域の住民や多様な主体との意識の共有や地域づくりへの参画促進を図ります。

項目	実 績			目 標		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度 (見込み)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
市民公開講座開催数	2	1	1	1	1	1

② 協議体の設置

事業内容

生活支援コーディネーターを補完し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進するために、生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場として、協議体を設置しています。

協議体は、次の役割を担います。

- ・生活支援コーディネーターの組織的な補完
- ・地域ニーズ、既存の地域資源の把握、情報の見える化の推進
- ・企画、立案、方針策定を行う場
- ・地域づくりにおける意識の統一を図る場
- ・情報交換の場、働きかけの場

〈現状〉

生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画のために、令和5（2023）年度に第1層（市全体対象）協議体を設置しました。

地域においても、生活支援コーディネーターにより、市民、関係団体、民間企業等の話し合いの場の開催や、既存会議に参加すること等により、地域資源、地域ニーズの把握や情報共有を行っています。

〈施策の方向性〉

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるように、地域の情報共有や連携強化の場として引き続き推進します。

項目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
第1層協議体の開催（回）	-	-	2	2	2	2

③ ふれあいネットワーク事業

事業内容

地域の中から募った民生委員をはじめとするネットワーク活動協力者がひとり暮らし高齢者等を訪問し、生活及び健康状態の観察や、話し相手、相談相手となることで、高齢者の不安感や孤独感の解消に努めます。

〈現状〉

高齢化の進展や核家族化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しているため、高齢者の不安感や孤独感の解消を目的とした本事業の重要性は高まっています。

反面、ネットワーク協力者の負担感が増大しており、ネットワーク協力者の確保が懸案事項となっています。また、都市化の進展に伴う地域住民の結びつきの希薄化により、ネットワーク活動の拡大が思うように進んでいない実状もあります。

〈施策の方向性〉

今後も更なる高齢化の進展や核家族化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯はさらに増加すると想定されます。ひとりになることで不安を抱える高齢者が増加することが予想されるため、今後も継続して実施します。

項目	実績			目標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
訪問回数(回)	32,952	29,858	24,128	24,700	25,175	25,650
ネットワーク協力者数 (人)	729	667	582	590	600	610
対象者数(人)	312	301	255	260	265	270

④ 支え合いサービスへの支援（生活支援サービス事業）

事業内容

高齢者が日常生活を営む上で必要な簡単な支援のうち、介護保険では対応できない短時間のもの等について、地域のボランティアや関係団体、民間企業等様々な主体による支え合いのサービスの創出を支援します。

〈現状〉

高齢者が地域で安心して生活し続けるために、多様化する生活支援のニーズに対応するには、地域の様々な主体による支え合いのサービスが必要となるため、サービスの創出に向け、他事例の紹介・検討等を行っています。

〈施策の方向性〉

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、地域の支え合いによる生活支援サービスの創出・整備のために、地域の担い手の発掘・支援や、他事例の情報提供等の支援を行うとともに、生活支援サービスの充実に努めます。

項目	実績			目標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
支え合いによる 生活支援サービス(件)	-	-	-	1	1	1

⑤ 買物支援協力店

事業内容

身体機能の低下や移動手段が確保できないなどの理由で買物に支障がある方に対し、民間事業者による買物支援の取組の周知等の支援を行います。

〈現状〉

生活支援コーディネーター等と連携し、店舗で購入したものや自宅で注文した商品を配達するなどの「買物支援」をされている店舗等を掲載した「買物支援協力店」を作成し、資源の見える化を行っています。

〈施策の方向性〉

今後も民間事業者や生活支援コーディネーターと連携し、既存資源の活用促進をはじめとする買物支援の取組を継続します。

項 目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
買物支援協力店掲載数 (事業者)	46	61	61	61	61	61

⑥ ごみ出し支援サービス事業

事業内容

高齢や障害等により、ごみ集積所までのごみ出しが困難な高齢者等に対し、ごみ出しの方法や体制について支援を行います。

〈現状〉

親族や近所の方、介護ヘルパーによりごみ出しの支援が行われているほか、町区と調整しごみ集積所を高齢者宅の近くに移動させる等、状況ごとに個別の対応を行っています。

〈施策の方向性〉

対象者の選定やごみ出しの支援方法、支援体制について、関係各課と連携しながら、個人の実情に応じた支援について協議し、実施していきます。

項 目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
ごみ出し支援サービス	協議	協議	協議	実施	実施	実施

2. 見守り・支えあいのネットワーク構築

① 高齢者等見守りネットワーク事業

事業内容

ア 見守りネットワーク協力事業者の登録

登録された協力事業者が日常業務内で地域の高齢者等の見守りを行うとともに、異変等を発見したときに、迅速に対応できる体制を確保します。また、協力事業者に登録証及びステッカーを交付します。

イ 行方不明高齢者等事前登録

行方不明の恐れのある高齢者等の情報を家族等による届出により事前に登録し、市、地域包括支援センター、警察署の3者で情報共有を行います。また、事前登録届出者にQRコード※を付与したシールを交付することで、行方不明時の支援者との円滑な連絡体制の構築及び早期保護につなげます。

〈現状〉

独居高齢者の増加が予想されるため、地域の高齢者等の見守り体制の強化のために協力事業者の登録を推進しています。また、QRコードを付与したシールについての周知のために、地域の団体等と連携してシールを活用した声掛け模擬訓練を実施しています。

〈施策の方向性〉

民間事業者及び各種関係機関との連携を一層強化し、地域での見守り体制を強化することで、高齢になっても安心して生活できるよう支援します。

項目	実績			目標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
協力事業者総数（事業者）	18	40	50	50	60	70
事前登録者総人数（人）	38	40	45	50	55	60

（※）QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

② 緊急通報システム事業

事業内容

ひとり暮らし高齢者等が、自宅での急病や事故の際に警備会社へ通報することにより、迅速な緊急援助を提供します。

〈現状〉

利用者は施設入所等の理由から減少傾向にありますが、3 か年度平均して年間 64 回ほどの起動員出動実績があり、利用者の不安感解消に寄与しています。

〈施策の方向性〉

高齢化、核家族化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が年々増加しています。その中で本事業は、持病や認知症による在宅生活への不安感の解消を図る取組であるため、高齢者やその支援者のニーズを踏まえ、継続して実施します。

項目	実 績			見 込 み		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数 (人)	131	117	115	120	130	140

③ 家族介護者交流会事業

事業内容 (鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業)

家族介護者の交流と介護技術を高めることにより、介護負担の軽減を図り、高齢者の権利が守られるように支援します。

〈現状〉

「みんなの介護塾(令和元(2019)年度以前の名称は、「家族介護者交流会」)」及び参加者を男性の介護者に限定した交流会である「男の介護塾」を実施しています。令和4(2022)年度は5回開催し、情報交換会や創作活動を通して、家族介護者の負担軽減を図ることができました。

〈施策の方向性〉

家族介護者の介護負担軽減は、在宅介護を継続する上で重要であるため、事業の周知を強化しつつ今後も推進します。

項目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
家族介護交流会開催数	4	5	6	6	6	6
男の介護塾開催数	1	2	2	2	2	2

3. 災害に対する備え

① 避難行動要支援者支援事業

事業内容

避難行動要支援者名簿の更新を毎年度行い、対象となる高齢者や障害者の状況把握に努めるとともに、関係機関に情報提供を行います。

また、避難行動要支援者の個別避難計画の作成支援を行い、計画的な避難行動の促進を図ります。

〈現状〉

避難行動要支援者名簿の更新及び関係機関への情報提供を毎年度行っています。

また、個別避難計画の作成支援会議を開催するなど、計画作成の推進に努めています。

〈施策の方向性〉

避難行動要支援者名簿の更新及び関係機関への情報提供を毎年度行います。

個別避難計画の作成を推進します。

項目	実績			目標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
名簿更新（毎年度）	実施	実施	実施	実施	実施	実施
計画作成件数（件）	32	74	100	100	100	100

② 避難所の整備（まちづくり推進センター）

事業内容

災害時に避難所となるまちづくり推進センターについて、高齢者が安心して避難生活を送ることができるよう、環境整備に努めます。

〈現状〉

まちづくり推進センターの大規模改修時等に環境整備を進めています。

〈施策の方向性〉

まちづくり推進センターの大規模改修時等に環境整備を進めます。

③ 福祉避難所の充実

【新規】

事業内容

大規模災害等により避難生活が長期化するおそれがある場合に、一般の避難所では生活することが困難な、配慮を必要とする高齢者が避難するための福祉避難所の充実を図ります。

〈現状〉

福祉避難所として開設できる施設を増やすなど、関係機関と協議を進めています。

〈施策の方向性〉

福祉避難所を必要に応じて開設できるよう、市内の事業所と連携し、配慮が必要な高齢者の避難支援体制整備に取り組みます。

項目	実績			目標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
協定事業所数 (か所)	-	-	協議	6	7	7

4. 在宅福祉サービス事業

① 「食」の自立支援事業

事業内容

食事の調理や調達が困難な高齢者に食事を提供することにより、食生活の改善と健康増進を図り、健康で自立した生活を支援します。

また、自立支援という観点も踏まえ、利用回数は利用者の状況や家庭環境等を調査した上で決定し、受託事業者により自宅までの配達及び安否確認を実施しています。

〈現状〉

自立支援という観点より、利用回数は利用者の状況や家庭環境等を調査した上で決定しています。地域包括支援センターと連携し、食事や見守りの支援を要する方の利用促進を図っています。

〈施策の方向性〉

食事の提供及び安否確認を行う本事業は高齢者の在宅生活の継続に欠かせないものです。質・量ともに栄養バランスの取れた調理を行うことはもとより、きざみ食等利用者に配慮した食事の提供、配達時の安否確認や健康状態の把握等、高齢者のニーズに適したサービスを365日実施します。

項 目	実 績			見 込 み		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
年度末時点利用実人数（人）	232	194	192	205	215	230
延べ配食数（食）	60,339	54,510	52,453	55,000	59,000	63,000

② 福祉電話事業

事業内容

所得の少ないひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で常時介護を必要とする者がいる世帯に対し、固定電話を貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

〈現状〉

利用者は施設入所や携帯電話の普及等の理由から減少傾向にありますが、連絡手段を有しない高齢者の社会参加促進や緊急対応手段の確保につながっています。

〈施策の方向性〉

固定電話を貸与し、在宅で安心して生活できる環境を整備する取組であるため、今後も継続して実施します。

項 目	実 績			見 込 み		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数（人）	7	6	7	8	8	8

③ 高齢者紙おむつ等支給事業

事業内容

寝たきり等で常時失禁状態にある高齢者がいる世帯で、市県民税非課税世帯及び在宅で介護を受けている方を対象に紙おむつ等を支給します。

〈現状〉

紙おむつ等の支給を通じて介護者の負担を軽減し、在宅生活の継続を支援しています。

〈施策の方向性〉

紙おむつ等を支給することにより、在宅生活の継続を支援する取組であることから、今後も実施します。

項目	実績			見込み		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
受給者数(人)	67	27	35	40	40	40

④ 在宅寝たきり老人等介護見舞金

事業内容

寝たきり高齢者又は重度認知症高齢者を在宅で介護している者に対し、在宅寝たきり老人等介護見舞金を年2回(4月、10月)支給します。

〈現状〉

例年、ケアマネジャーを通じて、介護者から一定の新規申請があります。

〈施策の方向性〉

高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域での生活を継続できるように、家族介護者を慰労する支援であることから、今後も継続して実施します。

項目	実績			見込み		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
支給者数(人)	26	19	19	22	24	26

⑤ 特殊ベッド・車椅子貸出事業

事業内容

寝たきり状態等で特殊ベッドが必要な者や一時的に車椅子が必要な者に対し、おおむね1か月特殊ベッド・車椅子を貸し出すことにより福祉の向上を図ります。

〈現状〉

特殊ベッドが必要な寝たきり状態等の者に対し、一時的に貸し出すことにより福祉の向上を図っています。

車椅子が必要な者に対し、一時的に車椅子を貸し出すことで、高齢者等の福祉の向上につながっています。

〈施策の方向性〉

特殊ベッドや車椅子の利用ニーズは常にあり、高齢者等やその家族の在宅生活を支えるため、今後も継続して実施します。

項 目	実 績			見 込 み		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
特殊ベッド貸出 延べ人数（人）	5	5	6	6	6	6
車椅子貸出延べ人（人）	38	59	50	60	70	80

⑥ 福祉有償運送

事業内容

福祉有償運送とは、要支援・要介護認定者や身体障害者等、ひとりでは公共交通機関を利用することが困難な者に対して、NPO法人や社会福祉法人等の非営利法人が実施する、自家用自動車による移送サービスです。

鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町の1市3町で佐賀県東部地区福祉有償運送運営協議会を設置し、適切なサービスの確保に努めています。

〈現状〉

ひとりでは公共交通機関を利用することが困難な要介護者や身体障害者等の移動手段としての役割を担っています。

〈施策の方向性〉

登録事業所と共に、サービスが必要な方のニーズに応えられるよう、今後も東部地区福祉有償運送運営協議会に参画します。

項 目	実 績			見 込 み		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
登録事業所数	3	3	2	2	2	2
利用者数（人）	86	65	20	12	12	12

⑦ 市営住宅への入居支援

事業内容

市営住宅への入居に際し、特に配慮が必要な高齢者世帯等の入居を一定の範囲を設け（特定目的住宅）優先的に行います。

〈現状〉

高齢者世帯等の優先入居を目的とした特定目的住宅は、計画に基づき設定を進めています。現在特定目的住宅は75戸あり、そのうち高齢者世帯向けは28戸設定しています。（令和5（2023）年度中に5戸追加予定、うち高齢者世帯向け1戸追加予定）

〈施策の方向性〉

特に配慮が必要な方向けの特定目的住宅の割当てを、市営住宅内で適切に進めることとしています。今後も適宜入居申込者のニーズや社会状況等を勘案しながら、特定目的住宅を計画的かつ適切に割当てていきます。

項 目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
特定目的住宅（戸）	70	75	80	85	90	95
うち高齢者世帯向け （戸）	27	28	29	30	31	32

1. 認知症施策の推進

認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和5（2023）年6月に成立しました。その中で、次のとおり8つの基本的施策が定められています。

- ① 認知症の人に関する国民の理解の増進等
- ② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③ 認知症の人の社会参加の機会の確保
- ④ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ⑤ 保健医療サービスおよび福祉サービスの提供体制の整備等
- ⑥ 相談体制の整備等
- ⑦ 研究等の推進等
- ⑧ 認知症の予防等

本市においても、上記の基本的施策の内容を踏まえ、次のとおり認知症施策を推進します。

① 認知症サポーターの養成・活動促進

事業内容

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成します。

また、ステップアップ講座を開催し、受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（以下、「チームオレンジ」という。）の構築を推進します。

〈現状〉

地域の団体、市内の小学校やまちづくり推進センターにおいて講座を開催し、認知症サポーターを養成しています。

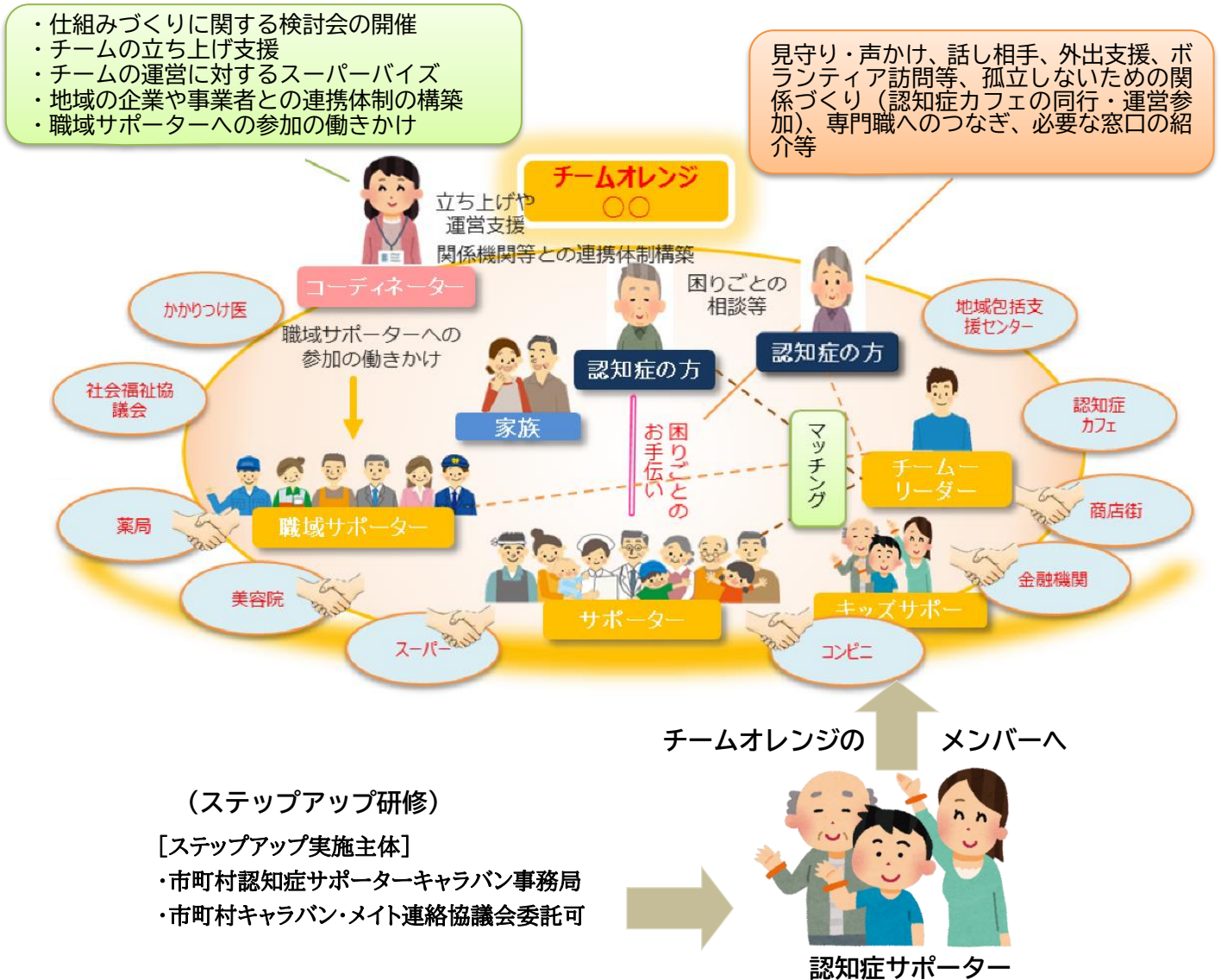
〈施策の方向性〉

認知症高齢者の増加が見込まれるため、キャラバン・メイトや関係機関と連携し、地域において講座を開催するとともに、小中学校のキッズサポーターや生活関連企業の職域サポーターの養成により認知症の理解促進を図ります。

また、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の初期の段階から、心理面・生活面の支援として、認知症の人の悩みや家族の身近な生活ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みづくりを推進します。

項目	実績			目標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
開催数(回)	10	14	20	22	24	26
参加者数(人)	312	337	750	800	850	900

【チームオレンジのイメージ】



※チームオレンジによる支援はボランティアで行うことが望ましい。(地域医療介護総合確保基金を活用した介護人材確保のためにボランティアポイントの仕組みの活用も可能)

- チームオレンジの三つの基本**
- ①ステップアップ講座修了及びサポーターでチームが組まれている。
 - ②認知症の人もチームの一員として参加している。(認知症の人の社会参加)
 - ③認知症の人も家族の困りごとを早期から継続して支援できる。

認知症当事者も地域を支える一員として活躍し、社会参加することを後押しするとともに、認知症サポーターの更なる活躍の場を整備

(資料) 厚生労働省

② 認知症地域支援推進員の配置

事業内容

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、医療・介護等の連携強化や認知症の人やその家族を支援する相談業務、地域において「生きがい」をもった生活を送れるよう社会参加活動のための体制整備等を行う認知症地域支援推進員を配置します。

〈現状〉

認知機能低下の段階ごとに活用できる資源を集約し、必要な方につないでいます。また、認知症に関する正しい知識の普及啓発や、認知症疾患医療センターを含む医療機関、各種支援機関との連携を図り、認知症の人やその家族を地域で支える体制づくりに寄与しています。

〈施策の方向性〉

認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るとともに、認知症の人の意向を尊重した地域で支える体制づくりを引き続き実施します。

③ 認知症カフェの支援

事業内容

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場（認知症カフェ）の開設や運営について、認知症地域支援推進員等の関係機関と連携し、助言や広報等を行います。

〈現状〉

取組を行う団体を把握、見える化するとともに、認知症カフェの開催について周知等の支援を行っています。

〈施策の方向性〉

認知症になっても、地域で生活できるよう支援するための取組であり、認知症の人やその家族、地域住民や専門職等が会話等によってつながりをつくるとともに、常に認知症に関する情報を得ることができるよう、認知症地域支援推進員等の関係機関と連携して施策の推進を図ります。

④ 認知症初期集中支援事業

事業内容 （鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

認知症となっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域での生活を続けていくために、認知症の人やその家族に対して早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築して、認知症初期集中支援を実施することを目的とし、認知症初期集中支援事業を実施します。

〈現状〉

地域包括支援センターに認知症初期集中支援チーム員を配置し、チーム医（認知症専門医）と事例検討を行うことでスキル向上に努めています。

〈施策の方向性〉

認知症の人に対し、早期診断・早期対応を行う支援体制を整備し、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組を強化していく必要があるため、今後も事業を推進していきます。

項目	実績			見込み		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
チーム相談件数	1	1	2	4	5	5

⑤ 認知症相談室事業

事業内容 （鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

ものわすれや認知症に関する相談窓口として、「ものわすれ・よかよか相談室」を設置し、本人や家族又は支援者からの悩みに対する相談や助言を行います。

〈現状〉

毎月第1・第3火曜日（13：30～16：00）に、認知症の人やそのご家族を支援する専門的な資格（看護師）を持つ職員が対応しています。電話での相談が8割を占め、相談者は家族や地域包括支援センター等の本人の支援者が多い状況です。

〈施策の方向性〉

今後も継続して相談に応じ、助言を行い、必要なサービスにつなげられるよう支援します。

項目	実績			見込み		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
延べ相談件数	9	37	45	45	50	50

2. 包括的支援事業

① 地域包括支援センター運営事業

事業内容（鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

1. 包括的支援事業

包括的支援事業は、以下の4つの事業で構成されています。

①介護予防ケアマネジメント事業

介護予防ケアマネジメント事業は、二次予防事業の対象者（主として要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の者）が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況等に依じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うものです。

②総合相談・支援事業

総合相談・支援事業は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスや関係機関及び制度の利用につなげるなどの支援を行うものです。業務内容としては、総合相談、地域包括支援ネットワーク構築、実態把握等があります。

③権利擁護事業

権利侵害を受けている、又は受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行うものです。事業内容としては、高齢者虐待の防止及び対応、消費者被害の防止及び対応、判断能力を欠く状況にある人への支援等があります。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践できるように受け皿となる地域の基盤を整えるとともに個々の介護支援専門員のサポートを行います。

2. 指定介護予防支援

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、予防給付に関するケアマネジメント業務を行うものです。

〈現状〉

現在、市内4か所の事業所へ委託しています。

- ・鳥栖市鳥栖地区地域包括支援センター（鳥栖地区・鳥栖北地区）
- ・鳥栖市田代基里地区地域包括支援センター（田代地区・基里地区）
- ・鳥栖市若葉弥生が丘地区地域包括支援センター（若葉地区・弥生が丘地区）
- ・鳥栖市鳥栖西地区地域包括支援センター（麓地区・旭地区）

〈施策の方向性〉

相談者及び相談内容が多岐にわたるため、関係機関との連携を強化し、地域包括支援センターの相談体制を整備していく必要があることから、今後も継続して実施します。

② 地域ケア会議

事業内容

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。地域包括支援センター又は市が主催し、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めます。

また、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化し、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりへつなげます。

〈現状〉

個別ケースについて検討する「地域ケア個別会議」において、高齢者等個別の課題への対応を、本人や家族、介護支援専門員、保険・医療・福祉の専門職、地域住民や行政等が参加し、多様な視点から検討することで、高齢者等が地域において尊厳を保持したその人らしい生活を継続できるように支援しています。

また地域包括システムの構築の推進にむけて、地域ケア個別会議より共有された地域課題を地域づくりに結びつけるために、地域包括支援センターとの連携を強化しています。

〈施策の方向性〉

高齢者の個別事例にあらわれる地域課題の抽出・分析と参加者間での共有を通して、多職種にわたる自立支援に向けた意識の醸成、地域課題や社会資源の共有による地域包括ケアシステムの充実につなげます。

③ 自立支援ケア会議

事業内容

高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの質の向上のため、総合事業対象者、要支援1、2及び要介護1のケアプランについて、薬剤師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士といった専門職が自らの立場から高齢者の自立につながるようなアドバイスをを行います。さらに、これらの会議の積み重ねから地域課題を把握し、社会資源の連携を目指します。

〈現状〉

すべての介護支援専門員の資質向上につながるよう、令和2（2020）年度より輪番制を設けています。

〈施策の方向性〉

高齢者の自立支援を推進し、地域課題の把握・共有や社会資源の連携の機能を持つ取組であるため、今後も実施していきます。また、自立支援ケア会議を開催しない月には、把握した地域課題の検討や新たな総合事業の検討等、関係機関と連携し地域包括ケアシステムの充実を目指します。

項目	実績			見込み		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
開催数（回）	4	10	11	4	4	4
件数（件）	12	26	30	8	8	8

3. 高齢者の権利擁護

① 成年後見制度利用支援事業

事業内容

成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、申立てを行うことが難しい場合で、本人の福祉の向上を図るため特に必要があるときは、市長が後見開始等の審判の申立てを行います。

また、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者に対して、後見人等への報酬の助成を行うことで高齢者の権利を擁護し生活の支援を図ります。

〈現状〉

成年後見制度の利用が必要であっても、本人だけでは申立てができない状況にある高齢者を支援しています。

〈施策の方向性〉

本事業は、高齢者の権利や財産を守ることにより、その人が安心して生活を送ることを支援するものです。ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者は増加傾向にあるため、今後も継続して実施します。

項目	実績			見込み		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
市長申立者数（人）	0	0	4	5	5	5
報酬助成件数（件）	4	4	6	7	7	7

② 成年後見制度利用の促進事業

事業内容

権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政等に司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み「地域連携ネットワーク」をつくる必要があります。また、本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割及び専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う役割をもつ「中核機関」を設置する必要があります。国が策定した第2期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年度～令和8年度）に基づき、取組を推進します。

〈現状〉

成年後見制度について、周知や相談、利用促進に取り組んでいます。また、中核機関の設置に向けて、関係機関と協議を進めています。

〈施策の方向性〉

国が策定した成年後見制度利用促進基本計画（令和4年度～令和8年度）に則り、佐賀県社会福祉士会東部支部等の関係機関と協力しつつ、以下の取組を推進します。

①任意後見制度の利用促進

任意後見制度は、本人の意思の反映・尊重の観点から、本人が自ら締結した任意代理の委任契約に対して、本人保護のための必要最小限の公的な関与を制度化したものであるため積極的に活用される必要があります。リーフレットやポスター等による制度の周知を継続して行います。

②市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進（前述の成年後見制度利用支援事業に掲載）

③地域連携ネットワークづくり

成年後見制度や相談窓口の周知及び中核機関の整備・運営を行います。

③ 養護老人ホームへの老人保護措置

事業内容

環境上の理由及び経済的理由により、居宅で生活することが困難な者に対して、措置での入所を行い、高齢者が健康で安心した生活を送ることができるよう支援します。

〈現状〉

経済的な困窮等で施設入所ができず、親族の支援も受けられない高齢者は増加しており、それに伴い相談件数も増えています。

〈施策の方向性〉

環境上の理由及び経済的な理由から、居宅での生活が困難な高齢者を把握し、保護措置をすることで生活改善へつなげています。今後も各関係機関と連携し、対象者の把握及び適切な措置対応に取り組みます。

項目	実 績			見 込 み		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
措置者数（人）	35	37	39	41	43	45

④ 高齢者虐待相談対応事業

事業内容 （鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

高齢者虐待の未然防止や早期発見を行い、適切な支援につなげるなど、継続的な見守りによる再発防止のために、地域における様々な関係機関のネットワークを構築します。

また、高齢者虐待の防止や早期発見、早期対応を図るため、高齢者虐待防止法や相談・通報窓口を市民に周知するとともに、養護者の負担軽減のため、認知症等に対する正しい理解や介護知識の普及、介護保険制度等の利用を促進します。

〈現状〉

年に1回、高齢者虐待対応研修会を構成市町・地域包括支援センター職員を対象に実施しています。

〈施策の方向性〉

警察、介護保険事業者、医療機関、民生委員児童委員、自治会をはじめとする地域福祉組織等の関係機関との連携を強め、迅速な対応を図ります。

⑤ 「消費者被害防止」出前講座

事業内容

悪質商法の手口や防止策等について、消費生活センターに寄せられる相談事例等を交えて情報提供することにより、高齢者の消費者被害の未然防止・拡大防止を図ります。

〈現状〉

消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、地域の「いきいきサロン」等に出向き、悪質商法の手口や防止策等についての出前講座「だまされんばい！悪質商法」を実施しています。

〈施策の方向性〉

高齢者の消費者被害が増加・深刻化することを防ぐため、今後も継続して取り組みます。

項 目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
開催回数（回）	7	8	9	8	8	8
参加者数（人）	155	133	160	230	230	230

⑥ 鳥栖市消費者安全確保地域協議会

【新規】

事業内容

消費者被害の防止、消費生活上特に配慮を要する高齢者等の消費者の見守り及び消費者安全の確保の推進に関して協議を行い、鳥栖警察署や鳥栖市社会福祉協議会等を含めた関係機関と情報の共有及び相互の連絡調整を図ります。

〈現状〉

消費者の利益の擁護及び増進に関連する関係機関及び関係団体が連携し、鳥栖市における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的として、令和5(2023)年3月に鳥栖市消費者安全確保地域協議会を設置しました。

〈施策の方向性〉

必要に応じて協議会を開催し、協議会の構成員となっている関係機関による情報共有や助言等を行い、消費者被害の未然防止・拡大防止、高齢者や障害者等の配慮を要する消費者を見守るための連携を強化していきます。

項 目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
協議会開催回数（回）	-	1	2	2	2	2

4. 在宅医療・介護連携の推進

① 在宅医療・介護連携推進事業

事業内容（鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

高齢者が住み慣れた地域に必要な医療及び介護を受け安心して自分らしい生活が継続できるよう、地域の医療従事者及び介護従事者等が、在宅医療と介護の連携を推進することで、高齢者及びその家族への効果的な支援体制の強化を図ります。

〈現状〉

鳥栖三養基医師会に一部委託し、医療・介護関係者の情報共有の基盤づくりや課題の共有、地域住民に向けた研修会等の企画運営等を行っています。また、介護を必要とする患者が、退院後に切れ目なく介護サービスを受けられるようにするため、病院とケアマネジャーが入院時から情報を共有し、退院に向けた連絡・調整を行う仕組みである退院調整ルールを作成し、運用しています。

令和4（2022）年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、在宅医療・介護連携の現状把握、課題抽出及び対応策を検討する協議会は書面会議で行いましたが、研修会は対面とオンラインのいずれでも参加可能な形式で行ったことにより、多くの方が研修を受けることができました。

〈施策の方向性〉

在宅医療・在宅介護の連携は、住み慣れた地域で高齢者が暮らし続けるために必要であるため、研修会等を継続して行い、医療・介護従事者及び地域住民への普及啓発を継続していきます。

項目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
協議会開催数（回）	2	1	2	2	2	2
研修会開催数（回）	3	2	2	2	2	2

第5章

計画の推進体制

1. 各種関係機関との連携及び計画の推進体制

(1) 各種関係機関との連携

①地域包括支援センター及びサービス提供事業者等との連携

介護保険や高齢者福祉に関するサービスの提供を行うサービス提供事業者との連携は、地域包括ケアシステムの構築や高齢者の自立支援等、本計画の推進において欠かせないものです。また、一人ひとりの高齢者に対するこれらのサービスの全体調整は、地域包括支援センターが担っているため、同センターとの連携も重要です。

このため、地域包括支援センターを中心とし、市、サービス提供事業者間の連携や情報共有を密にすることを目的とする、連携会議や地域ケア会議をさらに充実させます。

②医療機関等との連携

地域包括ケアシステムの構築、介護予防、健康づくり等において、医療機関との連携や協力体制の構築は欠かせないものです。後期高齢者人口（特に 85 歳以上人口）の増加が見込まれる今後、医療機関との連携の重要性は益々高まるため、連携をさらに深め、適切な保健・医療・福祉体制の充実を図ります。

③行政内部での関係部門との連携体制

高齢者が、住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、行政内部の保健・医療・福祉分野間はもちろん、これらの分野以外の部署との連携が必要です。地域共生社会の実現のために、幅広く庁内関係部署との連携体制を強化し、各部署が高齢者、子ども、障害者、生活困窮者等の分野別・対象別の垣根にとらわれず、効率的で柔軟な地域づくりを支援します。

④地域の関係団体との連携強化

高齢者が地域社会で自立した生活を送るには、家族や高齢者福祉等のサービス提供事業者だけでなく、地域住民、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、まちづくり推進協議会、老人クラブ、婦人会、各種ボランティアグループ、NPO 団体等との密接な連携を形成することが必要です。これらの組織・団体がより自主的・自発的に活動できるよう、組織づくりや活動を支援するとともに、地域包括ケアシステムの構築を進めることで、その連携・協力体制をより一層強化します。

⑤広域圏組織との連携

鳥栖地区広域市町村圏組合や県と十分に連携、協力し、高齢者への充実したサービス提供と支援を行います。

(2) 計画の推進体制

健康福祉みらい部を中心に各部局連携のもと、施策（事業）ごとの目標の達成状況を点検・分析し、計画に沿ったものになっているかどうか確認を行いながら、計画の適切な進捗管理を行います。

また、計画の周知を積極的に進めるとともに、計画に記載している事業等の推進の在り方について、必要に応じて検討を行います。

資料編

1. 鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づき鳥栖市高齢者福祉計画（以下「計画」という。）の策定について協議するため、鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1)福祉団体の代表者
- (2)公共団体の代表者
- (3)市民の代表者
- (4)学識経験者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、計画策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選出する。2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、高齢障害福祉課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

2. 鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会 委員名簿

区分	団体名	役職名	氏名
学識経験者	鳥栖三養基医師会	理事	◎山津 善保
	鳥栖地区地域 リハビリテーション 広域支援センター	センター長	○熊谷 隆史
福祉団体の 代表者	佐賀県老人福祉施設 協議会	会長	門司 誠一
	公益社団法人 佐賀県社会福祉士会	理事	荒木 千史
	鳥栖地区介護支援 専門員協議会	会長	大石 良美
	社会福祉法人 鳥栖市社会福祉 協議会	常務理事兼事務局長	石橋 哲文
市民の代表者	鳥栖市老人クラブ 連合会	副会長	長野 敏子
	鳥栖市区長連合会	会長代理	中原 秀満
	鳥栖市民生委員 児童委員連絡協議会	麓地区民生委員 児童委員協議会 会長	有馬 美代子
公共団体の 代表者	鳥栖保健福祉事務所	企画経営課長	西牟田 美也子
	鳥栖地区広域 市町村圏組合	介護保険課長	槇 浩喜

◎ 会長 ○ 副会長

3. 鳥栖市高齢者福祉計画策定の経過

年 月	内容
令和 4.10～ 令和 4.11	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（郵送調査） ・ 要介護 1～5 の認定を受けていない 65 歳以上の高齢者 在宅介護実態調査（郵送調査） ・ 更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける在宅の要介護認定者
令和 5.7	成年後見制度に関するアンケート調査 ・ 出前講座や介護予防事業に参加した高齢者
令和 5.8.3	第 1 回鳥栖市高齢者福祉推進会議及び幹事会 開催
令和 5.8.22	第 1 回鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会 開催 ・ 会長・副会長の選出 ・ 鳥栖市高齢者福祉計画の趣旨及び策定体制について ・ 第 9 期鳥栖市高齢者福祉計画の評価・課題及び第 10 期鳥栖市高齢者福祉計画の基本的な考え方について ・ 鳥栖市における高齢者の現状と取り巻く課題について ・ 第 10 期鳥栖市高齢者福祉計画の基本理念及び基本目標について ・ 第 10 期鳥栖市高齢者福祉計画の策定スケジュールについて
令和 5.10.13	第 2 回鳥栖市高齢者福祉推進会議幹事会 開催
令和 5.10.23	第 2 回鳥栖市高齢者福祉推進会議 開催
令和 5.11.14	第 2 回鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会 開催 ・ これまでの会議の報告について ・ 高齢者福祉計画の素案について

4. 用語解説

【か】

➤ 介護支援専門員（ケアマネジャー、略：ケアマネ）

介護保険法第7条第5項の規定に基づき、要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況等により適切な居宅サービス、施設サービス等を利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行います。

介護支援専門員は、実務研修受講試験に合格し、都道府県が実施する「介護支援専門員実務研修」を修了することで、都道府県に登録されます。平成18（2006）年4月施行の介護保険制度の改正に伴い、資質の確保・向上を図るために、資格の更新制度（5年更新）が導入されました。

➤ 介護保険サービス

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態等となった人に対し、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるように支援するために、介護保険制度に基づき提供されるサービスのことです。居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等があります。

➤ 介護予防・日常生活支援総合事業

被保険者を対象として要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を行う事業のことです。元気な高齢者を含む全ての高齢者を対象に、生活機能の維持・向上に向けた取組を行う一般介護予防事業と、生活機能の低下により、このままでは要介護状態になるおそれが高い高齢者を対象とする介護予防・生活支援サービス事業があります。

➤ 管理栄養士

厚生労働大臣の免許を受けて、①傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、②個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導、③特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行う専門職のことです。

➤ 基本チェックリスト

介護が必要な状態になる原因となりやすい生活機能の低下を判定するため、厚生労働省が作成した「運動器・口腔・栄養・認知症・閉じこもり・うつ」に関する6分野25項目の質問票です。

➤ ケアプラン

要介護者（要支援者）の心身の状態や生活状況の把握や分析により明らかになった利用者の問題状況を解決するために、介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成する介護サービス計画のことです。利用者や家族の希望を尊重しながらサービスの方向性と目標を明確にします。

➤ 健康運動指導士

保健医療関係者と連携しつつ安全で効果的な運動を実施するための運動プログラム作成及び実践指導計画の調整等を行う役割を担う者をいいます。

➤ 後期高齢者

75歳以上の高齢者のことです。

➤ 高齢社会白書

高齢社会対策基本法に基づき、平成8（1996）年から毎年政府が国会に提出している年次報告書であり、高齢化の状況や政府が講じた高齢社会対策の実施の状況、また、高齢化の状況を考慮して講じようとする施策について明らかにしているものです。

➤ 口腔機能

①食べる（噛む、すりつぶす、飲み込む、味わう）、②話す（発音、歌う、会話、コミュニケーション）、③感情表現（笑う、怒る）、④呼吸する、ために使う口の中（歯や歯ぐき、舌）や口の周りの筋肉や唇の周りの働きのことです。

➤ コーホート変化率法

人口推計の1つの手法で、過去の2つの時点の年齢別人口から求めた各コーホートの変化率に基づいて、将来人口を推計する方法です。コーホート変化率法では、人口変動の要因は考慮せず、一定期間における各コーホートの変化率そのものが対象地域の年齢別人口変化の特徴であるとして人口を推計します。コーホート（Cohort）は、ある一定期間内に生まれた人の集団をいいます。

【さ】

➤ 作業療法士（OT）

Occupational Therapist（OT）とも呼ばれ、医療従事者の一員です。厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に「作業療法」を行う専門職のことです。

➤ 歯科衛生士

歯科医師の指示のもと、歯科予防処置、歯科診療補助及び歯科保健指導等を行う専門職です。単独で診断・治療・レントゲン撮影は行えません。

➤ 社会福祉士

「社会福祉士及び介護福祉士法」において位置づけられる、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言・指導その他の援助を行う専門職のことです。

➤ 成年後見制度

判断能力が十分でない者（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）に対して、裁判所の裁定に基づき、成年後見人等が契約や財産管理、身上保護等の法律行為全般を行い、社会制度の中で不利益を被らないように支援する制度です。任意後見制度（本人が十分な判断能力があるうちに、将来に備えあらかじめ自ら選んだ代理人に財産管理等に関する事務について、代理権を与える契約を公証人の作成する公正証書で結ぶ）と法定後見制度（家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が本人の財産管理等を代行して行う）の二つがあります。

➤ セルフケア

医療機関等の他者からの援助を受けずに、自分自身で行う健康維持や病気予防のための心身の自己管理のことです。

➤ 前期高齢者

65歳以上75歳未満の高齢者のことです。

➤ 総合事業対象者

基本チェックリストの回答結果が、厚生労働省の定める基準に該当し、介護が必要な状態になりやすい生活機能の低下があると判定された方のことです。

総合事業対象者は、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービスの利用が可能です。

【た】

➤ 団塊の世代

戦後の、主に昭和 22 (1947) 年から昭和 24 (1949) 年までに生まれた世代のことです。この世代の出生数・出生率は以後のどの世代よりも高くなっています。

➤ 団塊ジュニア世代

昭和 46 (1971) 年から昭和 49 (1974) 年頃の第 2 次ベビーブーム時代に生まれた世代。団塊の世代に次いで世代人口が多いです。

➤ 地域共生社会

高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援等の制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

➤ 地域ケア会議

地域の関係者による高齢者支援に関する情報交換や連絡調整を行う場であり、会議は地域包括支援センターが主催します。民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ケアマネジャー、介護施設関係者、行政等の関係者が参加しています。

➤ 地域包括ケアシステム

可能な限り住み慣れた地域において継続して住み続けることができるよう、医療、介護、予防、見守り、住まい等の多様な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供されていく体制のことです。

➤ 地域包括支援センター

平成 18 (2006) 年度に創設された機関で、主に地域の高齢者や介護する家族に対して、心身の健康維持や生活の安定、保健、福祉、医療の向上、権利擁護、虐待防止等の総合的マネジメントを行い、支援していくことを業務としています。

➤ 地域連携ネットワーク

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という 3 つの役割を持ち、既存の保健・医療・福祉の連携に、司法も含めた連携の仕組みです。

➤ 超高齢社会

一般的に、高齢化率 (65 歳以上の人口が総人口に占める割合) が 21% 以上の社会をいいます。

➤ 通所介護 (デイサービス)

デイサービスセンター等に通い、食事、入浴の提供や、日常動作訓練等を受けるサービスのことです。

【な】

➤ 認知症施策推進大綱

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現のために取りまとめられた、認知症対策の政府の方針です。

具体的な施策としては、(1) 認知症サポーター養成等の「普及啓発・本人発信支援」、(2) 認知症予防に資する可能性のある活動の推進等「予防」、(3) 早期発見・早期対応のための医療体制の整備等「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」、(4) バリアフリーのまちづくりの推進等「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」、(5) 認知症の予防法やケアに関する技術・サービス・機器等の検証、評価指標の確立等「研究開発・産業促進・国際展開」を五つの柱として掲げられています。

➤ 認知症地域支援推進員

①認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士

②、①以外で認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有すると市町村が認めた者

【は】

➤ 避難行動要支援者名簿

災害時に家族等の支援が困難で何らかの助けを必要とする重度の障害者やひとり暮らし高齢者等の要配慮者が、災害時における支援を地域の中で受けられるようにするため、支援体制を確立し、これらの者が地域内で安心・安全に暮らすことができるよう、民生委員・児童委員、自治会等地域コミュニティの協力を得て整備し、災害時の避難支援に活用する名簿のことです。

➤ ふまねっと運動

ふまねっと運動とは、50センチ四方のマス目でできた大きな網を床に敷き、この網を踏まないようにリズムに合わせてゆっくり慎重に歩く運動です。高齢者の歩行機能と認知機能の改善効果が期待できます。

➤ フレイル

厚生労働省研究班の報告書では「加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存等の影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」とされており、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味します。

➤ 訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、食事、入浴、排せつの介助や、炊事、掃除、洗濯といった家事等の日常生活の援助を行うサービスです。

【ま】

➤ まちづくり推進センター

地域における住民交流の促進、生涯学習の推進及び高齢者福祉の増進により相互のきずなを深め、地域課題の解決を図り個性ある魅力あるまちづくりを推進するために設置されたセンターのことであり、旧公民館を本館、旧老人福祉センターを分館とし、様々な講座や憩いの場を提供しています。

【や】

➤ 薬剤師

厚生労働大臣の免許を受け、調剤、医薬品の供給、服薬指導等の薬に関する業務全般を行う専門職です。

➤ 要介護者

要介護状態（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等のため、入浴、排せつ、食事等、日常生活での基本的な動作において、6か月にわたり継続して常時介護が必要と見込まれる状態）にあると認定された人のことです。介護の必要の度合いに応じて、要介護1から要介護5までに区分されます。

➤ 養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的理由により自宅で生活することが困難な高齢者が入所する施設です。特別養護老人ホームとは違って、介護保険施設ではなく、施設への入所は市町村の措置により行われます。65歳以上であること、身の周りのことは自分でできること、在宅での生活が困難であることが入所の基準となります。

➤ 要支援者

要支援状態（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等のため、入浴、排せつ、食事等、日常生活での基本的な動作において、6か月にわたり継続して日常生活を営む上で支障があると見込まれる状態）にあると認定された人のことです。支援の必要の度合いに応じて、要支援1、要支援2に区分されます。

【ら】

➤ 理学療法士（PT）

Physical Therapist（PT）とも呼ばれます。怪我や病気等で身体に障害のある人や障害の発生が予測される人に対して、基本動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持及び障害の悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法（温熱、電気等の物理的手段を治療目的に利用するもの）等を用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職です。

➤ ロコモティブシンドローム（運動器症候群）

ロコモティブシンドローム（locomotive syndrome）とは、「運動器の障害のために移動機能の低下をきたした状態」のことを表し、2007年に日本整形外科学会によって新しく提唱された概念です。略称は「ロコモ」、和名は「運動器症候群」と言われます。運動器とは、身体を動かすために関わる組織や器官のことで、骨・筋肉・関節・靭帯・腱・神経等から構成されています。

【英字】

➤ PDCA サイクル

行動プロセスの枠組みのひとつ。Plan（計画）、Do（実行）、Check（確認）、Action（行動）の4つで構成されていることから、PDCA という名称になっています。

鳥栖市高齢者福祉計画

➤ QR コード

QR コードは、平成 6（1994）年に日本・愛知県の自動車部品メーカーであるデンソーの開発部門（現在は分社化して株式会社デンソーウェーブ）が発明した二次元コードです。データ読み取りや店頭決済用コードとして世界中で多用されています。